

有 価 証 券 報 告 書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事 業 年 度 自 平成21年4月1日
(第 25 期) 至 平成22年3月31日

日本たばこ産業株式会社

(E00492)

【目次】

表紙	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	7
5. 従業員の状況	9
第2 事業の状況	10
1. 業績等の概要	10
2. 生産、受注及び販売の状況	13
3. 対処すべき課題	14
4. 事業等のリスク	15
5. 経営上の重要な契約等	26
6. 研究開発活動	26
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	27
第3 設備の状況	29
1. 設備投資等の概要	29
2. 主要な設備の状況	29
3. 設備の新設、除却等の計画	31
第4 提出会社の状況	32
1. 株式等の状況	32
(1) 株式の総数等	32
(2) 新株予約権等の状況	33
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	42
(4) ライツプランの内容	42
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	42
(6) 所有者別状況	42
(7) 大株主の状況	43
(8) 議決権の状況	44
(9) ストックオプション制度の内容	45
2. 自己株式の取得等の状況	48
(1) 株主総会決議による取得の状況	48
(2) 取締役会決議による取得の状況	48
(3) 株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容	48
(4) 取得自己株式の処理状況及び保有状況	48
3. 配当政策	48
4. 株価の推移	49
(1) 最近5年間の事業年度別最高・最低株価	49
(2) 最近6月間の月別最高・最低株価	49
5. 役員の状況	50
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	54
(1) コーポレート・ガバナンスの状況	54
(2) 監査報酬の内容等	60

第5	経理の状況	61
1.	連結財務諸表等	62
(1)	連結財務諸表	62
(2)	その他	120
2.	財務諸表等	121
(1)	財務諸表	121
(2)	主な資産及び負債の内容	144
(3)	その他	147
第6	提出会社の株式事務の概要	148
第7	提出会社の参考情報	149
1.	提出会社の親会社等の情報	149
2.	その他の参考情報	149
第二部	提出会社の保証会社等の情報	150
	[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月24日
【事業年度】	第25期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
【会社名】	日本たばこ産業株式会社
【英訳名】	JAPAN TOBACCO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 宏
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03（3582）3111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コミュニケーション責任者 田中 泰行
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03（3582）3111（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員コミュニケーション責任者 田中 泰行
【縦覧に供する場所】	日本たばこ産業株式会社 埼玉支店 （さいたま市大宮区下町一丁目55番1号） 日本たばこ産業株式会社 横浜支店 （横浜市西区花咲町六丁目143番地） 日本たばこ産業株式会社 名古屋支店 （名古屋市中区伊勢山二丁目12番1号） 日本たばこ産業株式会社 大阪支店 （大阪市北区大淀南一丁目5番10号） 日本たばこ産業株式会社 神戸支店 （神戸市中央区中山手通三丁目7番23号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
売上高(百万円)	4,637,657	4,769,387	6,409,726	6,832,307	6,134,695
経常利益(百万円)	297,842	312,044	362,681	307,586	255,377
当期純利益(百万円)	201,542	210,772	238,702	123,400	138,448
純資産額(百万円)	1,762,511	2,024,615	2,154,629	1,624,288	1,723,278
総資産額(百万円)	3,037,378	3,364,663	5,087,214	3,879,803	3,872,595
1株当たり純資産額(円)	919,780.33	204,617.68	216,707.27	162,087.74	172,139.61
1株当たり当期純利益金額(円)	105,084.78	22,001.10	24,916.51	12,880.90	14,451.67
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	—	—	24,916.26	12,879.77	14,448.89
自己資本比率(%)	58.03	58.26	40.81	40.02	42.58
自己資本利益率(%)	12.36	11.32	11.83	6.80	8.65
株価収益率(倍)	19.70	26.32	20.03	20.33	24.08
営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	150,342	435,958	145,030	275,271	320,024
投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	△26,357	△149,692	△1,668,634	△65,008	△84,057
財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円)	△48,134	△32,634	519,000	△217,470	△250,398
現金及び現金同等物の期末残高(百万円)	920,141	1,179,522	215,008	167,257	154,368
従業員数 [外、平均臨時雇用者数](人)	31,476 [12,187]	33,428 [10,353]	47,459 [14,986]	47,977 [11,736]	49,665 [11,870]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第22期から、純資産額の算定にあたっては、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 第21期、第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 平成18年4月1日付をもって1株につき5株の割合で株式分割を行っており、平成18年3月末時点の株価は権利落ち後の株価となっております。従いまして、第21期の株価収益率は1株当たり純資産額等との整合性を図るため、権利落ち後の株価に分割割合を乗じて算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
売上高(百万円)	2,370,645	2,330,453	2,302,704	2,173,552	2,052,654
経常利益(百万円)	192,830	189,730	177,757	160,200	161,606
当期純利益(百万円)	126,268	132,456	131,145	89,637	107,361
資本金(百万円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数(千株)	2,000	10,000	10,000	10,000	10,000
純資産額(百万円)	1,643,098	1,753,067	1,816,727	1,845,443	1,901,759
総資産額(百万円)	2,410,096	2,561,865	2,902,509	2,857,330	3,027,503
1株当たり純資産額(円)	857,497.63	182,990.92	189,616.56	192,595.36	198,452.58
1株当たり配当額(円) (うち、1株当たり中間配当額 (円))	16,000 (7,000)	4,000 (1,800)	4,800 (2,200)	5,400 (2,600)	5,800 (2,800)
1株当たり当期純利益金額(円)	65,839.28	13,826.19	13,689.35	9,356.60	11,206.74
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	—	—	13,689.21	9,355.78	11,204.58
自己資本比率(%)	68.2	68.4	62.6	64.6	62.8
自己資本利益率(%)	7.96	7.80	7.35	4.90	5.73
株価収益率(倍)	31.44	41.88	36.45	27.99	31.05
配当性向(%)	24.3	28.9	35.1	57.7	51.8
従業員数 [外、平均臨時雇用者数](人)	8,855 [1,285]	8,930 [1,195]	8,999 [1,209]	8,908 [1,164]	8,961 [1,349]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第22期から、純資産額の算定にあたっては、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

3. 第21期、第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 平成18年4月1日付をもって1株につき5株の割合で株式分割を行っており、平成18年3月末時点の株価は権利落ち後の株価となっております。従いまして、第21期の株価収益率は1株当たり純資産額等との整合性を図るため、権利落ち後の株価に分割割合を乗じて算定しております。

5. 第25期の当社の1株当たり配当額5,800円は、会社設立25周年記念配当200円を含んでおります。

2【沿革】

(1) 株式会社移行の経緯

当社の前身となる日本専売公社（以下「公社」という。）は、「国の専売事業の健全にして能率的な実施に当たすることを目的」として、昭和24年6月1日に設立され、たばこ専売制度等の実施主体として、たばこの安定的提供と財政収入の確保に貢献する等の役割を果たしてまいりました。

しかし、昭和50年代に入り、成人人口の伸び率の鈍化、喫煙と健康問題の高まり等のため、需要の伸びが鈍化し、販売数量はほぼ横這いで推移するに至り、このような傾向はさらに続くものと予想され、需要の構造的変化としてとらえざるを得ない状況と考えられました。また、外国たばこ企業に対する実質的な市場開放が進展し、国内市場における内外製品間の競争が展開される中で、たばこ専売制度の枠内では対応困難な諸外国からの市場開放要請の強まり、さらに、国内における公社制度に対する改革動向の中で、昭和56年3月臨時行政調査会が発足し、同調査会の第3次答申（昭和57年7月30日）において、専売制度、公社制度に対する抜本的な改革が提言されました。

これを受けて政府は、制度全体の見直しを進め、

- ・たばこの輸入自由化を図るためたばこ専売法を廃止するとともに、新たにたばこ事業に関し所要の調整を図るためのたばこ事業法の制定
 - ・たばこの輸入自由化の下、国内市場において外国たばこ企業と対等に競争していく必要があることから、日本専売公社法を廃止するとともに、公社を合理的企業経営が最大限可能な株式会社に改組し、必要最小限の公的規制を規定する日本たばこ産業株式会社法の制定
- を中心とするいわゆる専売改革関連法として法案化し、これら法律案は、第101回国会において、昭和59年8月3日成立し、同年8月10日に公布されました。

当社設立前の主な変遷は次のとおりです。

年月	変遷の内容
昭和24年6月	日本専売公社設立
昭和32年7月	国産初のフィルター付製造たばこ「ホープ(10)」発売
昭和38年2月	製造たばこの販売店配送等を目的とする東京たばこ配送(株)を設立 その後昭和47年3月までの間に関西、中部、九州及び北海道たばこ配送(株)を設立して全国体制整備
昭和48年1月	研究開発体制の充実・強化を図るため、中央研究所を横浜市に建設し、東京都より移転
昭和52年3月	たばこ製造の近代化、効率化のため宇都宮・茂木両工場を廃止し、北関東工場を設置
昭和54年9月	たばこ製造の近代化、効率化のため磐田工場を廃止し、東海工場を設置
昭和57年7月	専売改革を含む臨時行政調査会第3次答申
昭和57年9月	たばこ製造の近代化、効率化のため京都・茨木・高槻3工場を廃止し、関西工場を設置
昭和59年4月	製造たばこの輸出を目的とする日本たばこインターナショナル(株)を設立
昭和59年8月	「専売改革関連法案」成立（8月10日公布）

(2) 当社設立後の状況

当社は、日本たばこ産業株式会社法（昭和59年8月10日法律第69号）に基づき、昭和60年4月1日に公社財産の全額出資により設立されました。当社は設立に際し、公社の一切の権利義務を承継しました。

当社設立後の主な変遷は次のとおりです。

年月	変遷の内容
昭和60年4月	日本たばこ産業株式会社設立
昭和60年4月	新規事業の積極的展開を図るため事業開発本部を設置 その後平成2年7月までの間に各事業の推進体制強化のため、同本部を改組し、医薬、食品等の事業部を設置
昭和61年3月	たばこ製造の近代化、効率化のため福岡・鳥栖両工場を廃止し、北九州工場を設置 その後平成8年6月までの間にたばこ製造体制の合理化のため9たばこ工場を廃止
昭和63年10月	コミュニケーション・ネーム「JT」を導入
平成3年7月	新本社ビル建設のため、本社を東京都港区から東京都品川区に移転
平成5年9月	医薬事業研究開発体制の充実・強化を図るため、医薬総合研究所を設置
平成6年10月	政府保有株式の第一次売出し（394,276株） 東京、大阪、名古屋の各証券取引所市場第一部に株式を上場
平成6年11月	京都、広島、福岡、新潟、札幌の各証券取引所に株式を上場
平成7年5月	本社を東京都品川区から東京都港区に移転
平成8年6月	政府保有株式の第二次売出し（272,390株）
平成9年4月	塩専売制度廃止に伴い、当社の塩専売事業が終了 たばこ共済年金を厚生年金に統合
平成10年4月	㈱ユニマツトコーポレーションと清涼飲料事業での業務提携に関する契約を締結 その後、同社の発行済株式の過半数を取得
平成10年12月	鳥居薬品㈱の発行済株式の過半数を、公開買付により取得
平成11年5月	米国のRJRナビスコ社から米国外のたばこ事業を取得
平成11年7月	旭フーズ㈱など子会社8社を含む旭化成工業㈱の食品事業を取得
平成11年10月	鳥居薬品㈱との業務提携により、医療用医薬品事業における研究開発機能を当社に集中し、プロモーション機能を鳥居薬品㈱に統合
平成15年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、仙台・名古屋・橋本工場を閉鎖
平成15年10月	経営の選択肢の拡大に向けて、自己株式を取得（45,800株）
平成16年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、広島・府中・松山・那覇工場を閉鎖
平成16年6月	政府保有株式の第三次売出し（289,334株）により政府の保有義務が及ばない株式についての売却が完了
平成16年11月 ～平成17年3月	経営の選択肢の拡大に向けて、自己株式を取得（38,184株）
平成17年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、上田・函館・高崎・高松・徳島・白杵・鹿児島・都城工場を閉鎖
平成17年4月	マールボロ製品の日本国内における製造及び販売、商標を独占的に使用するライセンス契約の終了
平成19年4月	英国法上の買収手続きであるスキーム・オブ・アレンジメントに基づき、英国の Gallaher Group Plc の発行済株式を取得
平成20年1月	㈱加ト吉株式を公開買付により取得
平成21年3月	国内たばこ事業における競争力ある事業構造を構築するため、金沢工場を閉鎖
平成22年3月	国内たばこ事業における競争力ある事業構造を構築するため、盛岡・米子工場を閉鎖

3 【事業の内容】

当社と、連結子会社258社、持分法適用関連会社17社から構成される当社グループが営んでいる主な事業内容、各関係会社等の当該事業に係る位置づけは次のとおりです。

なお、次の5区分は「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一です。

〔国内たばこ事業〕

当該事業につきましては、製造たばこの製造、販売を行っております。

当社が製造、販売を行い、TSネットワーク㈱が当社製品の配送及び外国たばこ製品（輸入たばこ製品）の卸売販売等の流通業務を行っております。また、日本フィルター工業㈱等が材料品の製造を行っております。

（主な関係会社）

TSネットワーク㈱、ジェイティ物流㈱、日本フィルター工業㈱、富士フレーバー㈱、ジェイティエンジニアリング㈱

その他連結子会社11社、持分法適用関連会社2社

〔海外たばこ事業〕

当該事業につきましては、製造、販売を統括する JT International S.A. を中核として、製造たばこの製造、販売を行っております。

（主な関係会社）

JT International S.A.、JTI-Macdonald Corp.、LLC Petro、JT International Germany GmbH、JTI Tütün Urunleri Sanayi A.S.、Gallaher Ltd.、Austria Tabak GmbH、Liggett-Ducat CJSC

その他連結子会社170社、持分法適用関連会社6社

〔医薬事業〕

当該事業につきましては、医療用医薬品の研究開発、製造、販売を行っております。

主に当社が研究開発を行い、鳥居薬品㈱が製造、販売・プロモーション業務（当社製品を含む）を行っております。

（主な関係会社）

鳥居薬品㈱、ジェイティファーマアライアンス㈱、Akros Pharma Inc.

その他連結子会社1社

〔食品事業〕

当該事業につきましては、清涼飲料水、加工食品、調味料の製造、販売等を行っております。

飲料事業におきましては、当社が商品開発を行い、ジェイティ飲料㈱、㈱ジャパンビバレッジ等が販売を行っております。また、加工食品事業、調味料事業におきましては、テーブルマーク㈱（注）等が製造、販売等を行っております。

（主な関係会社）

ジェイティ飲料㈱、㈱ジャパンビバレッジ、テーブルマーク㈱

その他連結子会社46社、持分法適用関連会社6社

（注）「テーブルマーク株式会社」は、平成22年1月に、社名を「株式会社加ト吉」から変更いたしました。

〔その他事業〕

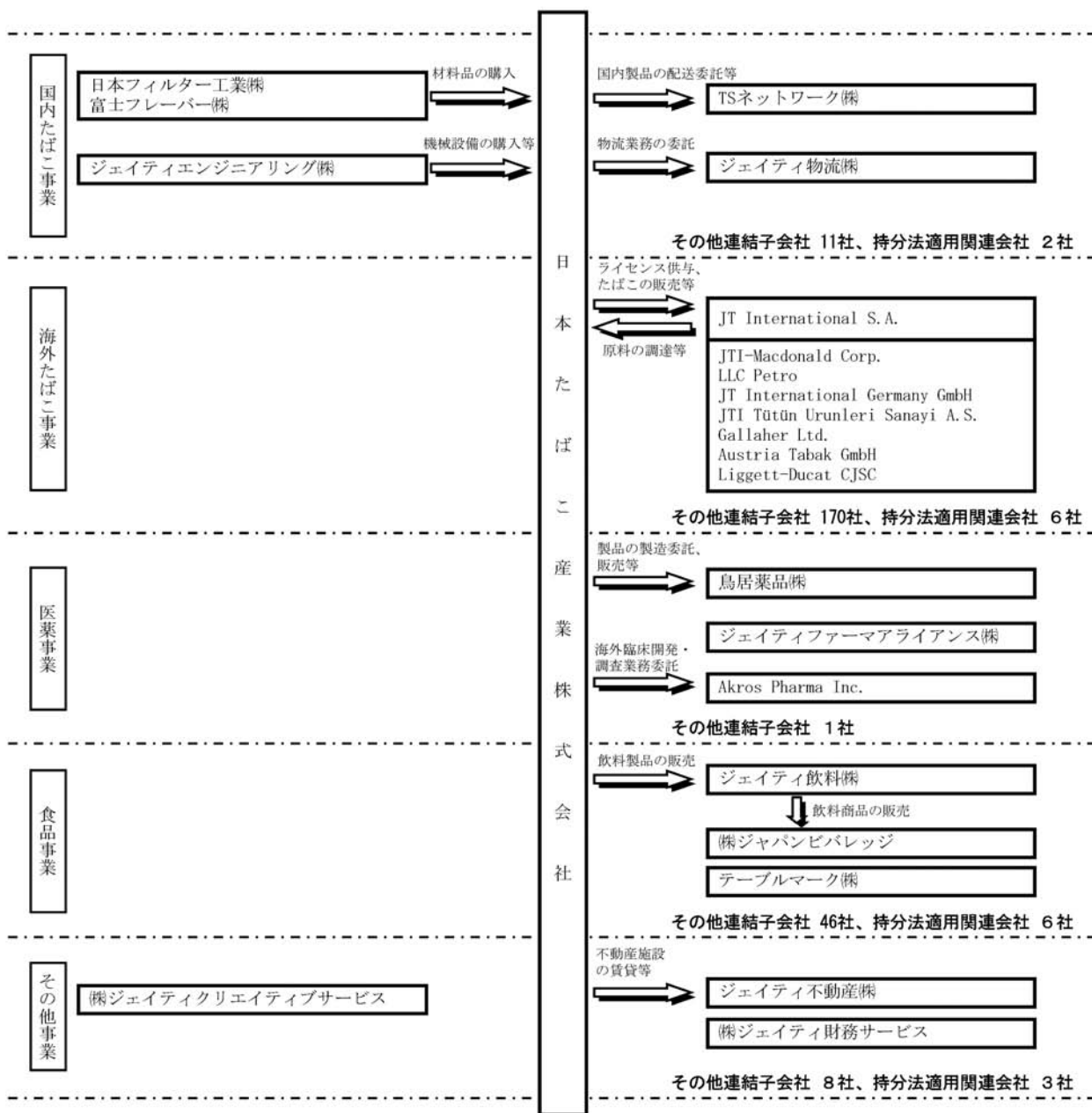
不動産事業につきましては、不動産施設の賃貸及び運営等を行っております。その他に、各種製品の製造、販売や当社グループ全般に対してサービスの提供を行う関係会社があります。

(主な関係会社)

ジェイティ不動産㈱、㈱ジェイティ財務サービス、㈱ジェイティクリエイティブサービス
 その他連結子会社 8 社、持分法適用関連会社 3 社

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりです。

(平成22年 3 月31日現在)



(注) 連結子会社

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	事業 内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員	当社 従業員			
(連結子会社) 258社									
TSネットワーク㈱ ※1	東京都 台東区	460	国内 たばこ	74.5	－	有	－	製造たばこの 配送業務等の 委託	有
ジェイティ物流㈱	東京都 渋谷区	207	国内 たばこ	100.0	－	有	－	製造たばこ、 原材料の運送 委託	有
日本フィルター工業㈱ ※2	東京都 渋谷区	461	国内 たばこ	87.1	－	有	－	製造たばこ用 フィルターの 購入	有
富士フレーバー㈱	東京都 羽村市	196	国内 たばこ	100.0	－	有	有	製造たばこ用 香料の購入	有
ジェイティエンジニアリング ㈱	東京都 墨田区	200	国内 たばこ	100.0	－	有	－	機械設備の購 入等	有
JT International S.A. ※2	スイス	千CHF 1,215,425	海外 たばこ	100.0 (100.0)	有	－	－	ライセンス供 与、製造たば この販売等	－
JTI-Macdonald Corp. ※2	カナダ	千CAD 124,996	海外 たばこ	100.0 (100.0)	－	－	－	－	－
LLC Petro	ロシア	千RUB 328,439	海外 たばこ	100.0 (100.0)	－	－	－	－	－
JT International Germany GmbH	ドイツ	千EUR 37,393	海外 たばこ	100.0 (100.0)	－	－	－	－	－
JTI Tütün Urunleri Sanayi A.S. ※2	トルコ	千TRY 148,824	海外 たばこ	100.0 (100.0)	－	－	－	－	－
JT International Holding B.V. ※2	オランダ	千EUR 1,380,018	海外 たばこ	100.0 (100.0)	有	有	有	－	－
Gallaher Group Ltd. ※2	イギリス	千GBP 65,858	海外 たばこ	100.0 (100.0)	－	－	－	－	－
Gallaher Ltd. ※1、※2	イギリス	千GBP 170,696	海外 たばこ	100.0 (100.0)	－	－	－	－	－
Austria Tabak GmbH ※2	オーストリア	千EUR 175,934	海外 たばこ	100.0 (100.0)	－	－	－	－	－
Liggett-Ducat CJSC	ロシア	千RUB 260,365	海外 たばこ	100.0 (100.0)	－	－	－	－	－
鳥居薬品㈱ ※3	東京都 中央区	5,190	医薬	54.5	－	有	－	製品の製造委 託、販売等	有
ジェイティファーマアライア ンス㈱	東京都 港区	360	医薬	100.0	有	有	－	－	有
Akros Pharma Inc.	アメリカ	千USD 1	医薬	100.0 (100.0)	－	有	－	海外臨床開 発・調査業務 委託	－
ジェイティ飲料㈱	東京都 品川区	90	食品	100.0	－	有	有	清涼飲料の販 売委託等	有
㈱ジャパンビバレッジ ※2	東京都 新宿区	10,471	食品	66.7	－	－	－	ジェイティ飲 料㈱を通じた 清涼飲料水の 販売	有
テーブルマーク㈱ ※2	香川県 観音寺市	47,502	食品	100.0	有	有	有	－	有

名称	住所	資本金 (百万円)	事業 内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員	当社 従業員			
ジェイティ不動産(株)	東京都 渋谷区	450	その他	100.0	－	有	－	不動産施設の 賃貸等	有
(株)ジェイティ財務サービス	東京都 大田区	160	その他	100.0	－	有	－	各種機器のリ ース	有
(株)ジェイティクリエイティブ サービス	東京都 大田区	200	その他	100.0	－	有	－	事務用諸物品 の購入等	有
JT Europe Holding B.V. ※2	オランダ	千EUR 1,380,018	その他	100.0	－	有	－	－	－
その他233社 ※2、※3									
(持分法適用関連会社) 17社									

- (注) 1. 「事業内容」には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
2. 「議決権に対する所有割合」の()内は、間接所有割合を表示(内書)しております。
3. 「役員の兼任等」には、当社との兼任及び当社からの出向を含んでおります。
4. 決算日が12月31日の海外子会社については、平成21年12月31日現在の状況を記載しております。
5. ※1: TSネットワーク(株)及びGallaher Ltd.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

名称	主要な損益情報等(百万円)				
	売上高	経常利益	当期純利益	純資産額	総資産額
TSネットワーク(株)	1,106,915	7,381	4,297	40,663	158,764

名称	主要な損益情報等(千GBP)				
	売上高	税金等調整前 当期純利益	当期純利益	純資産額	総資産額
Gallaher Ltd.	4,473,277	751,585	674,878	2,168,144	5,074,385

6. ※2: 特定子会社に該当しております。なお、その他に含まれる会社のうち特定子会社に該当する会社は次のとおりです。
JTI (UK) MANAGEMENT LTD、JT Canada LLC Inc.、JT Canada LLC II Inc.、
Gallaher Capital Ltd.、Gallaher Europe Finance、Gallaher AF Luxembourg S.à r.l.、
Gallaher Luxembourg Overseas Finance S.à r.l.
7. ※3: 有価証券報告書を提出しております。なお、その他に含まれる会社のうち有価証券報告書を提出している会社は次のとおりです。
ケイエス冷凍食品(株)

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成22年3月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
国内たばこ事業	11,282 [4,138]
海外たばこ事業	24,751 [1,793]
医薬事業	1,634 [110]
食品事業	11,143 [5,747]
その他事業	352 [82]
提出会社の全社共通業務	503 [0]
合計	49,665 [11,870]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外書で記載しております。
2. 決算日が12月31日の海外子会社については、平成21年12月31日現在の従業員数により算定しております。
3. 提出会社の全社共通業務は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数です。

(2) 提出会社の状況

(平成22年3月31日現在)

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
8,961 [1,349]	42.8	21.6	8,776,711

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外書で記載しております。
2. 従業員数は、契約社員（96人）、休職者（75人）、当社への出向者（70人）を含み、当社からの出向者及び退職を前提とする長期休暇取得者（計1,084人）は含んでおりません。
3. 平均勤続年数には、旧日本専売公社における勤続年数を含んでおります。
4. 平均年間給与（税込）は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには主要な労働組合として、全日本たばこ産業労働組合が組織されており、日本食品関連産業労働組合総連合会（フード連合）に所属し、上部団体として、日本労働組合総連合会（連合）、国際食品関連産業労働組合連合会（IUF）に加入しております。

また、労使関係につきましては良好であり特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における世界経済は、下半期に向かって、アジアでは景気の回復が見られ、米国においても緩やかな持ち直しの動きが見られたものの、欧州では雇用情勢の悪化が続く等引き続き深刻な状況となりました。我が国の経済につきましては、輸出や生産に持ち直しの動きが見られた一方で、企業収益や雇用情勢等引き続き厳しい状況となっております。

このような状況の中、当社グループは、平成21年4月に策定した中期経営計画「JT-11」のもと、将来に亘る持続的な成長を可能とするために、将来に向けた投資と不断の業務改善の実践に取り組んでおります。

当連結会計年度の業績につきましては、売上高は前年度比6,976億円減収の6兆1,346億円（前年度比10.2%減）となりました。営業利益は前年度比673億円減益の2,965億円（前年度比18.5%減）となりました。経常利益は前年度比522億円減益の2,553億円（前年度比17.0%減）となりました。当期純利益は前年度比150億円増益の1,384億円（前年度比12.2%増）となりました。

なお、海外たばこ事業に区分した連結子会社の決算日は12月31日であり、平成21年1～12月の業績を当連結会計年度の業績としております。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりです。

〔国内たばこ事業〕

国内たばこ事業につきましては、当社グループの利益創出の中核として位置づけております。国内市場における総需要の減少、競合他社との競争激化により、事業環境は一層厳しさを増しております。当社といたしましては、競合他社との競争優位性の確保に向け、強靱なブランド・ポートフォリオの構築に努めるとともに、お客様満足度の最大化に向けた付加価値・品質の更なる向上、コスト効率性の高い事業運営体制の構築につきましても、不断の取り組みを行っております。

当連結会計年度においては、中核ブランドであるマイルドセブン・ファミリー、セブンスター・ファミリーを中心に既存ブランドの育成や新製品投入に注力し、ブランド価値の向上に努めました。具体的には、「マイルドセブン・100's・ボックス」「マイルドセブン・ライト・100's・ボックス」「セブンスター・ブラック・チャコールメンソール・ボックス」「ピアニッシモ・アイシーン・メンソール・ワン」「マイルドセブン・インパクト・ワン・メンソール・ボックス」を全国発売、「キャメル・メンソール・ミニ」を地域限定で発売、平成22年4月より「セブンスター・ブラック・インパクト・ボックス」、6月より「ウィンストン・ライト・6・ボックス」「ウィンストン・エクストラ3・ボックス」「ウィンストン・ウルトラワン・100's・ボックス」を全国発売しており、7月より「マイルドセブン・アクア・スカッシュ・メンソール7・ボックス」を全国発売いたします。

また、「アイシーン」「ルーシア」の「ピアニッシモ」ブランドへの統合や、マイルドセブン・ファミリーの主要15銘柄のデザイン変更、キャスター・ファミリー全9銘柄のリニューアル（平成22年4月）によって、ピアニッシモ・ファミリー、マイルドセブン・ファミリー及びキャスター・ファミリーのブランド価値を強化・向上し、継続的な成長を目指しております。

また、平成22年5月より、“火を使わず煙が出ない”まったく新しいスタイルの無煙たばこ「ゼロスタイル・ミント」を地域限定で発売しております。嗜好品であるたばこをより楽しんでいただくために、味・香りなどの品質向上はもとより、紙巻たばこに限らず、広く商品の開発に取り組み、お客様の多様なニーズにお応えしていくことで、今後もお客様満足の向上に努めてまいります。

当連結会計年度における紙巻たばこの販売数量は、総需要の減少等により、前年度に対し80億本減少し、1,518億本（注）（前年度比5.0%減）となりました。また、シェアは64.9%（前年度比0.2ポイント減）、千本当税売上高は4,056円となりました。

この結果、売上高は、販売数量の減少により、前年度比1,576億円減収の3兆428億円（前年度比4.9%減）となりました。営業利益は、売上高の減少があったものの、一部商標権の償却終了に伴う減価償却費の減少及び自動販売機に係る減価償却費の減少等により、前年度比150億円増益の2,033億円（前年度比8.0%増）となりました。

また、当連結会計年度における国内で生産した紙巻たばこの数量は、前年度に対し30億本減少し、1,795億本（前年度比1.7%減）となりました。

（注）国内たばこ事業の販売数量には、当該数値の他に、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場の当連結会計年度における販売数量36億本があります。

[海外たばこ事業]

海外たばこ事業につきましては、当社グループの利益成長の牽引役としての役割を果たし続けるべく、GFB（注1）への資源集中、単価の改善によるマージン率の向上等、トップライン成長の機会を積極的に追求しております。

当連結会計年度におけるGFBの販売数量は、「ウィンストン」がイタリア、フランス、トルコで、「キャメル」がイタリア、ウクライナで順調に伸張しました。しかしながら、イランにおける不安定な事業環境の影響、フィリピンにおいてライセンス契約から製造委託へ切り替えたことに伴う影響等により、GFBの販売数量は前年度に対し21億本減少し2,434億本（前年度比0.9%減）、GFBを含む紙巻たばこの販売数量は前年度に対し110億本減少し、4,349億本（注2）（前年度比2.5%減）となりました。

当連結会計年度においては、前年度比で主要市場の現地通貨が、海外たばこ事業の決算を連結する子会社において使用する米国ドルに対して下落し、さらに、邦貨換算時に円高の影響を受けたことから、売上高は、前年度比4,846億円減収の2兆6,336億円（前年度比15.5%減）となりました。営業利益は、これらの為替影響に加えて、葉たばこ価格の上昇を受けた製造コストの増等により、前年度比656億円減益の1,091億円（前年度比37.6%減）となりました。

また、当連結会計年度における海外で生産した紙巻たばこの数量は、前年度に対し138億本減少し、3,853億本（注3）（前年度比3.5%減）となりました。

（注1）ブランド・ポートフォリオの根幹を支える「ウィンストン」「キャメル」「マイルドセブン」「ベンソン・アンド・ヘッジス」「シルクカット」「LD」「ソブラニー」「グラマー」の8ブランドをGFB（グローバル・フラッグシップ・ブランド）としております。

（注2）当期より、海外たばこ事業における紙巻たばこの販売数量には、シガー、パイプ、スヌースの販売数量を含んでおります。当連結会計年度のシガー、パイプ、スヌースの販売数量は6億本です。また、前期まで当該数値に含んでいた、主としてドイツ市場において展開しているプライベートブランドの販売数量は、当期より除外しております。当連結会計年度のプライベートブランドの販売数量は39億本です。

（注3）当期より、海外で生産した紙巻たばこの数量には、シガー、パイプ、スヌースの生産数量を含んでおります。当連結会計年度のシガー、パイプ、スヌースの生産数量は5億本です。また、前期まで当該数値に含んでいた、主としてドイツ市場において展開しているプライベートブランドの生産数量は、当期より除外しております。当連結会計年度のプライベートブランドの生産数量は30億本です。

※ 当連結会計年度の為替レートにつきましては1米国ドル=93.65円、前年度の為替レートにつきましては1米国ドル=103.48円です。

[医薬事業]

医薬事業につきましては、後期開発品の充実、研究開発パイプラインの強化に注力し、引き続き、国際的に通用する特色ある研究開発主導型事業の構築、オリジナル新薬を通じての存在感の確保に努めております。開発状況としましては、C型肝炎治療薬「JTK-853」が臨床試験段階に移行したことにより、自社開発品10品目が臨床試験の段階にあります。

また、早期の事業価値実現に向けた、戦略的な導出入機会の探索及び提携先との連携強化についても取り組んでおります。

子会社鳥居薬品㈱につきましては、「注射用フサン（蛋白分解酵素阻害剤）」の売上高は減少したものの、平成21年3月より「レミッチカプセル（血液透析患者における経口そう痒症改善剤）」の販売を開始したことに加え、「ツルバダ配合錠（抗HIV薬）」「セロトーン（制吐剤）」等の売上高が伸張したことから増収となりました。

売上高は、鳥居薬品㈱における増収があったものの、前年度は平成20年11月に米国メルク社へ導出した骨粗鬆症治療薬「JTT-305」の契約一時金収入及び平成16年10月にロシュ社へ導出した脂質異常症治療薬「JTT-705」の開発の進展に伴うマイルストーン収入を計上していたこと等により、前年度比126億円減収の440億円（前年度比22.4%減）となり、営業損失は135億円（前年度は10億円の営業利益）となりました。

[食品事業]

食品事業につきましては、飲料事業、加工食品事業、調味料事業の3分野に注力し、最高水準の安全管理に向けた取り組みを推進するとともに、将来の成長に向けた事業基盤の更なる強化に努めております。

飲料事業におきましては、基幹ブランド「ルーツ」の更なる強化や自動販売機オペレーターである子会社㈱ジャパンビバレッジを中心とした販売網の充実に努めており、これらの取り組みを通じた着実な拡大を図るとともに、収益力の強化に向けた取り組みを推進しております。

加工食品事業及び調味料事業におきましては、テーブルマークグループにおいて、各バリューチェーン機能の強化を通じた収益力の強化及び強固な基盤確立に努めております。

売上高は、チルド加工食品からの撤退及び一部子会社を連結対象外とした影響等により、前年度比413億円減収の3,946億円（前年度比9.5%減）となりました。利益面では、コスト削減等の効果はあるものの、平成21年6月に子会社(株)グリーンフーズの株式を子会社テーブルマーク(株)が追加取得したことに伴い発生したのれん償却の影響に加え、水産事業での一時的な損失の計上等により、営業損失は136億円（前年度は114億円の営業損失）となりました。

[その他事業]

その他事業につきましては、売上高は前年度比12億円減収の195億円（前年度比6.1%減）、営業利益は前年度比8億円増益の105億円（前年度比8.9%増）となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりです。

[日本]

当連結会計年度の日本における売上高は、国内たばこ事業における販売数量の減少により、前年度比1,894億円減収の3兆4,825億円（前年度比5.2%減）となったものの、営業利益につきましては、国内たばこ事業における一部商標権の償却終了に伴う減価償却費の減少があったこと等から、前年度比18億円減益の1,845億円（前年度比1.0%減）となりました。

[西欧]

当連結会計年度の西欧における売上高は、海外たばこ事業において、英国等の主要市場の現地通貨が弱めに推移した為替のマイナス影響等から、前年度比3,602億円減収の1兆6,777億円（前年度比17.7%減）となりました。営業利益につきましては、のれん償却費用の計上等により、営業損失は402億円（前年度は241億円の営業損失）となりました。

[その他]

当連結会計年度のその他の地域における売上高は、海外たばこ事業において、ロシア等の主要市場の現地通貨が弱めに推移した為替のマイナス影響等から、前年度比1,478億円減収の9,743億円（前年度比13.2%減）、営業利益につきましては、前年度比491億円減益の1,504億円（前年度比24.6%減）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前年度末に比べ128億円減少し、1,543億円となりました（前年度末残高1,672億円）。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、海外たばこ事業において葉たばこ価格の上昇及び買付量の増によるたな卸資産の増加があったものの、たばこ事業による安定したキャッシュ・フローの創出があったこと等から、3,200億円の収入（前年度は2,752億円の収入）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得等により、840億円の支出（前年度は650億円の支出）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、コマーシャル・ペーパー及び社債の発行による収入があったものの、社債の償還、長期借入金の返済及び配当金の支払い等による支出に伴い、2,503億円の支出（前年度は2,174億円の支出）となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、国内たばこ事業、海外たばこ事業、医薬事業、食品事業、その他事業において広範囲かつ多種多様な製品の生産・販売を行っており、その品目・形式・容量・包装等は多種類であること、また主要な製品については受注生産を行っていないことから、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額及び数量で表示することはしておりません。

このため生産、受注及び販売の状況については、「1. 業績等の概要」における各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

当社は、長期的に目指す企業像である「JTグループならではの多様な価値をお客様に提供するグローバル成長企業」の実現に向け、これまで推進してきた戦略を継承し、さらに発展させるため、平成23年度までの3年間についての中期経営計画「JT-11」を平成21年4月に策定いたしました。

「JT-11」では、「今後想定される様々な環境変化を見据え、将来に亘る持続的な成長を可能とするために、将来に向けた投資と不断の業務改善の実践を通じ、力強い事業モメンタムを確たるものにしていく」ことをテーマとしております。

国内たばこ事業につきましては、当社グループの利益創出の中核と位置づけております。国内市場における総需要の減少により、競合他社との競争は今後さらに激化する見通しであり、当社といたしましては、環境変化を見据え、主要ブランドを中心にブランド・エクイティの維持、向上に努め、強靱なブランド・ポートフォリオの構築に努めるとともに、重要販路における露出強化、営業力・組織力の強化に取り組み、競合他社との競争優位性を確保してまいります。加えて、お客様満足度の最大化に向けた付加価値、品質の更なる向上に向けた取り組みも実施してまいります。また、不確実性の高い事業環境に適応可能かつコスト効率性の高い事業運営体制の構築に努めてまいります。なお、たばこを吸われる方と吸われない方の協調ある共存社会実現に向けた取り組みも引き続き実施してまいります。

また、平成22年3月24日、国会において、10月1日よりたばこ1本あたり3.5円（20本入1箱70円）の増税が実施されることが決定されました。少子化や高齢化の進展等といった構造的な要因に加え、今回の増税は過去に例をみない大幅かつ急激なものであることから、たばこの著しい総需要の減少は避けられないものと考えております。このような状況の中、引き続きお客様にご満足いただける品質・サービスを提供するためには、コスト削減努力のみでは対応できないことから、この度、増税分以上の価格改定をお願いさせていただくこととしました。当社といたしましては、安定的な製品供給に取り組みとともに、引き続き、お客様に満足いただける製品品質の向上、喫煙場所の確保をはじめとするサービスの向上に努めてまいります。

海外たばこ事業につきましては、当社グループの利益成長の牽引役としての役割を果たし続けるべく、GFBへの継続的集中、卓越したブランドの構築及び育成による販売数量の伸張と単価の改善による質の高いトップライン成長の実現に取り組んでまいります。併せて、将来性のある市場の育成を含め、収益基盤の拡充を図るとともに、更なる事業基盤の強化に向けた積極的な投資を実施してまいります。

また、世界保健機関（WHO）による「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」、欧州連合（EU）及びその他各国におけるたばこに対する諸規制の動きに対しましても、引き続き適切な対応を図ってまいります。

医薬事業につきましては、後期開発品の充実、研究開発パイプラインの強化に注力し、引き続き、国際的に通用する特色ある研究開発主導型事業の構築、オリジナル新薬を通じての存在感の確保に努めてまいります。このため、後期開発を含む臨床開発力の強化、創薬研究力の更なる向上に努めるとともに、早期の事業価値実現に向けた、戦略的な導出入機会の探索及び提携先との連携強化についても取り組んでまいります。

食品事業につきましては、飲料事業、加工食品事業、調味料事業の3分野に注力し、最高水準の安全管理に向けた取り組みを推進するとともに、将来の飛躍的な成長に向けた事業基盤の更なる強化を図ってまいります。飲料事業につきましては、基幹ブランド「ルーツ」の更なる強化や効率性の追求による強固な収益基盤の確立に努めてまいります。加工食品事業及び調味料事業につきましては、テーブルマークグループにおいて、統合シナジーの追求、注力分野への戦力の集中及び一体感の更なる醸成を図ることで、事業基盤の強化に努めてまいります。

環境保全活動や社会貢献活動につきましても、当社グループが事業活動を行うすべての国や地域において、企業活動と環境との調和を図り、社会と共生する「良き企業市民」を目指す観点から、環境負荷低減、地域貢献活動、植林／森林保全活動、青少年育成活動等に積極的に取り組んでまいります。

配当につきましては、中長期的な成長戦略の実施状況及び連結業績見通しを踏まえつつ、資本市場における競争力ある株主還元を目指すことを基本方針とし、中期的には連結配当性向30%（のれんの償却影響を除く）を目指し、引き続き安定的・継続的に配当の向上に努めてまいります。内部留保資金につきましては、その使途として、足許及び将来の事業投資、外部資源の獲得、経営の選択肢拡大に向けた自己株式の取得、有利子負債の圧縮等に備えることとしております。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、別段の表示が無い限り、当該事項は当連結会計年度末において判断したものです。

(1) 当社グループの事業及び収益構造並びに経営方針に係る事項

①国内たばこ事業への依存度について

現状においては、当社グループの主要な事業セグメントは国内たばこ事業であり、当社グループの売上高及び営業利益に相当程度貢献しております。当連結会計年度における国内たばこ事業の売上高（当社が国内で製造販売したもの（ライセンスに基づくものを含む）、当社グループ会社が国内で卸売販売したもの（競合他社製品で利益率の低い製品を含む）及び当社が中国・香港・マカオ市場で販売したものの合計を指します。）は、当社グループの売上高の49.6%、営業利益の68.6%を占めております。当社グループの国内たばこ事業が何らかの悪影響を受けた場合は、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります（詳細については、下記(2)をご参照ください。）。

②事業拡大について

当社グループは、医薬事業、食品事業が将来において業績に貢献するものと考えており、これらの事業に対する投資を行う予定ですが、かかる投資が期待されるリターンをもたらすという保証はありません。

当社グループは、海外たばこ事業における RJR ナビスコ社の米国外の全たばこ事業の買収、Gallaher の買収及び食品事業における(株)加ト吉の買収をはじめとして、事業の拡大に向け、積極的に外部の経営資源を獲得してまいりました。当社グループは、事業基盤をさらに強化するために、他企業の買収、他企業への出資、他企業との提携及び協力体制構築等の検討を行い、その結果、将来の当社グループの業績に貢献すると判断した場合には、これらを実行することもあり得ます。しかしながら、これらの実行の結果、当社グループの期待する成果が得られない場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、買収に伴い発生した相当額ののれんを連結貸借対照表に計上しており、海外たばこ事業におけるのれんの金額は、当連結会計年度末時点において、連結総資産の34.7%を占めております。当社グループは、当該のれんにつきまして、それぞれの事業価値及び事業統合による将来のシナジー効果が発揮された結果得られる将来の収益力を適切に反映したものと考えておりますが、事業環境や競合状況の変化等により期待する成果が得られない場合、減損損失が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、海外における事業については、為替変動、法令や規則の変更、政情不安、経済動向の不確実性、現地における労使関係、税制・関税等の変更、商慣習の相違その他のリスクに直面する可能性があります。

③外国為替の変動による影響について

当社は円表示で連結財務諸表を作成しておりますが、海外の当社グループ会社は日本円以外の外国通貨で財務諸表を作成しております。従って、海外の当社グループ会社の業績、資産及び負債は、当社の連結財務諸表の作成時において日本円に換算され、円表示で当社の連結財務諸表に記載されることになるため、当該当社グループ会社が決算に使用する外国通貨の日本円に対する為替の変動による影響を受けることになります。特に、当社グループの海外たばこ事業の拡大に伴い、その寄与分につき、為替の変動が、連結財務諸表に重大な影響を与える可能性があります。海外たばこ事業の決算を連結する JT International Holding B.V.（当社のオランダにおける連結子会社、以下「JTIH」）が決算に使用する通貨は米国ドルですが、同社は世界各国に存在する連結子会社又は関連会社を通じて事業を行っており、それらの中には米国ドル以外の通貨により決算を行っているものがあります。このため、外国為替の変動に伴う換算影響には日本円と JTIH が連結決算に使用する通貨である米国ドルの間の為替変動だけでなく、当該米国ドルと、同社の連結子会社又は関連会社が決算に使用するその他の通貨の間の為替変動も含むことになります。

なお、当社が外貨建てで株式等を取得した海外の当社グループ会社について清算、売却、重大な価値の減額等の事由が発生した場合、当社の連結財務諸表において当該会社に対する投資の損益が計上され、かかる損益は当該株式等の取得に使用した外国通貨と日本円の間の変動の影響を受けます。

また、当社グループの国際取引の相当程度は日本円以外の通貨でなされており、かかる取引は外国為替の影響を受けます。当社グループは取引による為替リスクの一部をヘッジしておりますが、かかるヘッジにより当社グループの為替リスクを完全に回避することはできず、為替の動向が当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④「平成22年度税制改正大綱」について

平成21年12月22日に閣議決定された「平成22年度税制改正大綱」において、たばこ税について将来に向かって税率を引き上げていく必要があり、その過程で、現行のたばこ事業法の改廃を含め、たばこ事業のあり方について新たな枠組みの構築を目指すこととする旨の記載がなされております。これらの内容によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社グループの国内たばこ事業、海外たばこ事業に係る事項

①たばこ需要の減少について

国内たばこ市場における紙巻たばこの総需要は、高齢化の進展、喫煙と健康に関する意識の高まり、喫煙をめぐる規制の強化等を背景に、減少傾向が続いており、当社はかかる減少傾向は継続するものと予測しております。海外たばこ市場においても需要の動向は地域によって変動はあるものの、経済環境、地域状況等により減少する可能性があります。

国内又は海外においてたばこ需要が減少した場合、当社グループの国内たばこ事業、海外たばこ事業における売上高が減少し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

②競合他社との競争について

当社グループは、国内外のたばこ市場においてフィリップモリス・インターナショナル社及びブリティッシュアメリカンタバコ社といった競合他社と熾烈な競争を行っております。

国内のたばこ市場においては、昭和60年の製造たばこの輸入に関する規制の自由化及び昭和62年の輸入紙巻たばこの関税の無税化以降、喫煙者の嗜好の多様化、競合他社の積極的な販売促進活動等により、競合他社との競争は著しく高まってきております。

海外のたばこ市場においては、当社グループは主として RJR ナビスコ社の米国外の全たばこ事業の買収、Gallaher の買収を通じて当社グループの事業の拡大を行いました。これら買収の結果として、海外の市場において、当社グループはフィリップモリス・インターナショナル社やブリティッシュアメリカンタバコ社のようなグローバルにたばこ事業を展開する企業及びそれぞれの地域において強みを持つ企業との間で、より広範囲にわたって競合関係にあります。

国内及び海外のたばこ市場におけるシェアは、当社グループ及び他社の新製品の投入及びそれらに伴う特別の販売促進活動等の一時的要因によって短期的に変動することがあるほか、競合、価格戦略、喫煙者の嗜好の変化、ブランド力又は各市場における経済情勢その他の多数の要因に影響されて変動いたします。当社グループがこれらの諸要因によりたばこ市場におけるシェアを低下させた場合、又は市場シェアの減少に対抗すべく採用した施策（費用の増加を含む）によっては、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③外国産葉たばこの価格変動について

当社は、国内において製造する製造たばこの原料として、外国産葉たばこを約6割使用しており、一方、当社グループが海外において製造する製造たばこの原料については、現時点において外国産葉たばこを使用しております。外国産葉たばこの価格の変動は、競合他社とともに当社グループの営業利益にも直接的な影響を与えます（国内産葉たばこの買入れ等については、下記(4)②をご参照ください。）。

④たばこに課せられる税金について

国内において製造され又は販売される製造たばこには、たばこの本数を基準とする国たばこ税、地方たばこ税及びたばこ特別税並びに価格を基準とする消費税等が課せられます。また、政府はその予算審議において毎年租税政策を見直しております（詳細については、下記(4)③iiiをご参照ください。）。海外においても、製造たばこは課税対象であり、その課税の対象・根拠・課税標準等は地域によって異なっております。

当社は国内及び海外においてたばこに課せられる税又はその税率等に関する増加又は変更を予測することはできません。

国内又は海外におけるたばこに課せられる税金の増税は、これに対応してたばこの小売定価の値上げを行えば、たばこ需要の減退や低価格製品への需要の移行を促す可能性があり、かかる値上げを行わなければ、国内たばこ事業、海外たばこ事業の収益構造の悪化をもたらす、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成21年12月22日に閣議決定された「平成22年度税制改正大綱」において、たばこ税について、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要がある旨の記載がなされております。

⑤国内及び海外における製造たばこに対する規制について

たばこ事業法、関連法令及び業界自主規準は国内における製造たばこの販売及び販売促進活動に関する規制を設けており、この規制には広告活動や製造たばこの包装に製造たばこの消費と健康の関係に関して注意を促す文言を表示することも含まれております。平成15年11月、たばこ事業法施行規則が改正され、製造たばこの包装に表示するたばこの消費と健康に関する注意文言等の見直しが行われ、平成17年7月以降、全ての国内向け製造たばこが改正後の規則に従って販売されております。また、財務大臣は、たばこ事業法に基づき、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を示しており、同指針は平成16年3月、より厳格な内容に改正されました（詳細については、下記(4)③iの脚注2をご参照ください。）。社団法人日本たばこ協会も広告及び販売促進活動等に関する自主規準を設けており、当社を含む会員各社は、これを遵守しております。さらに、近年、国内においてレストランやオフィスビルを含む公共の場所等における喫煙が制限されるケースが増加してきましたが、受動喫煙防止の観点から、施設管理者に対し努力義務を課した健康増進法や職場での取り組みに関する「職場における喫煙対策のためのガイドライン」の策定以降、国や自治体等によりさまざまな取り組みが実施・推進されており、このような傾向は今後も継続していくものと予測しております。

当社グループが製造たばこを販売している海外市場でも、製造たばこの販売活動、マーケティング及び喫煙に関する規制が増加する傾向にあります。例えば、欧州連合（EU）による製造たばこに関する指令が平成13年7月に公布され、この指令はEU加盟国にタール、ニコチン、一酸化炭素の量、個装及び外包に記載される警告表示、個装に記載される成分、並びに「マイルド」「ライト」等の形容的表示に関し、EU加盟国の法律、規則及び行政規定をEU全体で調和することを求めています。また、世界保健機関（WHO）において喫煙の広がり継続的かつ実質的な抑制を目的とする「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が平成15年5月に開催された第56回世界保健総会にて採択され、平成17年2月に発効しております（なお、日本政府は平成16年6月に当該条約を受諾しています）。当該条約には、たばこ需要減少のための価格及び課税措置についての条項、たばこ需要減少のための非価格措置についての条項（具体的内容として、たばこ製品の包装及び表示に関する規制、たばこの広告、販売促進及びスポンサーシップに関する規制等について規定されています。）、たばこの供給削減に関する措置についての条項（具体的内容として、未成年者へのたばこの販売の禁止等について規定されています。）等が含まれております。この条約の各締約国においては、たばこ規制戦略、計画及びプログラムを策定し、実施し、定期的に更新し、再検討することが、条約上の一般的義務とされていますが、当該国における具体的規制の内容・範囲・方法は各国の法制化の内容によって最終的に定まることとなり、必ずしも一義的ではありません。また、上記の他に、公的又は公的でない制限も多く海外市場で一般に広がっております。例えば、英国においては、「店頭におけるたばこ製品の陳列規制」「自動販売機によるたばこ製品販売禁止」を含む法律が施行されております。

将来における販売活動、マーケティング及び喫煙に関する法律、規則及び業界のガイドラインの正確な内容を予測することはできませんが、当社は当社グループが製品を販売する国内又は海外において上記のような規制又は新たな規制（地方自治体による規制を含む）が広がっていくものと予測しております。

当社グループとしては、たばこに関する適切かつ合理的な規制については支持する姿勢ではありますが、上記のようなたばこに関する規制の強化は、たばこに対する需要の減少や、新たな規制に対応するための費用等の要因を通じて、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥「マイルド」「ライト」等の形容的表示の禁止

WHOの「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」において、「マイルド」「ライト」等の形容的表示を規制する条項があります。この条項においては、自国に対する効力発生後3年以内に、締約国はその国内法に従い、特定のたばこ製品が他のたばこ製品より有害性が少ないとの誤った印象を与える用語等（これらには「マイルド」「ライト」等といった用語を含めることができます。）を含む、たばこ製品の特徴等に誤った印象を与える方法により、たばこ製品の販売を促進しないよう、効果的な措置を採択及び実施するものとされており、各締約国においては、かかる条約上の義務を受け、様々な措置が講じられてきております。

かかる措置は、対象となる文言（例：「マイルド」「ライト」等）を具体的に列挙又は例示した上でその使用を禁止するものや、対象となる文言を指定せずに「誤解を招く文言」の使用を禁止するもの等、各締約国においてその内容は様々となっています。将来、本条約上の措置を含む「マイルド」「ライト」等の形容的表示等に対する措置の内容によっては、ブランド名である「マイルドセブン」の「マイルド」についてその使用が禁止され、当該措置を講じた国において「マイルドセブン」ブランド製品が販売できなくなる可能性があります。このような場合には、「マイルドセブン」ブランド製品に匹敵又は相応する新たなブランドを構築するのに多額の費用と時間を要するのみならず、その結果としてこれらと同様の価値と訴求力を有するブランドを構築できる保証はなく、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、日本国内においては、平成15年11月のたばこ事業法施行規則改正により、全ての国内向け製造たばこについて、「マイルド」「ライト」等の用語を使用する場合には、平成17年7月以降、所要の措置を講じております。当社グループは、上記規則に従って今後とも「マイルド」「ライト」等の用語を国内で使用する予定です（詳細については、下記(4)③iの脚注2をご参照ください。）。

⑦訴訟等について

i 国内及び海外における喫煙と健康問題関連の訴訟について

当社グループは、国内及び海外において、喫煙と健康の問題に関連する訴訟の被告となっております。日本においては当社を被告とする訴訟が、当連結会計年度末において2件係属中です（東京地方裁判所と東京高等裁判所にそれぞれ係属中。）。

海外における喫煙健康問題関連訴訟については、政府機関による医療費返還訴訟及び個人又は集団による損害賠償請求訴訟があり、当社グループを被告とする訴訟、又は当社が RJR ナビスコ社の米国外の全たばこ事業を買収したことに伴い当社が責任を負担するものを合せて、当連結会計年度末において26件存在しております。

なお、上記の喫煙健康問題関連訴訟には、カナダにおいて当社グループを含むたばこメーカーに対して提起された、ブリティッシュ・コロンビア州政府による医療費返還請求訴訟、2件の集団訴訟（ケベック州）が含まれております。ブリティッシュ・コロンビア州政府の医療費返還請求訴訟では、当該請求の根拠である州法“Tobacco Damages and Health Care Recovery Costs Act”についてカナダ連邦最高裁判所が合憲の判決を下し、平成20年3月にはニューブランズウィック州、平成21年9月にはオンタリオ州が同様の訴訟を提起しておりますが、いずれの訴訟においても実質審理が開始されておらず、当社グループ等の責任について実質的な判断がなされたものではありません。また、ケベック州の2件の集団訴訟では、第一審において原告の集団適格が認められましたが、これらの訴訟も実質審理が開始されておらず、当社グループ等の責任について実質的な判断がなされたものではありません。当社グループとしては、これらに適時適切に対処していく所存です。

当社は、将来においてもさらにこのような喫煙と健康問題関連の訴訟が提起される可能性があるものと考えております。

当社は係争中の又は将来の訴訟がどのような結果になるのか予測することはできませんが、これらの訴訟が当社グループにとって望ましくない結果になった場合、賠償責任を負うこと等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、これらの訴訟の結果にかかわらず、訴訟に関する批判的報道その他により、喫煙に対する社会の許容度の低下、喫煙と健康に対する関心の高まり、喫煙に対する公的な規制が強化されること、当社グループに対する多くの類似の訴訟が提起されること、かかる訴訟の対応及び費用の負担を強いられりすること等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

ii その他

たばこ製品については密輸及び偽造が広範囲にわたり行われており、たばこ業界全体が直面している主要な問題の一つとなっているところです。

これに関し、連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp.（以下、JTI-Mac社）は、平成22年4月13日、カナダ政府当局との間において、たばこ密輸や偽造の問題を解決するための協働体制の構築に向けた包括契約を締結すると共に、当社によるRJRナビスコ社（以下、RJR社）からの米国以外のたばこ事業買収以前の期間において、たばこの密輸等に関与したとされる行為に対し、一定の行政法規違反答弁を行い、過料150百万カナダドル（約138億円）を支払いました。これに伴い、JTI-Mac社等に対するカナダ政府当局からの訴訟がすべて取り下げられると共に、ケベック州税庁からの課税通知も取り消されております。なお、当該課税通知に対応するために同社が適用を受けていたCompanies' Creditors Arrangement Act（CCAA：企業債権者調整法）についても、4月17日に終了しております。

また、RJR社グループも同日にカナダ政府当局と別途包括契約を締結し、民事和解金等400百万カナダドル（約370億円）を支払っており、当社グループ及びRJR社グループによるカナダ政府当局に対する金銭的負担総額は550百万カナダドル（約509億円）となります。当社グループとして平成11年の買収契約に基づきRJR社グループに対して有する密輸関連に起因する損害の求償権を実行し、その取扱いにつき交渉してきた結果、当社グループが、当該金銭的負担総額550百万カナダドルの内、過料150百万カナダドルのみを負担すること等により、その取り扱いに合意しました。なお、本件和解費用につきましては平成23年3月期の連結業績において特別損失として計上することとしております。

当社グループとしては、密輸等の不正取引に関与しておらず、密輸に関連するとされる訴訟において、今後とも適切に対処してまいります。

さらに、密輸に関連するものではありませんが、ロシアの税務当局から課税通知を受けた当社グループ会社が当該課税通知の無効を裁判所に訴えている訴訟もあります。

また、当社子会社であるGallaher Group Ltd. (旧 Gallaher Group Plc) 及びGallaher Ltd. (以下これらを併せて「Gallaher 社等」といいます。) に対し、当社による買収以前のGallaher 社等における英国でのたばこ製品小売価格にかかる競争法違反の疑いがあるとして、平成20年4月、英国公正取引庁 (Office of Fair Trading) から、「違反行為告知書 (Statement of Objections) 」が発出されました。Gallaher 社等は、同年7月、英国公正取引庁との間で、制裁金を含む早期解決に向けた合意にいたっていたところ、平成22年4月、英国公正取引庁から制裁金として約50百万英ポンドの支払いを決定する旨の通知がなされたことを確認しました。

本件制裁金の支払通知額は、当社がGallaher Group Plc の買収に伴い実施したパーチェス法による会計処理において、英国競争法に基づいて制裁金が課されるリスクを評価し、負債として計上した額の範囲内であり、かかる負債計上額約164百万英ポンドと今回の支払通知額との差額約114百万英ポンド (167億円) については、当連結会計年度の連結業績において特別利益として計上しております。

以上のとおり、喫煙と健康問題関連の訴訟以外にも、当社グループにとって望ましくない結果になった場合に当社グループの業績又は製造たばこの製造、販売、輸出入等に悪影響を及ぼす可能性のある訴訟等が、当社グループを当事者として係属しており、また、今後も係属する可能性があります。

(3) たばこ事業以外の事業に係る事項

①医薬事業に係る事項

当社グループの医薬事業に係る様々なリスクには下記のものが含まれます。

- ・当社グループが事業上価値のある医薬品を研究開発又は発売することができないリスク (なお当社はこれまで独自に創製した医薬品を上市したことはありません。)
- ・医薬品の研究開発に長期の時間及び多大な研究開発費を要するリスク
- ・当社グループが研究開発中の臨床開発品目につき、当社グループもしくは当社グループの共同開発先・導出先 (ライセンス) 等が存在する場合はそれらの判断により、又は何らかの内部的もしくは外的要因により、研究開発を中止することとなるリスク
- ・当社グループが事業上価値のある医薬品を研究開発又は発売することができたとしても、研究開発費用がその医薬品から生じる売上高を上回るリスク
- ・当社グループが特定の医薬品に依存するリスク
- ・当社グループが医薬品を効率的かつ大量に製造することができないリスク
- ・当社グループの医薬品が事業上成功したとしても国内及び海外の競合他社の製品や政府による価格の引き下げ指示等によってその成功が覆されるリスク
- ・他社の開発医薬品のライセンス及び販売に依存するリスク
- ・重要な原材料の一部を特定の外部の供給元に依存するリスク
- ・当社グループの医薬品の品質又は情報提供に何らかの問題が生じた場合に製造物責任等の請求を受けるリスク及び販売中止になるリスク
- ・特許その他の知的財産権に関する訴訟等により業績が影響を受けるリスク
- ・研究開発段階から新薬発売後まで広範な規制を受けるリスク
- ・研究開発又は販売における提携先の努力に一部依存するリスク
- ・放射性物質その他の危険物の使用又は管理に関し、当該危険物が環境を害する等の社会的又は法的問題が発生するリスク

②食品事業に係る事項

当社グループの食品事業に係る様々なリスクには下記のものが含まれます。

- ・当社グループの開発する食品製品が消費者の嗜好に合致せず、また、商品寿命が短期で終了するリスク
- ・食品製品の原材料価格の変動 (為替変動によるものを含む) により当社グループの損益が変動するリスク
- ・食品製品の売上が天候の影響を受けるリスク
- ・食品製品の調達、製造、販売等について国内及び海外の規制を受けるリスク (規制に対応するための諸コストの増加のリスクを含む)
- ・当社グループが当社グループよりも広い販売網、優れた開発能力又は豊富な経験を有する他の大規模な製造者に対抗することができないリスク
- ・当社グループが効率的なマーケティングを行えないリスク
- ・当社グループが、効率的、安定的かつ効果的な方法で食品製品を自ら製造し又は外部に製造委託できないリスク
- ・当社グループが飲料製品の製造の大部分を国内の外部委託先に製造委託し、これらに依存しているリスク
- ・当社グループの食品製品の品質に何らかの問題が生じた場合に、製造物責任等の請求を受ける、又は当該製品及び当社グループのブランド・イメージが損われるリスク

(4) 上記以外に、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

①日本国政府及び財務大臣との関係等について

日本国政府は日本たばこ産業株式会社法（以下「JT法」）に基づいて、当社の成立のときに政府に無償譲渡された当社の株式の総数の2分の1以上に当たり、かつ、当社の発行済株式総数の3分の1を超える株式を保有し続けることとされており、当連結会計年度末において、当社の発行済株式総数の50.01%を保有しております。

また、財務大臣はJT法及びたばこ事業法に従い、当社を監督する権限等を有しております。なお、JT法上、当社の営む事業の範囲は、「製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業及びこれに附随する事業のほか、当社の目的を達成するために必要な事業」とされており、かつ、「当社の目的を達成するために必要な事業」については財務大臣の認可を受ける必要があります。したがって、現在認可を受けている事業の範囲を超えて新たな事業を営もうとする際には、財務大臣の認可が必要になります（詳細については、下記③iiをご参照ください。）。

②葉たばこの買入れ等について

当社の国内産葉たばこの買入れについては、たばこ事業法に基づき、国内の耕作者と毎年たばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結し、当社は、この契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れる義務があります。当社がこの契約を締結しようとするときは、耕作総面積及び葉たばこの価格について、国内の耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから財務大臣の認可を受けた委員で構成される「葉たばこ審議会」の意見を尊重することとされています（詳細については、下記③iをご参照ください。）。他の多くの国内農産物と同様に国内産葉たばこの生産費は外国産葉たばこの生産費に比して高いため、国内産葉たばこ（再乾燥前）の買入価格も、外国産葉たばこ（再乾燥済み）に対し約4倍割高となっております。

③提出会社の事業に係る法律関連事項等

i たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）

	内容
1. 目的	<p>この法律は、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。（第1条）</p>
2. 原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ	<p>(1) 日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）は、国内産の葉たばこの買入れを行おうとする場合は、あらかじめ、会社に売り渡す目的をもってたばこを耕作しようとする者（以下「耕作者」という。）とたばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結するものとする。（第3条）</p> <p>(2) 会社は、契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れるものとする。</p> <p>(3) 会社は、契約を締結しようとするときは、たばこの種類別の耕作総面積及び葉たばこの価格について、あらかじめ、会社に置かれる葉たばこ審議会に諮り、その意見を尊重するものとする。（第4条及び第7条）</p> <p>(4) 葉たばこ審議会は、葉たばこの価格について、生産費及び物価その他の経済事情を参酌し、葉たばこの再生産を確保することを旨として審議するものとする。</p> <p>(5) 会社は、たばこの種類別の耕作総面積の地域別の内訳をたばこ耕作組合中央会（以下「中央会」という。）の意見を聴いて定め、その範囲内において耕作者と契約を締結するものとする。（第5条）</p> <p>(6) たばこ耕作組合の組合員である耕作者が中央会に対し葉たばこの価格等の基本的事項の約定を委託したときは、会社は、中央会と当該基本的事項を約定するものとするとともに、当該約定は、会社と当該耕作者との間で締結される契約の一部とみなす。（第6条）</p>
3. 製造たばこの製造	<p>(1) 製造たばこは、会社でなければ製造してはならない。（第8条）</p> <p>(2) 会社は、その製造する製造たばこの品目別倉出価格の最高額について、財務大臣の認可を受けなければならない。（第9条）</p> <p>(3) 会社は、製造たばこに係る地域的な需給状況を勘案して、その円滑な供給を図るよう努めるものとする。（第10条）</p>
4. 製造たばこの販売	<p>(1) 自ら輸入した製造たばこの販売を業として行おうとする者は、財務大臣の登録を受けなければならないものとし、当該登録及び当該登録を受けた者（以下「特定販売業者」という。）に関し、必要な規定が設けられている。（第11条～第19条）</p> <p>(2) 製造たばこの卸売販売を業として行おうとする者は、当分の間、財務大臣の登録を受けなければならないものとし、当該登録及び当該登録を受けた者に関し、必要な規定が設けられている。（第20条及び第21条）</p> <p>(3) 製造たばこの小売販売を業として行おうとする者は、当分の間、財務大臣の許可を受けなければならないものとし、当該許可及び当該許可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に関し、必要な規定が設けられている。（第22条～第32条）</p> <p>(4) 会社又は特定販売業者は、その製造し、又は輸入する製造たばこを販売しようとするときは、当分の間、その品目毎の小売定価を定め、財務大臣の認可を受け、また、これを変更しようとするときも同様に認可を受けなければならないものとし、これらの認可の申請があった場合には、財務大臣は、消費者の利益を不当に害することとなると認めるとき等を除き認可しなければならないとする等、当該認可に関し、必要な規定が設けられている。（第33条～第35条）</p> <p>(5) 小売販売業者は、財務大臣の認可に係る小売定価によらなければ、製造たばこを販売してはならない。（第36条）</p>

	内容
5. その他	(1) 会社又は特定販売業者は、その製造し、又は輸入した製造たばこを販売する時まで、消費者に対し製造たばこの消費と健康の関係に関して注意を促すための財務省令で定める文言を表示しなければならない。(第39条) (2) 製造たばこに係る広告を行う者は、未成年者の喫煙防止等に配慮するとともに、その広告が過度にわたることがないように努めなければならないものとし、財務大臣は、広告を行う者に対し、必要な措置を行うことができる。(第40条)

(注) 1. いわゆる定価制度を当分の間維持するとは、明治37年以来、定価制がとられ、一定の流通秩序が形成され、定着してきていることから、これを一挙に廃止した場合の流通秩序の混乱を避けるための措置であると承知しております。

なお、たばこはいわゆる公共財・サービスとは異なる嗜好品であり、輸入自由化等に伴い完全に自由化された流通市場におきましては、会社も特定販売業者も各々が独自の経営判断に基づいて、財務大臣に対する申請価格を定めております。

また、小売定価の認可に関し、財務省からは、次のような考え方が示されております。

「たばこの小売定価については、たばこ事業法において、小売定価の認可の申請があった場合には、財務大臣は、消費者の利益を不当に害することとなると認められるとき、又は倉出価格（国産品）若しくは輸入価格（輸入品）に照らして不当に低いと認められるときには例外的に認可しないことができるとされており、このような場合でない限り認可しなければならないとされ、このたばこ事業法の趣旨に基づき認可を行っているところである。」

2. 平成15年11月、たばこ事業法施行規則が改正され、製造たばこの包装に表示するたばこの消費と健康に関する注意文言の見直しが行われました。改正された同施行規則では、注意文言は、直接喫煙（肺がん、心筋梗塞、脳卒中及び肺気腫）に関する4種類の文言と、妊婦と喫煙、受動喫煙、喫煙への依存及び未成年者の喫煙に関する4種類の文言の計8種類の文言とすること、直接喫煙に関する4種類の文言とそれ以外の4種類の文言のうち、それぞれ1つ以上を選び、たばこ包装の「主要な面」に一つずつ表示し、これらの文言が年間を通じて品目及び包装ごとに概ね均等に表示されるようにすること、これらの文言の表示場所については、それぞれ「主要な面」の面積の30%以上を占める部分とすること等が規定されています。

加えて、「マイルド」「ライト」等の用語を使用する場合には、消費者にたばこの消費と健康との関係に関して誤解を生じさせないため、それらの用語は健康に及ぼす影響が他のたばここと比べて小さいことを意味するものではない旨を明らかにする文言をそれらの用語を使用しているたばこの包装に表示しなければならないとの規定が設けられています。平成17年7月1日から、製造たばこの販売に際しては、これらの規定に従っております。

また、平成16年3月、財務省は、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を改正しました。改正後の同指針は、屋外におけるたばこ製品の広告（ポスター・看板等）は原則として行わないこととするほか、たばこ広告に記載される注意文言の表示及び内容に関する事項を含んでいます。

	内容
1. 会社の目的	日本たばこ産業株式会社は、たばこ事業法第1条に規定する目的を達成するため、製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業を営営することを目的とする株式会社とする。（第1条）
2. 株式	<p>政府は、常時、日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）の成立の時に政府に無償譲渡された会社の株式の総数の2分の1以上に当たる株式を保有していなければならない。（第2条第1項）</p> <p>前項に規定する株式については、株式の分割又は併合があった場合は、その株式の数に分割又は併合の比率（2以上の段階にわたる分割又は併合があった場合は、全段階の比率の積に相当する比率）を乗じて得た数をもって、その株式の数とする。（第2条第2項）</p> <p>政府が前2項の規定により保有する株式は、会社の発行済株式の総数の3分の1を超えるものでなければならない。（第2条第3項）</p> <p>会社が発行する株式若しくは新株予約権を引き受ける者の募集をしようとする場合、又は株式交換に際して株式（自己株式を除く。）、新株予約権（自己新株予約権を除く。）若しくは新株予約権付社債（自己新株予約権付社債を除く。）を交付しようとする場合には、財務大臣の認可を受けなければならない。（第2条第4項）</p> <p>政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもって国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。（第3条）</p>
3. 事業の範囲	<p>会社は、上記1に記載の目的を達成するため、次の事業を営むものとする。</p> <p>(1) 製造たばこの製造、販売及び輸入の事業</p> <p>(2) 前号の事業に附帯する事業</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業</p> <p>なお、会社は上記(3)に掲げる事業を営もうとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。（第5条）</p>
4. 監督	<p>(1) 会社の取締役、執行役及び監査役の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければならない。これを生じない。（第7条）</p> <p>(2) 会社の定款の変更、剰余金の処分（損失の処理を除く。）、合併、分割又は解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければならない。これを生じない。（第8条）</p> <p>(3) 会社は、毎事業年度の開始前に事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。（第9条）</p> <p>(4) 会社は、毎事業年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を財務大臣に提出しなければならない。（第10条）</p> <p>(5) 会社は、製造工場及びこれに準ずる重要な財産を譲渡しようとする等のときは、財務大臣の認可を受けなければならない。（第11条）</p> <p>(6) 財務大臣は、この法律及びたばこ事業法の定めるところに従い会社を監督するものとし、これらの法律を施行するため、必要な措置をとることができる。（第12条及び第13条）</p>

iii たばこ税に係る法律（たばこ特別税を含む）

	内容			
	国たばこ税	たばこ特別税	地方たばこ税	
1. 税目（注） 1.	たばこ税	たばこ特別税	道府県たばこ税 （都に準用）	市町村たばこ税 （特別区に準用）
2. 納税義務者（注） 2.	製造たばこの製造者又は製造たばこを保税地域から引き取る者		製造たばこを小売販売業者に売り渡す製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	
3. 課税標準（注） 3.	製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数（紙巻たばこ以外は所定の本数換算）		小売業者への売渡しに係る製造たばこの本数（紙巻たばこ以外は所定の本数換算）	
4. 税率（注） 4.	千本につき3,552円	千本につき820円	千本につき1,074円	千本につき3,298円
旧三級品 （注） 5.	千本につき1,686円	千本につき389円	千本につき511円	千本につき1,564円
5. 申告納付（注） 6.	製造たばこの製造者については毎月分を移出した月の翌月末日までに申告納付し、保税地域から引き取る者については引き取る時までに申告納付		道府県の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る売渡しについて、毎月分を当該売渡しを行なった月の翌月末日までに当該道府県に申告納付	市町村の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る売渡しについて、毎月分を当該売渡しを行なった月の翌月末日までに当該市町村に申告納付

- （注） 1. たばこ税法第3条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第4条並びに地方税法第1条第2項、第4条及び第5条
2. たばこ税法第4条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第5条並びに地方税法第74条の2第1項及び第465条第1項
3. たばこ税法第10条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第7条並びに地方税法第74条の4及び第467条
4. たばこ税法第11条第1項、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第8条第1項、地方税法第74条の5及び第468条
5. たばこ税法附則第2条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第8条第2項、地方税法附則第12条の2及び附則第30条の2
6. たばこ税法第17条～第20条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第12条並びに地方税法第74条の10及び第473条
7. 「4. 税率」に関して
- (i) 旧三級品とは昭和60年4月1日に廃止された製造たばこ定価法に規定する紙巻たばこ三級品であった製造たばこで、同法廃止の時における品目と同一のものをいいますが、当分の間、上記の税率が適用されることとされております。
- (ii) 平成22年度税制改正に伴い、本年10月1日より、下記の税率が適用されることとなっております。なお、たばこ特別税の税率については変更はありません。

	国たばこ税	たばこ特別税	道府県たばこ税	市町村たばこ税
新税率	千本につき5,302円	千本につき820円	千本につき1,504円	千本につき4,618円
旧三級品	千本につき2,517円	千本につき389円	千本につき716円	千本につき2,190円

8. (i) 高負担の個別物品税が課せられているたばこに係る税制については、一般的には、各年度の政府の予算編成の中で税制改正の一環として検討が行なわれ、税制の改正を行なおうとする場合には、税制調査会等の審議を通じて政府としての方針決定後、立法府での審議・議決を経て決定されることとなります。なお、政府としての方針が決定されるに当たっては、国たばこ税については、税制改正大綱が閣議に報告された後、税制改正要綱として閣議決定された上で、法律案が確定され、また、地方たばこ税については、予算編成における地方財政対策の策定の中で方針が決定された後、法律案が確定されます。
- (ii) 昭和60年4月の専売納付金制度からたばこ消費税制度に移行後、たばこに係る税制改正は、次頁のとおりです。

[たばこ税制をめぐる主な動きと当社の対応]

年月	項目	内容	当社の対応
昭和61年 5月	昭和61年度税制改正	1,000本当たり900円に相当する増税が行われました。	増税額相当分の定価改定を行いました。
平成元年 4月	平成元年度税制改正	消費税導入に伴い、たばこ消費税の名称をたばこ税に改めるとともに、課税方式が従量税に一本化されました。	基本的に定価改定の必要はありませんでした。
平成9年 4月	平成9年度税制改正	[地方税法改正] 地方たばこ税について道府県たばこ税から市町村たばこ税への税源移譲が行われました。	定価改定の必要はありませんでした。
		[消費税法改正] 消費税率が3%から5%へ改定されました。	全体として消費税率改定分に相当する定価改定となるよう、一部銘柄について1箱10円の値上げを行いました。
平成10年12月	平成10年度税制改正	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律が制定され、1,000本当たり820円のたばこ特別税が導入されました。	基本的に1本1円の値上げを行いました。
平成11年 5月	平成11年度税制改正	[租税特別措置法及び地方税法改正] たばこ税から道府県たばこ税、市町村たばこ税への税源移譲が行われました。	定価改定の必要はありませんでした。
平成15年 7月	平成15年度税制改正	所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が制定され、1,000本当たり820円の増税が行われました。	概ね1本1円程度の値上げを行いました。
平成18年 7月	平成18年度税制改正	所得税法等の一部を改正する等の法律及び地方税法等の一部を改正する法律が制定され、1,000本当たり852円の増税が行われました。	全銘柄について増税額相当分を価格転嫁するとともに、一部銘柄については、増税額相当分以上の値上げを行いました。
平成22年10月	平成22年度税制改正	所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が制定され、1,000本当たり3,500円の増税の実施が決定されました。	一部銘柄を除き、増税額相当分以上の値上げを予定しております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

研究開発活動は、主として当社のたばこ中央研究所、医薬総合研究所等で推進しており、研究開発スタッフは約760名で行っております。

当連結会計年度における当社グループ全体の研究開発費は、496億円となっており、事業の種類別セグメントの研究目的、研究開発費等は次のとおりです。

なお、上記研究開発費には、当社コーポレート部門で行っている各セグメントに属さない基礎研究（植物バイオテクノロジー関連の研究等）に係る研究開発費6億円を含んでおります。

(1) 国内及び海外たばこ事業

当社グループの研究開発機能最適化の観点から、主として当社が担い、当社のたばこ中央研究所、葉たばこ研究所を中心に、お客様のニーズにマッチした新製品開発を意欲的に推進するとともに、葉たばこ生産から原料加工、香料、材料、製造工程に至るまで、幅広く技術開発を進め、商品価値向上とコスト低減に努めております。

国内たばこ事業に係る研究開発費は189億円、海外たばこ事業に係る研究開発費は61億円です。

(2) 医薬事業

国際的に通用する特色ある研究開発主導型事業の構築を目指し、主に糖・脂質代謝、ウイルス、免疫・炎症、骨の領域で医薬品の研究開発を行っており、当社の医薬総合研究所を中心に、研究開発を進めております。

開発状況としては、自社開発品10品目が臨床試験の段階にあります。

当該事業に係る研究開発費は231億円です。

(3) 食品事業

当社グループの食品開発センターを中心として、お客様のニーズ及び飲食シーンに応じた清涼飲料水、加工食品、調味料の開発を行っております。

当該事業に係る研究開発費は7億円です。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。詳細につきましては、「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表等 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

連結財務諸表の作成にあたっては、連結会計年度末における資産・負債及び連結会計年度の収益・費用の数値に影響を与える事項について、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行い、それらに対して継続して評価を行っております。また、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

①売上高

国内たばこ事業における総需要の減少に伴う販売数量の減少、海外たばこ事業における為替のマイナス影響等により、売上高は前年度比6,976億円減収の6兆1,346億円（前年度比10.2%減）となりました。

②売上原価

海外たばこ事業において葉たばこ価格の上昇を受けた製造コストの増があったものの、国内たばこ事業における販売数量の減少、海外たばこ事業における為替影響等により、売上原価は5兆226億円（前年度比9.6%減）となりました。

③販売費及び一般管理費

国内たばこ事業における一部商標権の償却終了に伴う減価償却費の減少等により、販売費及び一般管理費は8,155億円（前年度比10.8%減）となりました。

④営業利益

売上高の減少に伴う営業利益の減少を、国内たばこ事業における一部商標権の償却終了に伴う減価償却費の減少で一部相殺したものの、前年度に計上していた医薬事業における契約一時金収入が無くなったことによる利益への影響等により、営業利益は前年度比673億円減益の2,965億円（前年度比18.5%減）となりました。

⑤経常利益

金利の低下、社債の償還及び借入金の返済に伴う支払利息の減少、為替差損の減少等により営業外損益は改善しました。しかしながら、経常利益は営業利益までの減少を受けて、前年度比522億円減益の2,553億円（前年度比17.0%減）となりました。

⑥当期純利益

固定資産売却益が減少したものの、前年度に計上していたフィリピン市場の事業スキームを変更したことに伴う費用、廃止社宅等の取り壊し撤去費用を含む関連損失及び成人識別自販機導入費用が無くなったこと等に加え、英国競争法制裁金関連負債の取崩益の発生等により、特別損益は改善いたしました。したがって、当期純利益は前年度比150億円増益の1,384億円（前年度比12.2%増）となりました。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

①資金需要

設備投資、運転資金、外部資源の獲得、借入の返済及び利息の支払い並びに配当及び法人税の支払い等に資金を充当しております。

②資金の源泉

主として営業活動によるキャッシュ・フロー、金融機関からの借入、社債及びコマーシャル・ペーパーの発行により、必要とする資金を調達しております。

③キャッシュ・フロー

当連結会計年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは3,200億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローは840億円の支出及び財務活動によるキャッシュ・フローは2,503億円の支出となり、換算差額を調整すると、当連結会計年度末における連結ベースの現金及び現金同等物は、前年度末に比べ128億円減少し、1,543億円となりました（前年度末残高1,672億円）。

④資金の流動性について

資金の流動性につきましては、手許流動性の確保とともに、コミットメント・ライン等の設定を行うなど、代替調達手段を備えております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当社グループでは、全体で1,371億円の設備投資を実施しました。

国内たばこ事業につきましては、製品製造工程の合理化、製品多様化に対応した需給対応機能の強化、新製品対応等に伴う投資を中心に458億円の設備投資を行いました。海外たばこ事業につきましては、生産能力増強等のため645億円の設備投資を行いました。医薬事業につきましては、生産・研究設備の充実等のため29億円の設備投資を行いました。食品事業につきましては、生産・営業設備の強化等のため234億円の設備投資を行いました。その他事業につきましては、3億円の設備投資を行いました。

なお、設備投資に関する所要資金については自己資金を充当しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりです。

(1) 提出会社

(平成22年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
			土地		建物及 び構築 物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品	合計	
			面積 (千㎡)	金額					
北関東工場 (栃木県宇都宮市) ※2	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	149	2,062	4,221	12,564	207	19,056	357
東海工場 (静岡県磐田市) ※2	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	223	2,308	4,775	8,084	218	15,387	315
関西工場 (京都市伏見区)	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	116	5,831	5,950	13,710	342	25,834	470
九州工場 (福岡県筑紫野市)	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	165	4,041	2,533	3,752	247	10,575	235
その他9工場 (各市区町村) ※2	国内たばこ 事業	主にたばこ 製造設備	826	4,380	12,507	12,535	576	30,000	990
たばこ中央研究所 (横浜市青葉区) ※2	国内たばこ 事業	研究開発設備	34	641	2,889	21	1,034	4,586	123
医薬総合研究所 (大阪府高槻市)	医薬事業	研究開発設備	94	2,729	11,710	28	1,203	15,672	553
本社 (東京都港区)	会社全般の 管理業務	その他設備	7	21,486	20,095	82	2,157	43,822	1,508
支店（25支店） (各市区町村)	国内たばこ 事業 (管理業務を 含む)	その他設備等	76	4,677	4,640	1,366	3,934	14,620	997

(2) 国内子会社

(平成22年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)
			土地		建物及 び構築 物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品	合計	
			面積 (千㎡)	金額					
TSネットワーク㈱ 本社他32物流基地等 (本社・東京都台東区) ※2	国内たばこ 事業	物流設備	4	457	3,553	1,382	525	5,919	1,330
日本フィルター工業㈱ 本社他4工場等 (本社・東京都渋谷区) ※2	国内たばこ 事業	材料製造設備	164	2,236	4,303	6,897	288	13,726	509
鳥居薬品㈱ 本社他14支店等 (本社・東京都中央区) ※1	医薬事業	その他設備	5	366	1,678	11	199	2,255	797
鳥居薬品㈱佐倉工場 (千葉県佐倉市)	医薬事業	医薬品製造設 備	53	336	1,847	1,723	137	4,044	93
㈱ジャパンピバレッジ 本社他67支店等 (本社・東京都新宿区) ※1、※2	食品事業	販売物流設備	57	3,385	1,746	2,507	13,547	21,186	3,791
テーブルマーク㈱ 本社他7工場等 (本社・香川県観音寺市) ※1、※2	食品事業	冷凍食品生産 設備	235	6,184	7,258	4,587	415	18,446	1,208
ジェイティ不動産㈱ 本社他1事業所 (本社・東京都渋谷区) ※1	その他事業	不動産事業設 備	10	419	4,133	12	180	4,746	19

(3) 海外子会社

(平成21年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)
			土地		建物及 び構築 物	機械装 置及び 運搬具	工具、 器具及 び備品	合計	
			面積 (千㎡)	金額					
JT International Germany GmbH (ドイツ)	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	345	310	9,489	18,507	1,766	30,073	1,852
LLC Petro (ロシア) ※1	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	187	16	8,419	18,392	1,444	28,272	1,959
JTI Tütün Urunleri Sanayi A. S. (トルコ)	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	179	213	2,144	5,235	56	7,649	441
JTI-Macdonald Corp. (カナダ)	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	46	18	1,183	1,681	226	3,109	497
Gallaher Ltd. (イギリス)	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	572	4,530	9,857	7,788	1,653	23,830	1,620
Austria Tabak GmbH (オーストリア) ※2	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	135	1,973	5,586	5,184	475	13,220	643
Liggett-Ducat CJSC (ロシア) ※1	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	35	—	80	4,730	389	5,199	1,179

- (注) 1. ※1は、連結会社以外のものから賃借している土地があります。
 2. ※2は、連結会社以外のものへ賃貸している土地があります。
 3. 各表内の帳簿価額にはリース資産を含めて記載しております。
 4. (1)提出会社におけるその他9工場のうち、盛岡・米子工場については、本年3月末に閉鎖しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度後1年間の設備投資計画（新設・拡充）は、1,720億円であり、事業の種類別セグメントごとの内訳は次のとおりです。

なお、各設備の新設、除却等の計画は、当社及び連結子会社の個々のプロジェクトの内容が多岐にわたるため、事業の種類別セグメントごとの数値を開示する方法によっております。

事業の種類別 セグメントの名称	平成22年3月末計画金額 (億円)	設備等の主な内容・目的	資金調達 方法
国内たばこ事業	620	生産性向上・コスト削減	自己資金
海外たばこ事業	680	生産能力増強	同上
医薬事業	25	研究開発体制の整備・強化	同上
食品事業	350	生産・営業設備の整備・強化	同上
その他/全社・消去	45	全社情報システム設備や不動産付帯設備の維持更新等	同上

- (注) 1. 金額には消費税等を含んでおりません。
 2. 経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却はありません。
 3. 「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号）が、平成22年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されるのに伴い、資本的支出の各セグメントへの配分について一部見直しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年6月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000,000	10,000,000	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所 札幌証券取引所	(注) 2
計	10,000,000	10,000,000	—	—

(注) 1. 当社の株式は、日本たばこ産業株式会社法第2条の規定により、当社の成立のときに政府に無償で譲渡された株式(株式の分割又は併合があった場合は、その株式の数に分割又は併合の比率を乗じて得た数)の2分の1以上に当たり、かつ、発行済株式総数の3分の1を超える株式を政府が保有することとされております。

2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用しておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

①平成19年6月22日定時株主総会、平成19年12月21日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	409個	409個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用しておりません。）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	409株（注）1	409株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年1月9日から 平成50年1月8日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり581,269円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	(注) 2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 以下の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得することができる。

この場合、当社は、各新株予約権を取得するのと引換えに、当該各新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個につき、次の算式により算出される1株当たりの価額に付与株式数（上記（注）1に従い調整された場合には調整後付与株式数）を乗じた金額の金銭を交付する。

1株当たりの価額＝当該議案が承認された当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定）の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）－1円

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使すること

ができる期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
上記（注）2に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

②平成20年9月19日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	547個	547個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用しておりません。）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	547株（注）1	547株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年10月7日から 平成50年10月6日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり285,904円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	(注) 2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 以下の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得することができる。

この場合、当社は、各新株予約権を取得するのと引換えに、当該各新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個につき、次の算式により算出される1株当たりの価額に付与株式数（上記（注）1に従い調整された場合には調整後付与株式数）を乗じた金額の金銭を交付する。

1株当たりの価額＝当該議案が承認された当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定）の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）－1円

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使すること

ができる期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
上記（注）2に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

③平成21年9月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数	1,153個	1,153個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用しておりません。）	同左
新株予約権の目的となる株式の数	1,153株（注）1	1,153株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	平成21年10月14日から 平成51年10月13日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり197,517円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	(注) 2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 以下の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得することができる。

この場合、当社は、各新株予約権を取得するのと引換えに、当該各新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個につき、次の算式により算出される1株当たりの価額に付与株式数（上記（注）1に従い調整された場合には調整後付与株式数）を乗じた金額の金銭を交付する。

1株当たりの価額＝当該議案が承認された当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定）の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）－1円

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使すること

ができる期間の満了日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権を譲渡するには、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
上記（注）2に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

記載すべき事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成18年4月1日	8,000	10,000	—	100,000	—	736,400

(注) 平成18年4月1日付をもって、1株につき5株の割合で株式を分割いたしました。これにより、発行済株式の総数は8,000千株増加して10,000千株となっております。

(6) 【所有者別状況】

(平成22年3月31日現在)

区分	株式の状況							端株の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	128	33	390	704	13	56,120	57,389	—
所有株式数 (株)	5,001,359	1,503,143	60,239	72,395	2,645,491	44	717,329	10,000,000	—
所有株式数の 割合(%)	50.01	15.03	0.60	0.72	26.45	0.00	7.17	100.00	—

(注) 1. 自己株式419,903株は、「個人その他」に含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が168株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

(平成22年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する所有株式 数の割合 (%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	5,001,359	50.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	280,288	2.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託 口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	219,754	2.20
ステートストリートバンクアンドトラストカン パニー505223 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀 行決済営業部)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	188,236	1.88
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀 行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株 式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海 アイランドトリトンスクエアオフィス タワーZ棟	169,000	1.69
ステートストリートバンクアンドトラストカン パニー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋三丁目11番1 号)	111,112	1.11
メロンバンクエヌエーアズエージェントフォー イックライアントメロンオムニバスユーエス ペンション (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀 行決済営業部)	ONE BOSTON PLACE BOSTON, MA02108 (東京都中央区月島四丁目16番13号)	86,891	0.87
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	71,455	0.71
モルガンスタンレーアンドカンパニーインク (常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式 会社)	1585BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U. S. A. (東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	64,447	0.64
HSBC BANK PLC A/C THE CHILDRENS INVESTMENT MASTER FUND (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	8 CANADA SQUARE, LONDON E145HQ (東京都中央区日本橋三丁目11番1 号)	62,765	0.63
計	—	6,255,307	62.55

(注) 上記のほか、自己株式が419,903株あります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成22年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 419,903	—	(注) 2
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,580,097	9,580,097	(注) 2
端株	—	—	—
発行済株式総数	10,000,000	—	—
総株主の議決権	—	9,580,097	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が168株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数168個が含まれております。

2. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株制度は採用しておりません。

② 【自己株式等】

(平成22年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本たばこ産業株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号	419,903	—	419,903	4.20
計	—	419,903	—	419,903	4.20

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は、以下のとおりです。

(平成19年6月22日定時株主総会、平成19年12月21日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成19年6月22日開催の第22回定時株主総会、平成19年12月21日開催の取締役会において決議されたものです。

決議年月日	平成19年6月22日、平成19年12月21日
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名 執行役員（取締役である者を除く） 16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役に対し233株、執行役員に対し193株、合計426株（新株予約権1個につき1株）（注）
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

(平成20年9月19日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成20年9月19日開催の取締役会において決議されたものです。

決議年月日	平成20年9月19日
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名 執行役員(取締役である者を除く) 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役に対し315株、執行役員に対し232株、合計547株(新株予約権1個につき1株)(注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

(平成21年9月28日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成21年9月28日開催の取締役会において決議されたものです。

決議年月日	平成21年9月28日
付与対象者の区分及び人数	取締役 9名 執行役員(取締役である者を除く) 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役に対し626株、執行役員に対し527株、合計1,153株 (新株予約権1個につき1株) (注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (新株予約権の権利行使)	17	3	—	—
保有自己株式数	419,903	—	419,903	—

(注) 当期間の株式数及び処分価額の総額には、平成22年6月1日から有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による譲渡は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、積極的な事業投資による持続的な利益成長の実現を通じて、企業価値を中長期的に増大させていくことが、株主の皆様の利益を増大させることの基本と考えております。

配当につきましては、中長期的な成長戦略の実施状況及び連結業績見通しを踏まえつつ、資本市場における競争力ある株主還元を目指すことを基本方針とし、中期的には連結配当性向30%（のれんの償却影響を除く）を目指し、引き続き安定的・継続的に配当の向上に努めてまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

なお、当期の期末配当につきましては、2,800円の普通配当に、会社設立25周年記念配当200円を加え、1株当たり3,000円といたしました。従いまして、年間では中間配当2,800円を含め、1株当たり5,800円となります。

また、内部留保資金につきましては、その用途として、足許及び将来の事業投資、外部資源の獲得、経営の選択肢拡大に向けた自己株式の取得、有利子負債の圧縮等に備え充実を図ってまいります。

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、第25期の剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成21年10月29日 取締役会決議	26,824	2,800.00
平成22年6月24日 定時株主総会決議	28,740	3,000.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	2,150,000 ※435,000	604,000	708,000	555,000	358,000
最低(円)	1,190,000 ※406,000	362,000	492,000	216,000	227,000

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。
2. ※印は、株式分割による権利落後の最高・最低株価です。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	11月	12月	平成22年1月	2月	3月
最高(円)	297,400	262,700	333,000	358,000	340,500	351,000
最低(円)	254,300	240,800	247,700	309,500	310,000	313,500

- (注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 会長		涌井 洋治	昭和17年2月5日生	昭和39年4月 大蔵省入省 平成7年5月 同省大臣官房長 平成9年7月 同省主計局長 平成11年7月 社団法人日本損害保険協会副 会長 平成16年6月 当社代表取締役会長 平成18年6月 当社取締役会長（現任）	平成22年 6月から 2年	64
※代表取締役 社長		木村 宏	昭和28年4月23日生	昭和51年4月 日本専売公社入社 平成11年1月 当社経営企画部長 平成11年5月 当社たばこ事業本部事業企画 室調査役 JT International S.A. Executive Vice President 平成11年6月 当社取締役 平成13年6月 当社取締役退任 平成17年6月 当社取締役 平成18年6月 当社代表取締役社長（現任）	平成22年 6月から 2年	96
※代表取締役 副社長		武田 宗高	昭和24年8月22日生	昭和47年4月 大蔵省入省 平成11年7月 同省関東財務局長 平成13年1月 内閣府大臣官房審議官 平成13年7月 同府沖縄振興局長 平成15年7月 同府政策統括官 平成17年9月 同府審議官 平成19年2月 当社顧問 平成19年4月 当社専務執行役員 財務責任 者 平成19年6月 当社代表取締役副社長（現 任）	平成22年 6月から 2年	34
※代表取締役 副社長		住川 雅明	昭和25年10月11日生	昭和49年4月 日本専売公社入社 平成9年7月 当社食品事業部部长 平成10年6月 当社総務部長 平成12年7月 当社人事部長 平成15年6月 当社執行役員 不動産・アグ リ事業・印刷事業・特機事業 担当 平成16年1月 当社執行役員 不動産・印刷 事業・特機事業担当 平成16年6月 当社常勤監査役 平成20年6月 当社代表取締役副社長（現 任）	平成22年 6月から 2年	81

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
※代表取締役 副社長		小泉 光臣	昭和32年4月15日生	昭和56年4月 日本専売公社入社 平成13年6月 当社経営企画部長 平成15年6月 当社執行役員 人事労働グループリーダー 平成16年6月 当社執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 平成18年6月 当社常務執行役員 たばこ事業本部事業企画室長 平成19年6月 当社取締役 常務執行役員 たばこ事業本部営業統括部長 平成19年7月 当社取締役 常務執行役員 たばこ事業本部マーケティング&セールス責任者 平成21年6月 当社代表取締役副社長（現任）	平成22年 6月から 2年	80
※代表取締役 副社長		志水 雅一	昭和28年4月22日生	昭和52年4月 日本専売公社入社 平成10年4月 当社たばこ事業本部原料部長 平成11年9月 当社資金部長 平成13年7月 当社臨時制度対策室長 平成16年7月 当社総務部長 平成17年6月 当社執行役員 コミュニケーション責任者 平成19年6月 当社常務執行役員 コミュニケーション責任者 平成21年6月 当社代表取締役副社長（現任）	平成22年 6月から 2年	61
※取締役	専務執行役員 医薬事業部長 兼医薬事業部 事業企画部長	大久保 憲朗	昭和34年5月22日生	昭和58年4月 日本専売公社入社 平成12年4月 当社医薬事業部国際企画部長 平成14年6月 当社医薬事業部事業企画部長 平成16年6月 当社取締役 執行役員 医薬事業部長 平成18年6月 当社取締役 常務執行役員 医薬事業部長 平成21年6月 当社取締役 専務執行役員 医薬事業部長 平成22年5月 当社取締役 専務執行役員 医薬事業部長 兼 医薬事業部 事業企画部長（現任）	平成22年 6月から 2年	36
※取締役	常務執行役員 企画責任者	岩井 睦雄	昭和35年10月29日生	昭和58年4月 日本専売公社入社 平成15年6月 当社経営企画部長 平成16年7月 当社経営戦略部長 平成17年6月 当社執行役員 食品事業本部 食品事業部長 平成18年6月 当社取締役 常務執行役員 食品事業本部長 平成20年6月 当社常務執行役員 企画責任者 平成22年6月 当社取締役 常務執行役員 企画責任者（現任）	平成22年 6月から 2年	68

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		新貝 康司	昭和31年1月11日生	昭和55年4月 日本専売公社入社 平成13年7月 当社財務企画部長 平成16年6月 当社執行役員 財務グループ リーダー 兼 財務企画部長 平成16年7月 当社執行役員 財務責任者 平成17年6月 当社取締役 執行役員 財務 責任者 平成18年6月 当社取締役 (現任) JT International S.A. Executive Vice President (現任)	平成22年 6月から 2年	59
常勤監査役		立石 久雄	昭和21年12月23日生	昭和46年4月 大蔵省入省 平成9年7月 国税庁関東信越国税局長 平成11年7月 総務庁人事局次長 平成13年1月 総務省人事・恩給局次長 平成13年7月 財団法人地域総合整備財団常 務理事 平成15年7月 国家公務員共済組合連合会 常務理事 平成17年9月 同連合会専務理事 平成19年6月 当社常勤監査役 (現任)	平成19年 6月から 4年	17
常勤監査役		塩澤 義介	昭和27年4月18日生	昭和51年4月 日本専売公社入社 平成7年8月 当社資金部長 平成11年9月 当社食品事業本部事業企画部 調査役 平成14年4月 当社食品事業本部飲料事業部 調査役 平成15年6月 当社執行役員 食品事業本部 事業企画部長 平成17年6月 当社執行役員 食品事業本部 飲料事業部長 平成20年6月 当社常勤監査役 (現任)	平成20年 6月から 3年	61
監査役		藤田 太寅	昭和13年1月17日生	昭和38年4月 日本放送協会入社 平成2年6月 同協会解説委員 平成7年1月 同協会退職 平成11年4月 関西学院大学総合政策学部 教授 平成17年4月 同大学総合政策学部 客員教 授 (現任) 平成17年6月 当社監査役 (現任)	平成19年 6月から 4年	33
監査役		上田 廣一	昭和18年12月17日生	昭和42年4月 司法修習生 昭和44年4月 検事任官 平成18年6月 東京高等検察庁検事長 平成18年12月 定年退官 平成19年1月 弁護士登録 平成19年4月 明治大学法科大学院特任教授 (現任) 平成21年1月 株式会社整理回収機構代表取 締役 平成21年3月 同社代表取締役社長 (現任) 平成21年6月 当社監査役 (現任)	平成21年 6月から 2年	2
計						692

- (注) 1. 監査役 立石久雄、藤田太寅及び上田廣一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
2. 当社では、迅速かつ高品質の意思決定・業務執行を実現するため、平成13年6月に執行役員制度を導入しております。
- 「役名」欄中、※を付している者は、執行役員を兼務しております。
- なお、その他の執行役員は、飯島謙二（たばこ事業本部製造統括部長）、下村隆一（法務責任者）、藤崎義久（たばこ事業本部マーケティング&セールス責任者）、岩波正（たばこ事業本部R&D責任者）、佐伯明（たばこ事業本部事業企画室長）、宮崎秀樹（財務責任者 兼 財務部長）、村上伸一（たばこ事業本部原料統括部長）、川股篤博（たばこ事業本部中国事業部長）、山下和人（たばこ事業本部渉外責任者）、春田純一（医薬事業部医薬総合研究所長）、永田亮子（飲料事業部長）、松本智（人事責任者）、千々岩良二（総務責任者）、田中泰行（コミュニケーション責任者）で、計14名です。
- また、常務執行役員企画責任者 岩井睦雄は、平成22年7月1日付で食品事業担当を兼務する予定です。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の増大に向けて、経営環境・社会環境の変化に適切に対処するためには、より迅速かつ高品質の意思決定、業務執行を実現していくことが不可欠であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つととらえ、積極的に取り組んでまいります。

②コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況（提出日現在）

i コーポレート・ガバナンス体制

(a)会社の機関の内容

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督し、取締役から業務執行状況の報告を受けております。

当社は、全社として高品質の業務執行を持続するため執行役員制度を導入しており、取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切に業務執行を行っております。また、会長は代表権を持たない取締役として経営の監督に専念することとしております。

また、経営に関する中長期の方向性もしくはこれに準ずる重要事項について広い見地からの助言を得る機関として、5名の外部有識者から成るアドバイザー・コミッティを設置し、コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組みを推進しております。

経営会議は、社長及び社長の指名する者をもって構成し、取締役会に付議する事項のほか、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行っております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役及び執行役員の職務の執行を監査することにより、会社の健全かつ持続的な成長と社会的信用の維持向上に努めております。なお、当社監査役の塩澤義介氏は、当社資金部長を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(b)内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社はこれまで、コンプライアンス、内部監査、リスクマネジメント等の取組みを通じて業務の適正を確保するための体制の運用を図り、また、監査役会設置会社として、監査役への報告体制の整備等、監査役による監査の実効性の確保に向けた取組みを行ってまいりました。

今後も、現行の体制を継続的に随時見直ししながら取組みを進め、適正な業務執行のため、以下のような企業体制の維持・向上に努めてまいります。

<取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

コンプライアンス体制については、その体制に係る規程に基づき、取締役及び従業員が法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための行動指針を定め、その徹底を図るため取締役会に直結する機関として外部専門家を加えたコンプライアンス委員会を設置し、会長が委員長を務めております。また、コンプライアンス統括室を設置し、全社横断的な体制の整備・推進及び問題点の把握に努めるとともに、取締役及び従業員を対象にした各種研修等を通じて教育啓発活動を行うことにより、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

内部通報体制については、通報相談窓口を設置しており、そこに寄せられた通報についてはコンプライアンス統括室が内容を調査し、必要な措置を講ずるとともに、担当部門と協議のうえ、全社的に再発防止策を実施するとともに、重要な問題についてはコンプライアンス委員会に付議し、審議を求めることとしております。

財務報告の信頼性を確保するための体制については、金融商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を適正な人員配置のもとに構築し、もって財務報告の信頼性の維持向上を図っております。

内部監査体制については、監査部（当連結会計年度末現在29名）が所管し、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図っております。

<取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制>

株主総会、取締役会及び経営会議の議事録は法令、社内規程に基づいて、適切に管理保存しております。

その他の重要な業務執行や契約の締結等の意思決定に係る情報は、社内の責任権限に関する規程（以下、「責任権限規程」）に基づき責任部署及び保存管理責任を明らかにし、その意思決定手続・調達・経理処理上の管理に関する規程を定め、保存管理しております。

<損失の危険の管理に関する規程その他の体制>

金融・財務リスクについては社内規程等を定めるとともに、四半期毎に経営会議へ報告を行っております。

その他のリスクの把握・報告については、責任権限規程により定められた部門毎の責任権限に基づき、責任部署が適切に管理を行うとともに、重要性に応じて、経営会議へ報告・付議しております。

監査部には内部監査組織として必要な人員を配置し、他の業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性とリスクを考慮してグループ会社を含む社内管理体制を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会へ報告を行っております。

有事に備え、危機管理及び災害対策について対応マニュアルを定め、危機や災害の発生時には事務局を経営企画部として緊急プロジェクト体制を立ち上げ、経営トップの指揮のもと、関係部門の緊密な連携により、迅速・適切に対処することができる体制を整えております。

<取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制>

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督しております。また、経営会議は、社長及び社長の指名する者をもって構成し、取締役会に付議する事項のほか、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行っております。

当社は執行役員制度を導入しており、取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切に業務執行を行っております。

全社として業務の効率性柔軟性に資する運営を行うため、組織及び職制に関する社内規程により基本事項を定めるとともに、各部門の役割を明確に示しております。また、迅速な意思決定を行えるよう、業務執行上の責任部署を責任権限規程により定めております。

<当社グループにおける業務の適正を確保するための体制>

当社グループは、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」をJTグループミッションとして定め、グループ内で共有しております。グループマネジメントを行うにあたりましては、グループマネジメントポリシーに基づき、全体に共通する機能・規程等を定義し、JTグループ全体最適を図っております。

また、コンプライアンス体制（通報体制を含む）、内部監査体制、財務管理体制等についてはグループ企業と連携を図り、整備しております。

<監査役を補助する従業員及び監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制>

監査役を補助する組織として必要な人員を配置した監査役室を置いており、必要に応じ監査役会と協議のうえ、人員配置体制の見直しを行うこととしております。また、監査役室の人事等については、監査役会が関与することにより、取締役からの独立性を確保するものとしております。

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事実を発見した場合における当該事実につきまして、監査役会に報告しております。また、上記の他、取締役及び従業員は、計算書類等及び不正又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等につきまして、監査役会に報告を行っております。

監査役は取締役会に加えその他の重要な会議に出席できることとしており、経営会議に概ね出席しております。取締役及び従業員は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応しております。

この他、取締役は監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置しております。また、監査部及びコンプライアンス統括室は、監査役との間で情報交換を行い、連携をとっております。

(c) 監査役監査及び会計監査の状況

< 監査役監査及び会計監査 >

- ・当社は、監査役制度を採用しており、監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役及び執行役員
の職務の執行を監査することにより、会社の健全かつ持続的な成長と社会的信用の維持向上に努めておりま
す。
- ・当社の社外監査役は3名であり、各界における豊富な経験と幅広い識見等を勘案して選任しております。ま
た、社外監査役を含む当社の監査役は、独立・公正な立場からの監査の実施等による客観性及び中立性を確保
した経営の監視機能を果たしております。
- ・当社の社外監査役のうち、上田廣一氏は㈱整理回収機構の代表取締役社長ですが、当社と当該会社との間に取
引はなく、社外監査役個人は直接利害関係を有しておりません。その他2名の社外監査役につきましても、当
社と利害関係を有するものではありません。
- ・会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）は、会社法及び金融商品取引法に基づき、会計監査を実施してあり
ます。平成22年3月期に係る会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等、会計監査業務に係る補助者の構成
については以下のとおりです。

（会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等）

五十嵐 達朗 氏（5年）、桃木 秀一 氏（5年）、飯塚 智 氏（3年）

※（ ）内の数字：連続して監査関連業務に社員として関与した年数

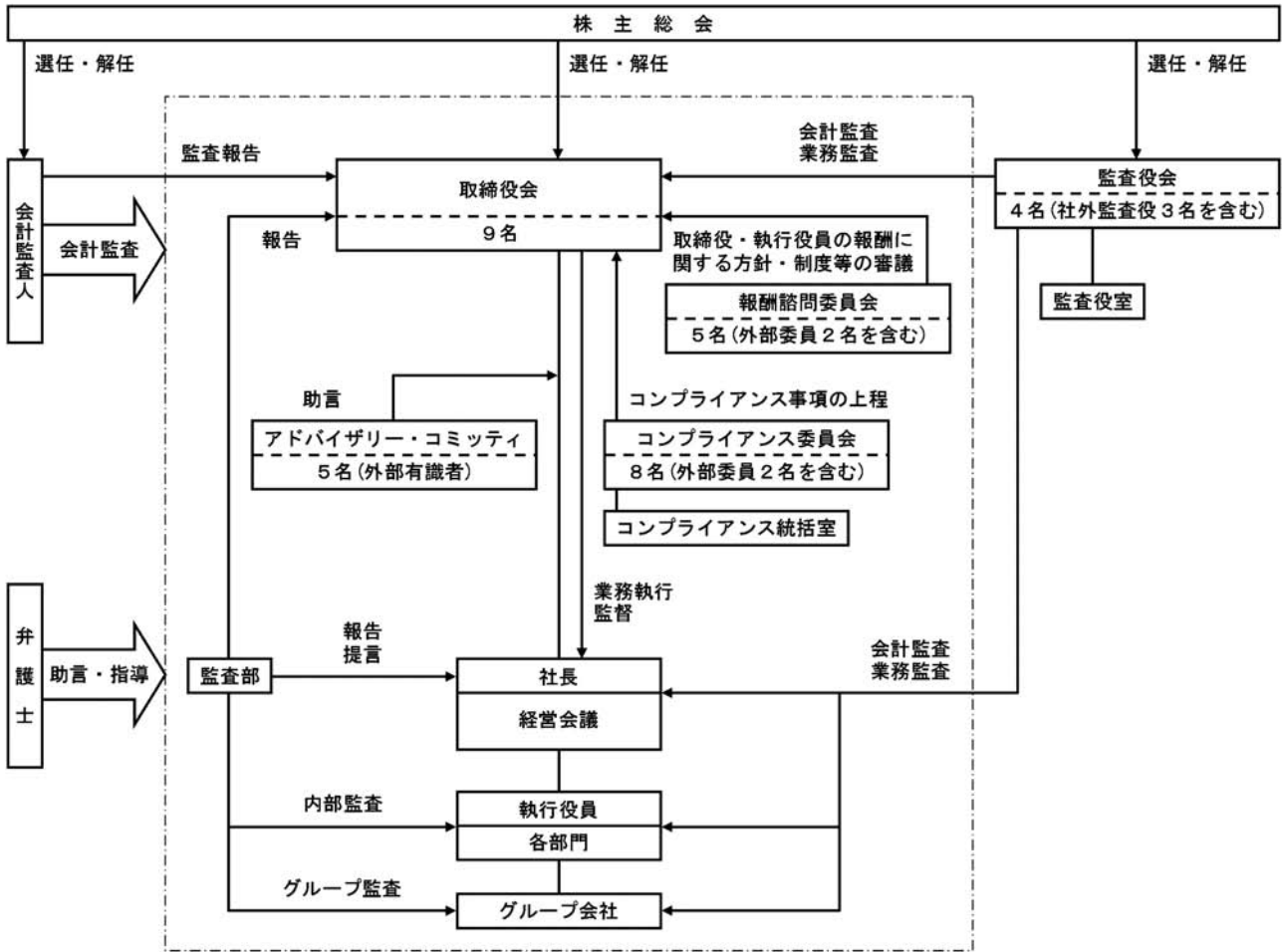
（会計監査業務に係る補助者の構成）

公認会計士 11名、会計士補等 12名、その他 9名

監査役監査、内部監査、会計監査はそれぞれ独立して適切に実施されておりますが、監査結果について相互に
情報共有する等、適切な監査を行うための連携強化に努めております。また、これら監査と当社内部統制部門と
の間においては、「(b)内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況」のとおり、必要に応じて情報交換
を行う等、適正な業務執行の確保のため連携をとっております。

当社は、社外取締役は選任しておりませんが、当社は取締役について人格、識見、経験等を勘案して適任者を選
んでおります。また、社外取締役に期待される、外部的な視点からの助言機能につきましては、当社の経営に関す
る中長期の方向性もしくはこれに準ずる重要事項について広い見地からの助言を得る機関として、5名の外部有識
者から成るアドバイザリー・コミッティを設置し、その機能の確保に努めております。あわせて、監査役（過半数
は社外監査役（3名全て独立役員））による独立・公正な立場からの監査の実施等による、客観性及び中立性を確
保した経営の監視体制を整えております。また、報酬諮問委員会やコンプライアンス委員会は専門的知識を有する
外部委員を含む委員から構成しております。以上のことから、現在の体制が十分に業務執行の監視体制を果たして
いると考えております。現段階では社外取締役を選任する具体的な予定はございませんが、社外取締役の有用性、
ふさわしい人材等については、絶えず検討してまいりたいと考えております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備の状況を模式図で示すと以下のとおりとなります。



ii 役員報酬等

当連結会計年度における役員報酬等は以下のとおりです。

(a) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	役員賞与	ストック オプション 報酬	
取締役	559	383	52	123	12
監査役 (社外監査役を除く。)	33	33	—	—	1
社外役員	54	54	—	—	4
計	647	471	52	123	17

(注) 1. 役員賞与は、支給予定の額を記載しております。

2. ストックオプション報酬は、当該事業年度に支給したストックオプション報酬の総額を記載しております。

(b) 連結報酬等の総額が1億円以上である者の連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	連結報酬等の種類別の額 (百万円)				連結報酬等 の総額 (百万円)
			基本報酬	役員賞与	ストック オプション 報酬	その他	
新貝 康司	取締役	提出会社	6	—	1	—	142
	Executive Vice President	JT International S. A.	59	37	—	37	

(注) 1. 新貝康司氏の JT International S.A. Executive Vice President としての役員報酬の一部は、スイスフランで支払っております。1 スイスフラン=86.33円で円換算しております。

2. その他の項目には、会社が負担している生命保険、住居費用及び社有車費用と、医療保険及び企業年金の会社負担分を記載しております。

(c) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社における役員報酬の基本的な考え方は以下のとおりです。

- ・ 優秀な人材を確保するにふさわしい報酬水準とする
- ・ 業績達成の動機付けとなる業績連動性のある報酬制度とする
- ・ 中長期の企業価値と連動した報酬とする
- ・ 外部有識者を含む報酬諮問委員会における議論、定量的なスキーム（年額報酬枠・ストックオプション上限）の導入、客観的なデータに基づくモニタリングの継続実施により透明性を担保する

これらに基づき、役員報酬は、月例の基本報酬、単年度の業績を反映した役員賞与、中長期の企業価値と連動する株式報酬型ストックオプションの3本立てとしております。

また、報酬体系につきまして、執行役員を兼務する取締役においては、日々の業務執行を通じた業績達成を期待されることから、「基本報酬」「役員賞与」「ストックオプション報酬」で構成しております。執行役員を兼務しない取締役においては、企業価値向上に向けた全社経営戦略の決定と監督機能を果たすことが求められることから、「基本報酬」「ストックオプション報酬」で構成しております。監査役においては、主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、「基本報酬」に一本化しております。

また、報酬等の額については、外部有識者を含む報酬諮問委員会での審議を踏まえ、取締役については取締役会、監査役については監査役の協議で決定しており、役員賞与については当期の業績を勘案し、取締役会で決定しております。

iii 株式の保有状況

(a) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
65銘柄 38,100百万円

(b) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
KT&G Corporation	2,864,904	14,759	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
㈱ユニマットライフ (注)	3,739,500	5,029	業務提携関係があり、政策投資として保有
㈱三菱UFJフィナンシャルグループ	5,015,750	2,457	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
㈱みずほフィナンシャルグループ	12,750,700	2,358	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
㈱セブン&アイ・ホールディングス	852,000	1,924	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
㈱ドトール・日レスホールディングス	1,320,000	1,635	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
㈱三井住友フィナンシャルグループ	340,901	1,053	安定的な銀行取引と長期的な関係強化を目的とする政策投資
㈱岡村製作所	1,206,000	719	合併事業を行うなど業務提携関係があり、政策投資として保有
東海旅客鉄道㈱	1,000	712	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資
日本通運㈱	1,730,400	695	長期的安定的に取引・協力関係を維持・強化することを目的とする政策投資

(注) 当社は㈱ユニマットレインボーによる㈱ユニマットライフ株式に対する公開買付けに応募し、平成22年5月19日に保有株式を全て売却しております。

(c) 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

iv 取締役の定数

当社の取締役は、15名以内とする旨定款に定めております。

v 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

vi 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

(自己株式の取得)

当社は、事業環境の変化に対応した機動的な経営を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

(中間配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を支払うことができる旨定款に定めております。

vii株主総会の特別決議要件

当社は、特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	262	16	252	21
連結子会社	89	1	217	4
計	351	17	469	26

(注) 有限責任監査法人トーマツに対する報酬です。

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社グループの海外子会社は、主に有限責任監査法人トーマツの属する Deloitte Touche Tohmatsu のメンバーファームから監査を受けており、特に重要なものとして JT International Holding B.V. と傘下の子会社の財務計算に関する書類等の監査証明業務に係る報酬及び非監査業務に係る報酬(合わせて約15億円)があります。

(当連結会計年度)

当社グループの海外子会社は、主に有限責任監査法人トーマツの属する Deloitte Touche Tohmatsu のメンバーファームから監査を受けており、特に重要なものとして JT International Holding B.V. と傘下の子会社の財務計算に関する書類等の監査証明業務に係る報酬及び非監査業務に係る報酬(合わせて約11億円)があります。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、財務報告に係る内部統制等に関するアドバイザー業務及び英文財務諸表等のレビューがあります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、国際会計基準に関するアドバイザー業務があります。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等の監査報酬の額につきましては、監査公認会計士等から提示された監査計画および監査報酬見積資料に基づき、監査公認会計士等との必要かつ十分な協議を経て決定しております。

具体的には、監査計画で示された重点監査項目や連結対象会社の異動を含む企業集団の状況等の監査及びレビュー手続の実施範囲が、監査時間に適切に反映されていることなどを確認するとともに、過年度における監査時間の計画実績比較等も含めこれらを総合的に勘案のうえ、監査報酬の額を決定しております。

なお、監査公認会計士等の独立性を担保する観点から、監査報酬の額の決定に際しては監査役会の同意を得ております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、監査法人トーマツにより監査を受け、また、当連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は連結財務諸表等の適正性を確保するため、公益財団法人財務会計基準機構等の組織に加入し、会計基準等の変更等に的確に対応することができる体制を整備しております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	164,957	155,444
受取手形及び売掛金	290,068	296,884
有価証券	4,910	11,950
商品及び製品	122,970	151,062
半製品	119,290	109,621
仕掛品	6,561	5,522
原材料及び貯蔵品	215,334	※3 288,893
繰延税金資産	29,675	26,615
その他	145,076	153,470
貸倒引当金	△3,162	△3,622
流動資産合計	1,095,682	1,195,843
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※3 621,469	※3 611,509
減価償却累計額	△386,615	△380,469
建物及び構築物（純額）	234,853	231,039
機械装置及び運搬具	※3 642,148	※3 668,608
減価償却累計額	△453,155	△455,737
機械装置及び運搬具（純額）	188,993	212,870
工具、器具及び備品	※3 165,434	※3 170,906
減価償却累計額	△103,012	△115,863
工具、器具及び備品（純額）	62,422	55,042
土地	※3 147,219	※3 138,702
建設仮勘定	35,253	41,905
有形固定資産合計	668,742	679,561
無形固定資産		
のれん	1,453,961	1,387,397
商標権	347,372	350,900
その他	30,509	30,766
無形固定資産合計	1,831,843	1,769,064
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 90,230	※1, ※3 83,760
長期貸付金	9,190	—
繰延税金資産	128,786	85,375
その他	※1, ※3 97,022	※1, ※3 93,685
貸倒引当金	△41,695	△34,695
投資その他の資産合計	283,534	228,127
固定資産合計	2,784,121	2,676,752
資産合計	3,879,803	3,872,595

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	158,544	149,462
短期借入金	※3 113,231	※3 109,263
コマーシャル・ペーパー	—	119,000
1年内償還予定の社債	※3 190,363	※3 50,395
1年内返済予定の長期借入金	※3 26,380	※3 23,024
リース債務	5,512	4,936
未払金	62,824	73,738
未払たばこ税	172,986	212,066
未払たばこ特別税	10,470	10,490
未払地方たばこ税	85,541	85,238
未払法人税等	51,777	54,057
未払消費税等	43,847	60,105
繰延税金負債	2,915	2,357
引当金	※2 39,172	※2 39,610
その他	129,835	107,789
流動負債合計	1,093,403	1,101,535
固定負債		
社債	※3 349,794	※3 409,014
長期借入金	※3 299,563	※3 149,569
リース債務	11,234	9,126
繰延税金負債	110,389	94,577
退職給付引当金	259,145	251,902
役員退職慰労引当金	623	763
債務保証損失引当金	695	—
その他	130,665	132,827
固定負債合計	1,162,111	1,047,782
負債合計	2,255,514	2,149,317
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	736,400	736,406
利益剰余金	1,224,989	1,310,669
自己株式	△74,578	△74,575
株主資本合計	1,986,810	2,072,501
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,437	12,043
繰延ヘッジ損益	92	—
海外連結子会社の年金債務調整額	△18,965	△26,269
為替換算調整勘定	△423,561	△409,160
評価・換算差額等合計	△433,997	△423,387
新株予約権	364	564
少数株主持分	71,109	73,599
純資産合計	1,624,288	1,723,278
負債純資産合計	3,879,803	3,872,595

②【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
売上高		6,832,307		6,134,695
売上原価		5,554,398		5,022,637
売上総利益		1,277,908		1,112,057
販売費及び一般管理費	※1, ※4	914,102	※1, ※4	815,552
営業利益		363,806		296,504
営業外収益				
受取利息		10,104		4,473
受取配当金		2,172		2,509
持分法による投資利益		—		2,401
その他		18,059		6,224
営業外収益合計		30,335		15,608
営業外費用				
支払利息		51,356		26,111
為替差損		21,801		20,228
たばこ災害援助金		768		522
共済年金給付費用		2,024		1,724
その他		10,604		8,150
営業外費用合計		86,555		56,736
経常利益		307,586		255,377
特別利益				
固定資産売却益	※2	46,461	※2	32,341
英国競争法制裁金関連負債取崩益		—	※8	16,710
その他		1,915		9,464
特別利益合計		48,377		58,516
特別損失				
固定資産売却損		2,169		4,237
固定資産除却損	※3	11,505	※3	6,334
減損損失	※5	16,364		6,042
事業構造強化費用	※6	24,363	※6	9,900
成人識別自販機導入費用	※7	13,468		—
PCB廃棄物処理費用		—		4,055
その他		25,947		7,268
特別損失合計		93,819		37,838
税金等調整前当期純利益		262,143		276,054
法人税、住民税及び事業税		126,732		114,145
法人税等調整額		8,240		17,158
法人税等合計		134,972		131,303
少数株主利益		3,771		6,302
当期純利益		123,400		138,448

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
株主資本				
資本金				
前期末残高		100,000		100,000
当期末残高		100,000		100,000
資本剰余金				
前期末残高		736,400		736,400
当期変動額				
自己株式の処分		—		6
当期変動額合計		—		6
当期末残高		736,400		736,406
利益剰余金				
前期末残高		1,344,490		1,224,989
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減		△193,658		—
当期変動額				
剰余金の配当		△49,816		△53,648
当期純利益		123,400		138,448
連結範囲の変動		47		—
持分法の適用範囲の変動		525		880
当期変動額合計		74,157		85,680
当期末残高		1,224,989		1,310,669
自己株式				
前期末残高		△74,578		△74,578
当期変動額				
自己株式の処分		—		3
当期変動額合計		—		3
当期末残高		△74,578		△74,575
株主資本合計				
前期末残高		2,106,311		1,986,810
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減		△193,658		—
当期変動額				
剰余金の配当		△49,816		△53,648
当期純利益		123,400		138,448
連結範囲の変動		47		—
持分法の適用範囲の変動		525		880
自己株式の処分		—		9
当期変動額合計		74,157		85,690
当期末残高		1,986,810		2,072,501

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	21,338	8,437
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△12,901	3,606
当期末残高	8,437	12,043
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	219	92
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△127	△92
当期末残高	92	—
海外連結子会社の年金債務調整額		
前期末残高	△10,711	△18,965
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,254	△7,304
当期末残高	△18,965	△26,269
為替換算調整勘定		
前期末残高	△41,085	△423,561
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△382,475	14,400
当期末残高	△423,561	△409,160
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△30,238	△433,997
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△403,758	10,610
当期末残高	△433,997	△423,387
新株予約権		
前期末残高	185	364
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	179	200
当期末残高	364	564
少数株主持分		
前期末残高	78,370	71,109
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△7,260	2,489
当期末残高	71,109	73,599

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
純資産合計		
前期末残高	2,154,629	1,624,288
在外子会社の会計処理の変更に伴う増減	△193,658	—
当期変動額		
剰余金の配当	△49,816	△53,648
当期純利益	123,400	138,448
連結範囲の変動	47	—
持分法の適用範囲の変動	525	880
自己株式の処分	—	9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△410,839	13,299
当期変動額合計	△336,682	98,990
当期末残高	1,624,288	1,723,278

【連結株主資本等変動計算書の欄外注記】

- (注) 評価・換算差額等の「海外連結子会社の年金債務調整額」は、米国会計基準を適用している海外連結子会社において計上された未積立債務であります。

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	262,143	276,054
減価償却費	176,899	132,770
減損損失	16,364	6,042
固定資産除売却損益(△は益)	△41,499	△24,236
のれん償却額	105,470	97,394
投資有価証券評価損益(△は益)	7,062	1,436
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△13,159	△8,034
受取利息及び受取配当金	△12,276	△6,982
支払利息	51,356	26,111
売上債権の増減額(△は増加)	△43,141	5,702
たな卸資産の増減額(△は増加)	△47,632	△79,456
仕入債務の増減額(△は減少)	2,698	△12,820
未払金の増減額(△は減少)	△7,939	14,905
未払たばこ税等の増減額(△は減少)	28,981	30,842
その他	△55,237	△497
小計	430,091	459,229
利息及び配当金の受取額	15,551	7,090
利息の支払額	△55,957	△29,956
法人税等の支払額	△114,414	△116,338
営業活動によるキャッシュ・フロー	275,271	320,024
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△1,360	△3,999
有価証券の売却及び償還による収入	1,861	2,470
有形固定資産の取得による支出	△112,408	△121,459
有形固定資産の売却による収入	55,255	44,057
無形固定資産の取得による支出	△6,948	△6,639
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△3,060	△9,975
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	450	—
その他	1,202	11,487
投資活動によるキャッシュ・フロー	△65,008	△84,057

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金及びコマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	△125,182	93,443
長期借入れによる収入	94,130	1,712
長期借入金の返済による支出	△54,662	△191,041
社債の発行による収入	—	100,304
社債の償還による支出	△70,810	△191,928
配当金の支払額	△49,752	△53,642
少数株主からの払込みによる収入	—	190
少数株主への配当金の支払額	△3,539	△3,680
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△6,606	△5,755
その他	△1,046	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△217,470	△250,398
現金及び現金同等物に係る換算差額	△39,590	1,542
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△46,797	△12,888
現金及び現金同等物の期首残高	215,008	167,257
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	△953	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 167,257	※1 154,368

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>・連結子会社の数 274社</p> <p>主要な連結子会社は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略いたします。</p> <p>ジェイティ飲料㈱、富士食品工業㈱等17社につきましては、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>前連結会計年度まで連結子会社であったジェイティダイニングサービス㈱等38社につきましては連結子会社との合併等により、また、Hans Continental Smallgoods Pty. Ltd. 等3社につきましては、解散を前提とした事業整理等に係る手続きを開始し、支配権を喪失したことにより、連結の範囲から除いております。また、㈱アドバンスサポートにつきましては、株式の売却により議決権が減少し、連結子会社から持分法適用の関連会社になっております。</p> <p>非連結子会社については、いずれも小規模会社であり、その総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等それぞれの合計額は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。</p>	<p>・連結子会社の数 258社</p> <p>主要な連結子会社は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略いたします。</p> <p>JTI Kannenberg Comércio de Tabacos do Brasil Ltda. 等15社につきましては、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>前連結会計年度まで連結子会社であった東京たばこ商事㈱等31社につきましては、清算が終了したこと等により、連結の範囲から除いております。</p> <p>非連結子会社については、いずれも小規模会社であり、その総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等それぞれの合計額は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 ㈱ハブ等の22社であります。</p> <p>なお、前連結会計年度まで持分法適用の関連会社であった、シンワオックス㈱、R. J. Reynolds - Gallaher International Sarl等4社につきましては、持分比率が減少したこと等により、持分法適用の関連会社から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 ㈱エヌ・ティ・ティ・データ・ウェーブ等の17社であります。</p> <p>なお、Cargo Handling Services Limitedについては、新たに株式を取得したことから当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めており、前連結会計年度まで持分法適用の関連会社であった、㈱ハブ、㈱大冷等6社につきましては、持分比率が減少したこと等により、持分法適用の関連会社から除いております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(2)持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。</p> <p>(3)持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。</p>	<p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社のうち、海外子会社の決算日は主として12月31日であります。また、連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。	同左
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1)重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 満期保有目的の債券 ……償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）</p> <p>時価のないもの……主として移動平均法による原価法によっております。</p> <p>② デリバティブ……時価法によっております。</p> <p>③ たな卸資産……主として総平均法による原価法によっております。（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）</p>	<p>(1)重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 満期保有目的の債券 ……同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの……同左</p> <p>時価のないもの……同左</p> <p>② デリバティブ……同左</p> <p>③ たな卸資産……同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法</p> <p>① 有形固定資産…主として定率法 (リース資産を (ただし、平成10 除く) 年4月1日以降に 取得した建物(建 物附属設備を除 く)については定 額法)を採用して おりますが、一部 の国内連結子会社 では定額法によっ ております。 なお、主な耐用年 数は以下のとおり であります。</p> <p>建物及び構築物 38～50年 機械装置及び運搬具 10年 (追加情報)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、平成 20年度の法人税法の改正を契機とし て資産の利用状況等を見直した結 果、当連結会計年度より有形固定資 産の耐用年数を変更しており、主た る機械装置のたばこ製造設備は8年 から10年に耐用年数を変更してあり ます。</p> <p>なお、この変更による営業利益、 経常利益及び税金等調整前当期純利 益への影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産…定額法によって (リース資産を おります。 除く) なお、主な耐用年 数は以下のとおり であります。</p> <p>商標権 10年</p> <p>③ リース資産 …所有権移転外ファ イナンス・リース 取引に係るリース 資産については、 主として、リース 期間を耐用年数と し残存価額を零と する定額法によっ ております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法</p> <p>① 有形固定資産…主として定率法 (リース資産を (ただし、平成10 除く) 年4月1日以降に 取得した建物(建 物附属設備を除 く)については定 額法)を採用して おりますが、一部 の国内連結子会社 では定額法によっ ております。 なお、主な耐用年 数は以下のとおり であります。</p> <p>建物及び構築物 38～50年 機械装置及び運搬具 10年</p> <p>② 無形固定資産…同左 (リース資産を 除く)</p> <p>③ リース資産 …同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しております。</p> <p>② 賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込基準により計上しております。</p> <p>③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。 また、公的年金負担に要する費用のうち、昭和31年6月以前（公共企業体職員等共済組合法施行日前）の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 賞与引当金 同左</p> <p>③ 退職給付引当金 同左</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
	<p>⑤ 債務保証損失引当金 債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等について今後の見通しを勘案し、損失負担見込額を計上しております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当連結会計年度の損益として処理しております。なお、海外の連結子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理に、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨建予定取引 b. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金</p> <p>③ ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する内部規程である「金融リスク管理規程」あるいはそれに準ずるルールに基づき、主として将来発生する外貨建取引に係る為替リスクの回避あるいは軽減、債券運用等における受取利息等及び借入金等における利払等に対する金利リスクの回避を目的としてデリバティブ取引を利用しております。</p>	<p>—————</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>(5) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する内部規程である「グループ財務業務基本方針」あるいはそれに準ずるルールに基づき、主として将来発生する外貨建取引に係る為替の変動リスクの回避あるいは軽減、債券運用等における受取利息等及び借入金等における利払等に対する金利リスクの回避を目的としてデリバティブ取引を利用しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>④ ヘッジ有効性の評価方法 原則として、ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。ただし、振当処理によっている為替予約及び特例処理によっている金利スワップは、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(6) 海外連結子会社の会計処理基準 JT International S.A. 他海外連結子会社は、主として米国で一般に認められた会計処理基準を採用しております。このうち当社が採用している会計処理基準と相違している主なものは次のとおりであります。</p> <p>① たな卸資産の評価基準及び評価方法 主として先入先出法、総平均法による低価法によっております。</p> <p>② 重要な減価償却資産の減価償却方法</p> <p>i 有形固定資産…主として見積耐用年数による定額法によっております。</p> <p>ii 無形固定資産…商標権は主として20年間で均等償却しており、その他の無形固定資産は、見積耐用年数による定額法によっております。</p> <p>③ 退職給付会計 退職給付債務と年金資産の公正価値との差額を連結貸借対照表上、資産又は負債として計上しております。退職給付費用として未だ認識されていない数理計算上の差異及び過去勤務債務については、税効果相当額控除後の金額により海外連結子会社の年金債務調整額として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上しております。</p>	<p>④ ヘッジ有効性の評価方法 同左</p> <p>(6) 海外連結子会社の会計処理基準 同左</p> <p>① たな卸資産の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>② 重要な減価償却資産の減価償却方法</p> <p>i 有形固定資産…同左</p> <p>ii 無形固定資産…同左</p> <p>③ 退職給付会計 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>④ デリバティブの処理方法 ヘッジ目的で通貨関連及び金利関連のデリバティブを利用しており、すべてのデリバティブは公正価額により、資産又は負債として認識し、その公正価額の変動は損益に計上しております。</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>④ デリバティブの処理方法 同左</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. のれんの償却に関する事項	のれんの償却については、実質的に償却年数を見積もり、その年数で償却することとしております。なお、償却年数は5年から20年であります。ただし、金額が僅少な場合は発生年度にその全額を償却しております。	同左
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

【連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。</p> <p>これにより、在外子会社で計上しているのれんの償却を実施したため、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ94,235百万円、期首利益剰余金は193,658百万円減少しており、また、在外子会社における米国会計基準変更に伴う会計方針の変更による財務諸表の遡及修正額を損益とする修正により、当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は911百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものととしてリース資産に計上する方法によっております。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>

【表示方法の変更】

<p>前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>1. 「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日内閣府令第50号)が適用となることに伴い、たな卸資産の表示方法を見直した結果、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記していたものについては、当連結会計年度において「商品及び製品」(前連結会計年度138,870百万円)、「半製品」(前連結会計年度120,527百万円)、「仕掛品」(前連結会計年度7,938百万円)、「原材料及び貯蔵品」(前連結会計年度226,735百万円)、流動資産の「その他」(前連結会計年度64,777百万円、当連結会計年度69,245百万円)として表示しております。</p> <p>2. 前連結会計年度において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」(前連結会計年度1,340百万円)及び固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」(前連結会計年度1,111百万円)は、重要性が増加したため、区分掲記しております。</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>前連結会計年度において、特別損失に区分掲記しておりました「投資有価証券評価損」(当連結会計年度7,062百万円)は、重要性が減少したため、当連結会計年度においては特別損失の「その他」に含めて表示していません。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>前連結会計年度において、投資活動によるキャッシュ・フローに区分掲記しておりました「投資有価証券の取得による支出」(当連結会計年度△404百万円)は、重要性が減少したため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>(連結貸借対照表)</p> <p>前連結会計年度において、投資その他の資産に区分掲記しておりました「長期貸付金」(当連結会計年度1,403百万円)は、重要性が減少したため、当連結会計年度においては投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「持分法による投資利益」(前連結会計年度2,369百万円)は、重要性が増加したため、区分掲記しております。</p> <p style="text-align: center;">—————</p>

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)																																																		
<p>※1. 非連結子会社及び関連会社に対する投資は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">23,735百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他(出資金)</td> <td style="text-align: right;">583百万円</td> </tr> </table> <p>※2. 流動負債「引当金」は、賞与引当金及び売上割戻引当金等であります。</p> <p>※3. (1) 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を社債の一般担保に供しております。</p> <p>(2) 一部の連結子会社において担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">5,331百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">4,315百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">1,820百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">11,467百万円</td> </tr> </table> <p>上記に対応する債務は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">3,388百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">2,590百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">2,694百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">680百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,353百万円</td> </tr> </table> <p>4. 受取手形割引高 受取手形割引高は、106百万円であります。</p> <p>5. 偶発債務 取引先及び関係会社の金融機関からの借入金に対し次のとおり保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">三豊ケーブルテレビ放送 株</td> <td style="text-align: right;">357百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他 3社</td> <td style="text-align: right;">351百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">709百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 上記に含まれる外貨建保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。</p>	投資有価証券	23,735百万円	その他(出資金)	583百万円	建物及び構築物	5,331百万円	土地	4,315百万円	その他	1,820百万円	計	11,467百万円	長期借入金	3,388百万円	短期借入金	2,590百万円	1年内返済予定の長期借入金	2,694百万円	その他	680百万円	計	9,353百万円	三豊ケーブルテレビ放送 株	357百万円	その他 3社	351百万円	計	709百万円	<p>※1. 非連結子会社及び関連会社に対する投資は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">23,582百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他(出資金)</td> <td style="text-align: right;">349百万円</td> </tr> </table> <p>※2. 同左</p> <p>※3. (1) 同左</p> <p>(2) 一部の連結子会社において担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">5,821百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">4,315百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">6,939百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">17,076百万円</td> </tr> </table> <p>上記に対応する債務は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">5,281百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">10,861百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1年内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">1,755百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">420百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">18,319百万円</td> </tr> </table> <p>—————</p> <p>—————</p>	投資有価証券	23,582百万円	その他(出資金)	349百万円	建物及び構築物	5,821百万円	土地	4,315百万円	その他	6,939百万円	計	17,076百万円	長期借入金	5,281百万円	短期借入金	10,861百万円	1年内返済予定の長期借入金	1,755百万円	その他	420百万円	計	18,319百万円
投資有価証券	23,735百万円																																																		
その他(出資金)	583百万円																																																		
建物及び構築物	5,331百万円																																																		
土地	4,315百万円																																																		
その他	1,820百万円																																																		
計	11,467百万円																																																		
長期借入金	3,388百万円																																																		
短期借入金	2,590百万円																																																		
1年内返済予定の長期借入金	2,694百万円																																																		
その他	680百万円																																																		
計	9,353百万円																																																		
三豊ケーブルテレビ放送 株	357百万円																																																		
その他 3社	351百万円																																																		
計	709百万円																																																		
投資有価証券	23,582百万円																																																		
その他(出資金)	349百万円																																																		
建物及び構築物	5,821百万円																																																		
土地	4,315百万円																																																		
その他	6,939百万円																																																		
計	17,076百万円																																																		
長期借入金	5,281百万円																																																		
短期借入金	10,861百万円																																																		
1年内返済予定の長期借入金	1,755百万円																																																		
その他	420百万円																																																		
計	18,319百万円																																																		

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																								
<p>※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 60%;">広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">25,692百万円</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td style="text-align: right;">162,330百万円</td></tr> <tr><td>報酬・給料手当</td><td style="text-align: right;">142,052百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">14,731百万円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td style="text-align: right;">26,398百万円</td></tr> <tr><td>従業員賞与</td><td style="text-align: right;">13,493百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">34,848百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">113,065百万円</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td style="text-align: right;">105,511百万円</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td style="text-align: right;">47,296百万円</td></tr> </table> <p>※2. 固定資産売却益のうち主なものは、土地45,841百万円であります。</p> <p>※3. 固定資産除却損のうち主なものは、建物7,615百万円であります。</p> <p>※4. 研究開発費は、総額47,296百万円であり、すべて一般管理費として計上しております。</p> <p>※5. 当連結会計年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>取壊予定の 社宅等</td> <td>建物及び 構築物等</td> <td>3,832</td> </tr> <tr> <td>近畿圏</td> <td>取壊予定の 社宅等</td> <td>建物及び 構築物等</td> <td>3,855</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>取壊予定の 社宅等</td> <td>建物及び 構築物等</td> <td>8,677</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社グループは、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位にて資産のグルーピングを行っております。</p> <p>認識した減損損失の太宗は、当連結会計年度において、社宅等に係る建物及び構築物について取壊の意思決定がなされたため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し認識したものであり、その金額は11,993百万円であります。</p> <p>なお、当該資産の回収可能価額は主に使用価値により算定しており、その価値を零としております。</p> <p>※6. 事業構造強化費用は、事業構造強化施策に伴う費用であり、主なものは海外たばこ事業のフィリピン市場におけるライセンスビジネスの事業構造を変更したことに伴う費用、並びに国内及び海外たばこ事業の合理化費用であります。</p>	広告宣伝費	25,692百万円	販売促進費	162,330百万円	報酬・給料手当	142,052百万円	退職給付費用	14,731百万円	法定福利費	26,398百万円	従業員賞与	13,493百万円	賞与引当金繰入額	34,848百万円	減価償却費	113,065百万円	のれん償却額	105,511百万円	研究開発費	47,296百万円	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	取壊予定の 社宅等	建物及び 構築物等	3,832	近畿圏	取壊予定の 社宅等	建物及び 構築物等	3,855	その他	取壊予定の 社宅等	建物及び 構築物等	8,677	<p>※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 60%;">広告宣伝費</td><td style="text-align: right;">21,980百万円</td></tr> <tr><td>販売促進費</td><td style="text-align: right;">143,703百万円</td></tr> <tr><td>報酬・給料手当</td><td style="text-align: right;">133,509百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">17,524百万円</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td style="text-align: right;">24,102百万円</td></tr> <tr><td>従業員賞与</td><td style="text-align: right;">13,313百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td style="text-align: right;">27,606百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費</td><td style="text-align: right;">72,590百万円</td></tr> <tr><td>のれん償却額</td><td style="text-align: right;">97,427百万円</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td style="text-align: right;">49,644百万円</td></tr> </table> <p>※2. 固定資産売却益のうち主なものは、土地30,440百万円であります。</p> <p>※3. 固定資産除却損のうち主なものは、機械及び装置2,437百万円であります。</p> <p>※4. 研究開発費は、総額49,644百万円であり、すべて一般管理費として計上しております。</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p>※6. 事業構造強化費用は、事業構造強化施策に伴う費用であり、主なものは国内及び海外たばこ事業の合理化費用であります。</p>	広告宣伝費	21,980百万円	販売促進費	143,703百万円	報酬・給料手当	133,509百万円	退職給付費用	17,524百万円	法定福利費	24,102百万円	従業員賞与	13,313百万円	賞与引当金繰入額	27,606百万円	減価償却費	72,590百万円	のれん償却額	97,427百万円	研究開発費	49,644百万円
広告宣伝費	25,692百万円																																																								
販売促進費	162,330百万円																																																								
報酬・給料手当	142,052百万円																																																								
退職給付費用	14,731百万円																																																								
法定福利費	26,398百万円																																																								
従業員賞与	13,493百万円																																																								
賞与引当金繰入額	34,848百万円																																																								
減価償却費	113,065百万円																																																								
のれん償却額	105,511百万円																																																								
研究開発費	47,296百万円																																																								
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																																						
首都圏	取壊予定の 社宅等	建物及び 構築物等	3,832																																																						
近畿圏	取壊予定の 社宅等	建物及び 構築物等	3,855																																																						
その他	取壊予定の 社宅等	建物及び 構築物等	8,677																																																						
広告宣伝費	21,980百万円																																																								
販売促進費	143,703百万円																																																								
報酬・給料手当	133,509百万円																																																								
退職給付費用	17,524百万円																																																								
法定福利費	24,102百万円																																																								
従業員賞与	13,313百万円																																																								
賞与引当金繰入額	27,606百万円																																																								
減価償却費	72,590百万円																																																								
のれん償却額	97,427百万円																																																								
研究開発費	49,644百万円																																																								

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>※7. 成人識別自販機導入費用は、未成年者喫煙防止を目的として、当連結会計年度に全国導入を実施したICカード方式成人識別装置システム構築展開費用等並びに連結子会社が保有する自動販売機を成人識別機能対応機とするために要する費用であります。</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	<p style="text-align: center;">—————</p> <p>※8. 連結子会社であるGallaher Group Ltd. (旧Gallaher Group Plc) 及びGallaher Ltd. (以下、Gallaher社等) は、平成22年4月16日、当社におけるGallaher社等の買収以前の英国でのたばこ製品小売価格に係る競争法違反について、英国公正取引庁 (Office of Fair Trading) から、制裁金として50百万スターリング・ポンドの支払いを決定する旨の通知を受けました。当社グループは、平成19年4月18日のGallaher Group Plc (現Gallaher Group Ltd.) の買収に伴い実施したパーチェス法による会計処理において、英国競争法に基づいて制裁金が課せられるリスクを評価した上で164百万スターリング・ポンドを負債計上し、連結貸借対照表上は、その他流動負債及びその他固定負債に含めて表示しておりましたが、今回の支払通知額が当該負債計上額を下回ったことから、かかる差額114百万スターリング・ポンドを特別利益の「英国競争法制裁金関連負債取崩益」として計上しております。</p>

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	10,000	—	—	10,000
合計	10,000	—	—	10,000
自己株式				
普通株式	419	—	—	419
合計	419	—	—	419

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結 会計 年度末	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションと しての新株予約権	—	—	—	—	—	364
合計		—	—	—	—	—	364

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	24,908	2,600	平成20年3月31日	平成20年6月25日
平成20年10月30日 取締役会	普通株式	24,908	2,600	平成20年9月30日	平成20年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	26,824	利益剰余金	2,800	平成21年3月31日	平成21年6月24日

当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数 （千株）	当連結会計年度 減少株式数 （千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	10,000	—	—	10,000
合計	10,000	—	—	10,000
自己株式				
普通株式（注）	419	—	0	419
合計	419	—	0	419

（注） 普通株式の自己株式の株式数の減少17株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			前連結 会計 年度末	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションと しての新株予約権	—	—	—	—	—	564
合計		—	—	—	—	—	564

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	26,824	2,800	平成21年3月31日	平成21年6月24日
平成21年10月29日 取締役会	普通株式	26,824	2,800	平成21年9月30日	平成21年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	28,740	利益剰余金	3,000	平成22年3月31日	平成22年6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)
百万円	百万円
現金及び預金勘定	現金及び預金勘定
164,957	155,444
預金のうち、預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	預金のうち、預入期間が3ヶ月を超える定期預金等
△713	△7,855
容易に換金可能で価値変動リスクが僅少な運用期間が3ヶ月以内の短期投資(有価証券)	容易に換金可能で価値変動リスクが僅少な運用期間が3ヶ月以内の短期投資(有価証券)
3,013	6,780
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
167,257	154,368
2. 重要な非資金取引の内容 当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ6,175百万円であります	2. 重要な非資金取引の内容 当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれ3,416百万円であります

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
[借手側]	[借手側]
オペレーティング・リース取引	オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料
1年内	1年内
7,497百万円	7,361百万円
1年超	1年超
24,019百万円	21,152百万円
合計	合計
31,517百万円	28,514百万円

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社及び主要な連結子会社は、必要な資金を事業環境等の変化に応じて効率的に調達することとし、現在は主に銀行借入及び社債発行により調達しております。また、一時的な余資は、安全性、流動性の高い金融商品で運用しております。

デリバティブは、実需取引のリスク緩和を目的とした取引に限定しており、投機目的やトレーディング目的の取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に、余資運用のため保有する債券等及び業務上の関係を有する企業の株式であり、債券・株式等発行体の信用リスク、並びに市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金のうち、外貨建てのものは、為替の変動リスクに晒されております。

借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債は、資金調達環境の悪化などにより支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、借入金及び社債のうち、変動金利によるものは金利変動リスクに、外貨建てのものは、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、主に将来発生する外貨建てキャッシュ・フローに係る為替変動リスクのヘッジを目的とした為替予約取引、借入金・社債の支払利息に係る金利変動リスクのヘッジを目的とした金利スワップ取引であり、これら取引の相手方である金融機関の信用リスクに晒されております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の会計処理基準に関する事項「(5) 重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社及び主要な連結子会社は、与信管理規程等に基づき、営業債権について、取引先の信用リスクの発生を未然に防止すべく、主要な取引先については、与信限度額もしくは取引条件を定めることを原則としております。また、回収懸念の軽減を図るべく日常的に取引先ごとの残高管理を行うとともに、当社財務部は、定期的に、不良債権の発生とその回収状況を把握し、集約した結果を当社の経営会議に報告しております。

当社及び主要な連結子会社は、余資運用・デリバティブ取引について、信用リスクの発生を未然に防止すべく、グループ財務業務基本方針に基づき、一定の格付基準を満たす債券等での運用、あるいは高い格付を有する金融機関との取引を基本としております。また、当社財務部は、定期的に、これらの取引の実績を把握し、集約した結果を当社の経営会議に報告しております。

② 為替の変動リスクの管理

当社及び主要な連結子会社は、主に将来発生する外貨建てキャッシュ・フローについて、為替変動リスクを緩和すべく、グループ財務業務基本方針に基づき、為替相場の現状及び見通しに基づいて外国為替ヘッジ方針を策定し、当社の財務リスク管理委員会における審議、承認を得たうえでデリバティブを利用した取引を実行し、当社財務部は、定期的に、その実績を、当社の経営会議に報告しております。

③ 金利の変動リスクの管理

当社及び主要な連結子会社は、借入金及び社債について、金利変動リスクを緩和すべく、グループ財務業務基本方針に基づき、金利の現状及び見通しに基づいて金利ヘッジ方針を策定し、当社の財務リスク管理委員会における審議、承認を得たうえでデリバティブを利用した取引を実行し、当社財務部は、定期的に、その実績を、当社の経営会議に報告しております。

④ 市場価格の変動リスクの管理

当社及び主要な連結子会社は、有価証券及び投資有価証券について、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、各主管部署において、取引先企業との関係を勘案し、必要により保有の見直しを図ることとしております。

⑤ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できないリスク)の管理

当社及び主要な連結子会社は、グループ財務業務基本方針に基づき、年度事業計画に基づく資金調達計画を策

定するとともに、当社財務部は、定期的に、手許流動性及び有利子負債の状況等を把握・集約し、当社の経営会議に報告しております。また、流動性リスクに備えるため、当社及び主要な連結子会社は、複数の金融機関とコミットメント・ライン契約を結ぶことにより、所要の借入枠を設定しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる場合は、次表に含まれておりません（（注2）を参照下さい。）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	155,444	155,444	—
(2) 受取手形及び売掛金	296,884		
貸倒引当金(*1)	△2,860		
	294,024	294,024	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	67,310	67,310	0
① 満期保有目的の債券	300	300	0
② その他有価証券	67,010	67,010	—
資産計	516,779	516,779	0
(1) 支払手形及び買掛金	149,462	149,462	—
(2) 短期借入金	109,263	109,263	—
(3) コマーシャル・ペーパー	119,000	119,000	—
(4) 未払金	73,738	73,738	—
(5) 未払たばこ税	212,066	212,066	—
(6) 未払たばこ特別税	10,490	10,490	—
(7) 未払地方たばこ税	85,238	85,238	—
(8) 未払法人税等	54,057	54,057	—
(9) 未払消費税等	60,105	60,105	—
(10) 社債	459,409	474,272	14,862
(11) 長期借入金	172,594	173,732	1,138
負債計	1,505,426	1,521,427	16,001
デリバティブ取引(*2)	2,039	2,039	—

(*1) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、注記事項「有価証券関係」を参照下さい。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) コマーシャル・ペーパー、(4) 未払金、(5) 未払たばこ税、(6) 未払たばこ特別税、(7) 未払地方たばこ税、(8) 未払法人税等及び(9) 未払消費税等

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(10) 社債

当社及び連結子会社が発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(11) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」を参照下さい。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式及びその他有価証券等	28,400

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	155,444	—	—	—
受取手形及び売掛金	296,884	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	300	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	11,650	2,500	9	—
合計	464,279	2,500	9	—

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	109,263	—	—	—	—	—
コマーシャル・ペーパー	119,000	—	—	—	—	—
社債	50,300	146,030	60,150	36,706	166,200	—
長期借入金	23,024	22,203	104,106	20,928	1,800	529
合計	301,588	168,233	164,256	57,634	168,000	529

(有価証券関係)

前連結会計年度

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成21年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債・地方債等	600	600	0
合計		600	600	0

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成21年3月31日)

	種類	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	15,326	34,612	19,285
	(2) 債券	3,785	3,893	107
	(3) その他	—	—	—
	小計	19,111	38,505	19,393
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	20,008	14,902	△5,105
	(2) 債券	338	335	△3
	(3) その他	8,082	7,547	△535
	小計	28,429	22,785	△5,643
合計		47,541	61,291	13,749

3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
2,718	220	48

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額 (平成21年3月31日)

その他有価証券

(1) 非上場株式 (百万円)	4,702
(2) 非上場債券 (百万円)	4,020
(3) その他 (百万円)	790

5. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額（平成21年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年 以内 (百万円)	5年超10年 以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 債券	4,712	2,907	1	0
コマーシャルペーパー	2,993	—	—	—
その他	1,719	2,907	1	0
(2) 譲渡性預金	197	—	—	—
(3) その他	0	4,759	408	—
合計	4,910	7,667	409	0

(注) 減損処理した金額は以下のとおりになっております。

(当連結会計年度) 7,062 百万円

当該有価証券の減損にあたっては、下落率が50%以上の場合及び30%以上50%未満については個々の銘柄の下落額が財務諸表に重要な影響を与える場合に、「著しく下落した」と認識しております。

なお、時価が「著しく下落した」と判断された有価証券については、回復可能性の判定を行い、明らかに回復する見込みがあると判断された銘柄以外の有価証券について減損処理を行っております。

当連結会計年度

1. 満期保有目的の債券（平成22年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債・地方債等	300	300	0
合計		300	300	0

2. その他有価証券（平成22年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 又は償却原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価又は償却原 価を超えるもの	(1) 株式	38,127	18,371	19,755
	(2) 債券	6,651	6,523	127
	(3) その他	4,293	3,245	1,047
	小計	49,072	28,141	20,931
連結貸借対照表計上額 が取得原価又は償却原 価を超えないもの	(1) 株式	8,823	10,698	△1,874
	(2) 債券	1,066	1,079	△12
	(3) その他	8,047	8,154	△107
	小計	17,937	19,932	△1,994
合計		67,010	48,073	18,936

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。

3. 当連結会計年度中に売却したその他の有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	7,097	1,900	1,936
(2) 債券	92	18	—
(3) その他	5,772	1,763	2
合計	12,961	3,682	1,938

4. 保有目的を変更した有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

従来関連会社株式として保有していた(株)ハブの株式を、一部売却し、持分法適用の範囲から除外したことにより、当連結会計年度中にその他有価証券に変更しております。なお、この変更による経常利益、及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

5. 減損処理を行った有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当連結会計年度において、有価証券について1,404百万円減損処理を行っております。当該有価証券の減損にあたっては、下落率が50%以上の場合及び30%以上50%未満については個々の銘柄の下落額が財務諸表に重要な影響を与える場合に、「著しく下落した」と認識しております。

なお、時価が「著しく下落した」と判断された有価証券については、回復可能性の判定を行い、明らかに回復する見込みがあると判断された銘柄以外の有価証券について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)
前連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(1)取引の内容

為替予約、通貨スワップ、通貨オプション、金利スワップ、金利キャップ

(2)取組方針及び目的

当社及び連結子会社におけるデリバティブ取引については、外貨建金銭債務及び将来発生する外貨建取引に係る為替リスクの回避あるいは軽減、借入金等における利払等に対する金利リスクの回避を目的としており、投機目的やトレーディング目的のデリバティブ取引は行っておりません。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理に、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内部規程である「金融リスク管理規程」あるいはそれに準ずるルールに基づき、主として将来発生する外貨建取引に係る為替リスクの回避あるいは軽減、借入金等における利払等に対する金利リスクの回避を目的としてデリバティブ取引を利用しております。

④ ヘッジ有効性の評価方法

原則として、ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。

ただし、振当処理によっている為替予約及び特例処理によっている金利スワップは、有効性の評価を省略しております。

(3)リスクの内容

主なリスクとしては、市場リスクとして、「金利・為替の市場価格等の変動により、当該取引の時価が減少するリスク」、また、信用リスクとして、「その時点において、契約の相手方が債務不履行となった場合に損失を被るリスク」が存在いたします。

当社及び連結子会社におけるデリバティブ取引は、主に市場リスクを低減させるため、外貨建債権・債務及び将来発生する外貨建取引又は将来の収益・費用を確定させる目的で取り組んでおります。また、取引においては高い格付を有する金融機関との取引をベースとしているため、重大な信用リスクはないと考えております。

(4)リスク管理体制

当社及び主要な連結子会社では「金融リスク管理規程」あるいはそれに準ずるルールを定めており、当該規程等に準拠して取引の開始に当たっては、利用目的・利用範囲及び取引相手方の選定について担当役員等の決裁を受けております。また、毎月金融機関から送付される残高通知書により担当部長が取引内容及び運用状況を確認しております。

2. 取引の時価等に関する事項（平成21年3月31日）

通貨関連

区分	種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	買建	154,552	5,480	151,600	△2,952
	売建	183,727	—	185,286	△1,558
	通貨スワップ取引				
	買建	59,712	59,712	△242	△242
	売建	3,148	2,220	287	287
合計		—	—	—	△4,466

(注) 1. 時価の算定は、金融機関から提示された価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているものについては、記載を省略しております。

3. 通貨スワップ取引（買建）の契約額等に計上している金額は、クーポンスワップ取引に係る想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

金利関連

区分	種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	72,283	32,856	2,811	2,811
	受取変動・支払固定	469	384	△5	△5
	金利キャップ取引				
	買建	318,041	278,564	100	△1,503
合計		—	—	—	1,302

(注) 1. 時価の算定は、金融機関から提示された価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているものについては、記載を省略しております。

当連結会計年度（平成22年3月31日）

下記デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

なお、時価の算定の方法は、取引金融機関から提示された価格等によっております。

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	買建	296,522	2,894	654	654
	売建	133,767	2,416	△489	△489
	通貨スワップ取引				
	買建	59,712	—	△122	△122
	売建	2,259	2,259	△460	△460
	合計	492,262	7,570	△418	△418

(2) 金利関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	36,606	36,606	2,296	2,296
	金利キャップ取引				
	買建	297,744	36,606	161	△1,208
	合計	334,350	73,212	2,457	1,088

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引				
	受取変動・支払固定	長期借入金	1,136	437	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定給付企業年金制度等、及び確定拠出年金制度を採用しております。また、海外連結子会社においても確定給付型の制度を採用しており、一部の海外連結子会社については、退職後医療給付制度も採用しております。

なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
① 退職給付債務 (百万円)	△424,412	△455,264
② 年金資産 (百万円)	280,513	321,317
③ 未積立退職給付債務 (①+②) (百万円)	△143,899	△133,946
④ 未認識数理計算上の差異 (百万円)	44,996	42,196
⑤ 未認識過去勤務債務 (百万円)	6,203	4,789
⑥ 連結貸借対照表計上額純額 (③+④+⑤) (百万円)	△92,699	△86,960
⑦ 海外連結子会社の年金債務調整額 (注) 2 (百万円)	△25,661	△35,742
⑧ 前払年金費用 (百万円)	27,642	23,390
⑨ その他流動負債 (注) 3 (百万円)	△5,136	△3,720
⑩ 退職給付引当金 (⑥+⑦-⑧-⑨) (注) 4 (百万円)	△140,866	△142,372

(注) 1. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 会計処理基準に関する事項「(6)海外連結子会社の会計処理基準」に記載のとおり、米国会計基準を適用している海外連結子会社において計上された未積立債務であり、連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書においては、評価・換算差額等の「海外連結子会社の年金債務調整額」として記載しております。

3. 米国会計基準を適用している海外連結子会社において退職給付に係る債務の内、翌期の支払予測額が該当する退職給付制度に対応する年金資産を超過する部分について、その他流動負債に計上しております。

4. 会計処理基準に関する事項「(3)重要な引当金の計上基準」に記載のとおり、当社は共済年金給付負担に係る引当額を上記⑩とは別に算定し、退職給付引当金に含めて計上しており、その金額は以下のとおりであります。

(前連結会計年度) 118,278百万円 (当連結会計年度) 109,529百万円

5. 当社の国内連結子会社の一部は複数事業主制度に加入しており、要拠出額は退職給付費用として処理しております。なお、当該複数事業主制度のうち、東京薬業厚生年金基金(総合型)に関する事項については、次のとおりであります。

(イ) 制度全体の積立状況に関する事項

	(前連結会計年度)	(当連結会計年度)
年金資産の額	415,832 百万円	325,177 百万円
年金財政計算上の給付債務の額	497,473 百万円	502,794 百万円
差引額	△81,640 百万円	△177,616 百万円

上記の額は、前連結会計年度については平成20年3月31日、当連結会計年度については平成21年3月31日を基準日としております。

(ロ) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合

(前連結会計年度) 1.2% (当連結会計年度) 1.3%

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
① 勤務費用 (注) 1 (百万円)	13,123	11,293
② 利息費用 (百万円)	21,719	18,090
③ 期待運用収益 (百万円)	△20,132	△12,902
④ 数理計算上の差異の費用処理額 (注) 2 (百万円)	748	3,876
⑤ 過去勤務債務の費用処理額 (注) 2 (百万円)	1,255	1,744
⑥ 退職給付費用 (①+②+③+④+⑤) (百万円)	16,713	22,102

- (注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「① 勤務費用」に計上しております。
2. 割増退職金は以下のとおりであり、特別損失として計上しております。なお、早期退職に伴い一時に費用処理した数理計算上の差異及び過去勤務債務の費用処理額を含めております。
- | | | | |
|-----------|----------|-----------|----------|
| (前連結会計年度) | 2,722百万円 | (当連結会計年度) | 8,523百万円 |
|-----------|----------|-----------|----------|
3. 上記の他に確定拠出年金に係る要拠出額等を計上しており、計上額は以下のとおりであります。
- | | | | |
|-----------|----------|-----------|----------|
| (前連結会計年度) | 3,947百万円 | (当連結会計年度) | 5,679百万円 |
|-----------|----------|-----------|----------|

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

- ①退職給付見込額の期間配分方法 主として期間定額基準
によっております。
- ②割引率 主として2.5%であります。
- ③期待運用収益率 主として2.5%であります。
- ④過去勤務債務の額の
処理年数 主として10年であります。
(発生時の従業員の平均
残存勤務期間以内の一定
の年数による定額法に
より、費用処理しており
ます。)
- ⑤数理計算上の差異の
処理年数 主として10年であります。
(主に各連結会計年度の
発生時における従業員の
平均残存勤務期間以内の
一定の年数による定額法
により按分した額をそれ
ぞれ発生の翌連結会計年
度から費用処理すること
としております。)

	当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）	
	(国内退職給付制度)	(海外退職給付制度)
①退職給付見込額の期間配分方法	主として期間定額基準 によっております。	主として給付算定式に従う 方法によっております。
②割引率	主として2.5%であります。	主として3.0%から5.8% であります。
③期待運用収益率	主として2.5%であります。	主として4.5%から6.2% であります。
④過去勤務債務の額の 処理年数	主として10年であります。 (発生時における従業員の 平均残存勤務期間以内 の一定の年数による定額 法により、費用処理して おります。)	主として6年から10年 であります。 (発生時における従業員 の平均残存勤務期間以内 の一定の年数による定額 法により、費用処理して おります。)
⑤数理計算上の差異の 処理年数	主として10年であります。 (主に各連結会計年度の 発生時における従業員の 平均残存勤務期間以内の 一定の年数による定額法 により按分した額をそれ ぞれ発生の翌連結会計年 度から費用処理すること としております。)	主として5年から19年 であります。 (主に各連結会計年度の 発生時における従業員の 平均残存勤務期間以内の 一定の年数による定額法 により按分した額をそれ ぞれ発生の翌連結会計年 度から費用処理すること としております。)

(共済年金給付関係)

会計処理基準に関する事項「(3)重要な引当金の計上基準」に記載の共済年金給付負担に係る負債額の算定等に関する内容は以下のとおりであります。

1. 共済年金給付負担に係る債務額に関する事項

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
① 共済年金給付負担に係る債務額(注)1 (百万円)	△116,889	△106,345
② 未認識数理計算上の差異(注)2(百万円)	△1,388	△3,183
③ 共済年金給付負担に係る引当金(①+②) (注)3(百万円)	△118,278	△109,529

(注) 1. 当社の公的年金負担に要する費用のうち、昭和31年6月以前の給付対象期間に係る共済年金給付の将来負担見込額の割引現在額であります。

2. 共済年金給付負担に係る債務額の数理計算に用いた見積数値と実績との差異等であります。

3. 連結貸借対照表上、退職給付引当金に含めて計上しております。

2. 共済年金給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
① 利息費用(百万円)	1,918	1,753
② 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	106	△28
③ 共済年金給付費用(①+②)(百万円)	2,024	1,724

3. 共済年金給付負担に係る債務額の計算基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
① 割引率	1.5%であります。	同左
② 数理計算上の差異の処理年数	10年であります。(定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。)	同左

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 179百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	日本たばこ産業株式会社 2007年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2008年度新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名 当社執行役員 (取締役である者を除く) 16名	当社取締役 11名 当社執行役員 (取締役である者を除く) 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 426株	普通株式 547株
付与日	平成20年1月8日	平成20年10月6日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	平成19年6月22日 平成20年6月24日	平成20年6月24日 平成21年6月23日
権利行使期間(注)2	平成20年1月9日 平成50年1月8日	平成20年10月7日 平成50年10月6日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. スtock・オプションの権利行使に関する条件は、以下のとおりであります。

① 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り新株予約権を行使できるものとする。

なお、新株予約権者との間における、新株予約権の割当契約において、当該新株予約権が行使可能となる日を、当該地位を喪失した日から起算して1年を経過した日の翌日と定めている(ただし、取締役会がやむを得ない事由があると認めた場合に限り、当該地位を喪失した日から1年以内においても新株予約権を行使することができることとしている。)

② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成21年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	日本たばこ産業株式会社 2007年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2008年度新株予約権
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	106	—
付与	—	547
失効	—	—
権利確定	106	410
未確定残	—	137

権利確定後（株）		
前連結会計年度末	320	—
権利確定	106	410
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	426	410

② 単価情報

	日本たばこ産業株式会社 2007年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2008年度新株予約権
権利行使価格（円）	1	1
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な 評価単価（円）	581,269	285,904

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された日本たばこ産業株式会社 2008年度新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	日本たばこ産業株式会社 2008年度新株予約権
株価変動性（注）1	32.815%
予想残存期間（注）2	15年
予想配当（注）3	4,800円/株
無リスク利子率（注）4	1.841%

- （注）1. 上場日以後の期間（平成6年10月27日から平成20年10月6日）の株価実績に基づき算出しております。
2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。
3. 平成20年3月期中間配当実績及び同期末配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 209百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	日本たばこ産業株式会社 2007年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2008年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2009年度新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名 当社執行役員 (取締役である者を除く) 16名	当社取締役 11名 当社執行役員 (取締役である者を除く) 14名	当社取締役 9名 当社執行役員 (取締役である者を除く) 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 426株	普通株式 547株	普通株式 1,153株
付与日	平成20年1月8日	平成20年10月6日	平成21年10月13日
権利確定条件	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。	権利確定条件は付されておりません。
対象勤務期間	平成19年6月22日 平成20年6月24日	平成20年6月24日 平成21年6月23日	平成21年6月23日 平成22年6月24日
権利行使期間(注)2	平成20年1月9日 平成50年1月8日	平成20年10月7日 平成50年10月6日	平成21年10月14日 平成51年10月13日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. ストック・オプションの権利行使に関する条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り新株予約権を行使できるものとする。

なお、新株予約権者との間における、新株予約権の割当契約において、当該新株予約権が行使可能となる日を、当該地位を喪失した日から起算して1年を経過した日の翌日と定めている（ただし、取締役会がやむを得ない事由があると認めた場合に限り、当該地位を喪失した日から1年以内においても新株予約権を行使することができることとしている。）。

- ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成22年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	日本たばこ産業株式会社 2007年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2008年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2009年度新株予約権
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	137	—
付与	—	—	1,153
失効	—	—	—
権利確定	—	137	865
未確定残	—	—	288

権利確定後（株）			
前連結会計年度末	426	410	—
権利確定	—	137	865
権利行使	17	—	—
失効	—	—	—
未行使残	409	547	865

② 単価情報

	日本たばこ産業株式会社 2007年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2008年度新株予約権	日本たばこ産業株式会社 2009年度新株予約権
権利行使価格（円）	1	1	1
行使時平均株価（円）	272,959	—	—
付与日における公正な 評価単価（円）	581,269	285,904	197,517

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された日本たばこ産業株式会社 2009年度新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	日本たばこ産業株式会社 2009年度新株予約権
株価変動性（注）1	34.536%
予想残存期間（注）2	15年
予想配当（注）3	5,400円/株
無リスク利率（注）4	1.778%

（注）1. 上場日以後の期間（平成6年10月27日から平成21年10月13日）の株価実績に基づき算出しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。
3. 平成21年3月期中間配当実績及び同期末配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)																																																																																																																								
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">55,717百万円</td> </tr> <tr> <td>共済年金給付負担金</td> <td style="text-align: right;">47,725百万円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">42,855百万円</td> </tr> <tr> <td>為替差損</td> <td style="text-align: right;">26,558百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">16,329百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">99,558百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">288,744百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△64,919百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">223,824百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>圧縮記帳積立金</td> <td style="text-align: right;">△32,360百万円</td> </tr> <tr> <td>買収会計に関わる評価アップ</td> <td style="text-align: right;">△73,387百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△72,920百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△178,668百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">45,156百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>流動資産－繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">29,675百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産－繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">128,786百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債－繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">2,915百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債－繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">110,389百万円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>国内の法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.35%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海外連結子会社の税率差異</td> <td style="text-align: right;">△12.60%</td> </tr> <tr> <td>損金不算入額</td> <td style="text-align: right;">3.77%</td> </tr> <tr> <td>のれん償却額</td> <td style="text-align: right;">10.05%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">5.42%</td> </tr> <tr> <td>海外連結子会社の法人所得税の不確実性</td> <td style="text-align: right;">3.41%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1.09%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">51.49%</td> </tr> </table>	繰延税金資産		退職給付引当金	55,717百万円	共済年金給付負担金	47,725百万円	繰越欠損金	42,855百万円	為替差損	26,558百万円	貸倒引当金	16,329百万円	その他	99,558百万円	繰延税金資産小計	288,744百万円	評価性引当額	△64,919百万円	繰延税金資産合計	223,824百万円	繰延税金負債		圧縮記帳積立金	△32,360百万円	買収会計に関わる評価アップ	△73,387百万円	その他	△72,920百万円	繰延税金負債合計	△178,668百万円	繰延税金資産の純額	45,156百万円	流動資産－繰延税金資産	29,675百万円	固定資産－繰延税金資産	128,786百万円	流動負債－繰延税金負債	2,915百万円	固定負債－繰延税金負債	110,389百万円	国内の法定実効税率	40.35%	(調整)		海外連結子会社の税率差異	△12.60%	損金不算入額	3.77%	のれん償却額	10.05%	評価性引当額	5.42%	海外連結子会社の法人所得税の不確実性	3.41%	その他	1.09%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.49%	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">42,984百万円</td> </tr> <tr> <td>共済年金給付負担金</td> <td style="text-align: right;">44,195百万円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">45,685百万円</td> </tr> <tr> <td>為替差損</td> <td style="text-align: right;">20,139百万円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td style="text-align: right;">10,488百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">73,255百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">236,748百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△74,102百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">162,646百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>圧縮記帳積立金</td> <td style="text-align: right;">△26,306百万円</td> </tr> <tr> <td>買収会計に関わる評価アップ</td> <td style="text-align: right;">△72,286百万円</td> </tr> <tr> <td>前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">△8,782百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△40,213百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">△147,589百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">15,056百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>流動資産－繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">26,615百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産－繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">85,375百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債－繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">2,357百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債－繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">94,577百万円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>国内の法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.35%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>海外連結子会社の税率差異</td> <td style="text-align: right;">△6.90%</td> </tr> <tr> <td>損金不算入額</td> <td style="text-align: right;">1.95%</td> </tr> <tr> <td>のれん償却額</td> <td style="text-align: right;">8.81%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">6.10%</td> </tr> <tr> <td>英国競争法制裁金関連負債</td> <td style="text-align: right;">△2.44%</td> </tr> <tr> <td>取崩益</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△0.31%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">47.56%</td> </tr> </table>	繰延税金資産		退職給付引当金	42,984百万円	共済年金給付負担金	44,195百万円	繰越欠損金	45,685百万円	為替差損	20,139百万円	貸倒引当金	10,488百万円	その他	73,255百万円	繰延税金資産小計	236,748百万円	評価性引当額	△74,102百万円	繰延税金資産合計	162,646百万円	繰延税金負債		圧縮記帳積立金	△26,306百万円	買収会計に関わる評価アップ	△72,286百万円	前払年金費用	△8,782百万円	その他	△40,213百万円	繰延税金負債合計	△147,589百万円	繰延税金資産の純額	15,056百万円	流動資産－繰延税金資産	26,615百万円	固定資産－繰延税金資産	85,375百万円	流動負債－繰延税金負債	2,357百万円	固定負債－繰延税金負債	94,577百万円	国内の法定実効税率	40.35%	(調整)		海外連結子会社の税率差異	△6.90%	損金不算入額	1.95%	のれん償却額	8.81%	評価性引当額	6.10%	英国競争法制裁金関連負債	△2.44%	取崩益		その他	△0.31%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.56%
繰延税金資産																																																																																																																									
退職給付引当金	55,717百万円																																																																																																																								
共済年金給付負担金	47,725百万円																																																																																																																								
繰越欠損金	42,855百万円																																																																																																																								
為替差損	26,558百万円																																																																																																																								
貸倒引当金	16,329百万円																																																																																																																								
その他	99,558百万円																																																																																																																								
繰延税金資産小計	288,744百万円																																																																																																																								
評価性引当額	△64,919百万円																																																																																																																								
繰延税金資産合計	223,824百万円																																																																																																																								
繰延税金負債																																																																																																																									
圧縮記帳積立金	△32,360百万円																																																																																																																								
買収会計に関わる評価アップ	△73,387百万円																																																																																																																								
その他	△72,920百万円																																																																																																																								
繰延税金負債合計	△178,668百万円																																																																																																																								
繰延税金資産の純額	45,156百万円																																																																																																																								
流動資産－繰延税金資産	29,675百万円																																																																																																																								
固定資産－繰延税金資産	128,786百万円																																																																																																																								
流動負債－繰延税金負債	2,915百万円																																																																																																																								
固定負債－繰延税金負債	110,389百万円																																																																																																																								
国内の法定実効税率	40.35%																																																																																																																								
(調整)																																																																																																																									
海外連結子会社の税率差異	△12.60%																																																																																																																								
損金不算入額	3.77%																																																																																																																								
のれん償却額	10.05%																																																																																																																								
評価性引当額	5.42%																																																																																																																								
海外連結子会社の法人所得税の不確実性	3.41%																																																																																																																								
その他	1.09%																																																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.49%																																																																																																																								
繰延税金資産																																																																																																																									
退職給付引当金	42,984百万円																																																																																																																								
共済年金給付負担金	44,195百万円																																																																																																																								
繰越欠損金	45,685百万円																																																																																																																								
為替差損	20,139百万円																																																																																																																								
貸倒引当金	10,488百万円																																																																																																																								
その他	73,255百万円																																																																																																																								
繰延税金資産小計	236,748百万円																																																																																																																								
評価性引当額	△74,102百万円																																																																																																																								
繰延税金資産合計	162,646百万円																																																																																																																								
繰延税金負債																																																																																																																									
圧縮記帳積立金	△26,306百万円																																																																																																																								
買収会計に関わる評価アップ	△72,286百万円																																																																																																																								
前払年金費用	△8,782百万円																																																																																																																								
その他	△40,213百万円																																																																																																																								
繰延税金負債合計	△147,589百万円																																																																																																																								
繰延税金資産の純額	15,056百万円																																																																																																																								
流動資産－繰延税金資産	26,615百万円																																																																																																																								
固定資産－繰延税金資産	85,375百万円																																																																																																																								
流動負債－繰延税金負債	2,357百万円																																																																																																																								
固定負債－繰延税金負債	94,577百万円																																																																																																																								
国内の法定実効税率	40.35%																																																																																																																								
(調整)																																																																																																																									
海外連結子会社の税率差異	△6.90%																																																																																																																								
損金不算入額	1.95%																																																																																																																								
のれん償却額	8.81%																																																																																																																								
評価性引当額	6.10%																																																																																																																								
英国競争法制裁金関連負債	△2.44%																																																																																																																								
取崩益																																																																																																																									
その他	△0.31%																																																																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.56%																																																																																																																								

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

共通支配下の取引等

1. 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称：当社加工食品事業(チルド加工食品事業を除く)及び調味料事業

事業の内容：主として冷凍加工食品及び調味料の製造販売

(2) 企業結合の法的形式

当社加工食品事業及び調味料事業の事業譲渡、並びに連結子会社ジェイティフーズ㈱を含む関係会社の株式譲渡

(3) 結合後企業の名称

株式会社加ト吉(以下、加ト吉)

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社食品事業部の機能、当社加工食品事業及び調味料事業の関連子会社を加ト吉に集約することにより、加ト吉は、国内最大級となる冷凍食品事業をはじめとした加工食品事業に加え、高い技術力を持つ調味料事業を有することになり、今後、食品メーカーとしての更なる基盤確立を図るために事業再編を実施しております。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

当連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他地域において、賃貸オフィスビルや賃貸住宅等を所有しております。これら賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

用途	連結貸借対照表計上額 (百万円)			当連結会計 年度末の時価 (百万円)
	前連結会計 年度末残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計 年度末残高	
オフィスビル	41,505	△2,419	39,086	140,605
住宅	5,278	△142	5,136	26,737
その他	29,271	△10,951	18,319	66,774
合計	76,056	△13,514	62,542	234,118

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な減少額は次のとおりであります。
国内における未利用不動産の売却等 (11,214 百万円)
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額、その他の物件については「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

また、賃貸等不動産に関する平成22年3月期における損益は、次のとおりであります。

用途	賃貸収益 (百万円)	賃貸費用 (百万円)	差額 (百万円)	その他損益 (売却損益等) (百万円)
オフィスビル	11,546	5,179	6,366	△44
住宅	1,512	502	1,009	△20
その他	2,941	3,327	△386	21,767
合計	15,999	9,009	6,990	21,702

(注) 賃貸費用には減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等が含まれております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部売上高	3,200,493	3,118,318	56,757	435,966	20,770	6,832,307	—	6,832,307
(2) セグメント間内部売上高又は振替高	48,389	40,631	—	132	12,043	101,197	(101,197)	—
計	3,248,883	3,158,949	56,757	436,099	32,814	6,933,505	(101,197)	6,832,307
営業費用	3,060,625	2,984,177	55,737	447,550	23,119	6,571,210	(102,709)	6,468,501
営業利益又は営業損失(△)	188,258	174,772	1,020	△11,450	9,694	362,294	1,511	363,806
II 資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出								
資産	788,672	2,700,098	111,518	332,669	87,433	4,020,393	(140,590)	3,879,803
減価償却費	82,933	68,960	3,870	18,293	3,455	177,512	(612)	176,899
減損損失	—	—	—	3,829	—	3,829	12,534	16,364
資本的支出	46,506	59,776	3,425	23,201	1,128	134,037	234	134,272

(注) 1. 事業区分は、製品の種類、性質、販売市場等から総合的に区分しております。

2. 各事業区分の主要製品(商品又は役務を含む)

- ① 国内たばこ……………製造たばこ(国内免税市場及び当社の中国事業部が管轄する中国、香港、マカオ市場におけるたばこ事業を含んでおります。)
- ② 海外たばこ……………製造たばこ
- ③ 医薬……………医薬品
- ④ 食品……………清涼飲料水、加工食品
- ⑤ その他……………不動産賃貸、リース、エンジニアリング他

3. 「資産」欄の「消去又は全社」の項目に含めた全社資産の金額は、以下のとおりであります。その主なものは、当社での余資運用資金(現預金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券の一部)、基礎的研究に係る資産、事業の用に供していない土地等であります。

(前連結会計年度) 99,421百万円 (当連結会計年度) 96,835百万円

4. 前連結会計年度、当連結会計年度において、営業費用に含まれているセグメント別ののれん償却額は以下のとおりであります。

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	連結 (百万円)
前連結会計年度	1,088	—	—	2,794	—	3,883
当連結会計年度	1,088	94,235	—	10,187	—	105,511

5. 「国内たばこ」には当社の連結子会社であるTSネットワーク(株)を含んでおり、同社は当社たばこ製品の配送業務等のほか外国たばこ製品(輸入たばこ製品)の卸売販売等の業務を行っております。なお、同社を通じて販売される輸入たばこ製品の売上高は1,135,319百万円であります。

6. 「海外たばこ」に区分したJT International S.A. を中核とする海外連結子会社グループの年度決算日は12月31日であり、平成20年1月1日から平成20年12月31日までを当連結会計年度に計上しております。

7. 会計処理の方法の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度の営業利益が、「海外たばこ」で94,235百万円減少しております。

当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部売上高	3,042,836	2,633,636	44,068	394,653	19,500	6,134,695	—	6,134,695
(2) セグメント間内部売上高又は振替高	54,921	38,128	—	111	10,448	103,609	(103,609)	—
計	3,097,758	2,671,764	44,068	394,764	29,948	6,238,304	(103,609)	6,134,695
営業費用	2,894,418	2,562,637	57,661	408,460	19,393	5,942,571	(104,380)	5,838,190
営業利益又は営業損失(△)	203,339	109,127	△13,592	△13,695	10,555	295,733	771	296,504
II 資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出								
資産	782,293	2,765,948	114,060	311,189	85,093	4,058,584	(185,988)	3,872,595
減価償却費	53,218	56,089	3,941	16,498	2,781	132,529	240	132,770
減損損失	17	1,030	—	3,135	—	4,183	1,859	6,042
資本的支出	45,827	64,552	2,953	23,445	346	137,125	8	137,133

(注) 1. 事業区分は、製品の種類、性質、販売市場等から総合的に区分しております。

2. 各事業区分の主要製品（商品又は役務を含む）

- ① 国内たばこ……………製造たばこ（国内免税市場及び当社の中国事業部が管轄する中国、香港、マカオ市場におけるたばこ事業を含んでおります。）
- ② 海外たばこ……………製造たばこ
- ③ 医薬……………医薬品
- ④ 食品……………清涼飲料水、加工食品
- ⑤ その他……………不動産賃貸、リース他

3. 「資産」欄の「消去又は全社」の項目に含めた全社資産の金額は、以下のとおりであります。その主なものは、当社での余資運用資金（現預金及び有価証券）、基礎的研究に係る資産、事業の用に供していない土地等であります。

（前連結会計年度） 96,835百万円 （当連結会計年度） 74,995百万円

4. 営業費用に含まれているセグメント別ののれん償却額は以下のとおりであります。

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	連結 (百万円)
前連結会計年度	1,088	94,235	—	10,187	—	105,511
当連結会計年度	1,088	84,651	—	11,687	—	97,427

5. 「国内たばこ」には当社の連結子会社であるTSネットワーク(株)を含んでおり、同社は当社たばこ製品の配送業務等のほか外国たばこ製品（輸入たばこ製品）の卸売販売等の業務を行っております。なお、同社を通じて販売される輸入たばこ製品の売上高は1,084,320百万円であります。

6. 「海外たばこ」に区分したJT International S.A. を中核とする海外連結子会社グループの年度決算日は12月31日であり、平成21年1月1日から平成21年12月31日までを当連結会計年度に計上しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	日本 (百万円)	西欧 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部売上高	3,672,003	2,038,028	1,122,275	6,832,307	—	6,832,307
(2) セグメント間内部売上高 又は振替高	53,334	223,871	39,185	316,391	(316,391)	—
計	3,725,338	2,261,900	1,161,461	7,148,699	(316,391)	6,832,307
営業費用	3,538,898	2,286,087	961,828	6,786,815	(318,314)	6,468,501
営業利益又は営業損失 (△)	186,439	△24,187	199,632	361,883	1,922	363,806
II 資産	1,083,961	2,378,679	351,079	3,813,720	66,082	3,879,803

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域

① 西 欧……………スイス、イギリス、ドイツ

② その他……………カナダ、ロシア、マレーシア

3. 「資産」欄の「消去又は全社」の項目に含めた全社金額及び内容は「事業の種類別セグメント情報」の「注3.」と同一であります。

4. 会計処理の方法の変更

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度の営業利益が、「西欧」で94,235百万円減少しております。

なお、当連結会計年度において、営業費用に含まれているセグメント別ののれん償却額は以下のとおりであります。

	日本 (百万円)	西欧 (百万円)	その他 (百万円)	連結 (百万円)
当連結会計年度	11,276	94,235	—	105,511

当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	日本 (百万円)	西欧 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部売上高	3,482,547	1,677,755	974,392	6,134,695	—	6,134,695
(2) セグメント間内部売上高 又は振替高	59,889	196,600	34,326	290,815	(290,815)	—
計	3,542,436	1,874,355	1,008,718	6,425,511	(290,815)	6,134,695
営業費用	3,357,883	1,914,644	858,223	6,130,751	(292,561)	5,838,190
営業利益又は営業損失 (△)	184,553	△40,288	150,495	294,759	1,745	296,504
II 資産	1,031,910	2,358,102	433,866	3,823,880	48,715	3,872,595

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域

① 西 欧……………スイス、イギリス、ドイツ

② その他……………カナダ、ロシア、マレーシア

3. 「資産」欄の「消去又は全社」の項目に含めた全社金額及び内容は「事業の種類別セグメント情報」の「注3.」と同一であります。

4. 営業費用に含まれているセグメント別ののれん償却額は以下のとおりであります。

	日本 (百万円)	西欧 (百万円)	その他 (百万円)	連結 (百万円)
前連結会計年度	11,276	94,235	—	105,511
当連結会計年度	12,775	84,651	—	97,427

【海外売上高】

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	西欧	その他	計
I 海外売上高（百万円）	2,002,738	1,177,113	3,179,852
II 連結売上高（百万円）			6,832,307
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	29.3	17.2	46.5

（注）1. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

3. 各区分に属する主な国又は地域

① 西 欧……………スイス、イギリス、ドイツ

② その他……………カナダ、ロシア、マレーシア

当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	西欧	その他	計
I 海外売上高（百万円）	1,646,648	1,008,325	2,654,973
II 連結売上高（百万円）			6,134,695
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	26.8	16.5	43.3

（注）1. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

3. 各区分に属する主な国又は地域

① 西 欧……………スイス、イギリス、ドイツ

② その他……………カナダ、ロシア、マレーシア

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

重要性がないため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

重要性がないため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	162,087円74銭	1株当たり純資産額	172,139円61銭
1株当たり当期純利益金額	12,880円90銭	1株当たり当期純利益金額	14,451円67銭
潜在株式調整後		潜在株式調整後	
1株当たり当期純利益金額	12,879円77銭	1株当たり当期純利益金額	14,448円89銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	123,400	138,448
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	123,400	138,448
普通株式の期中平均株式数(千株)	9,580	9,580
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	0	1
(うち新株予約権(千株))	(0)	(1)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(追加情報)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>1. 連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. (以下、JTI-Mac社)は、ケベック州税庁より、当社によるRJRナビスコ社(以下、RJR社)からの米国以外のたばこ事業買収以前である平成2年から平成10年にかけて、たばこ密輸に関与したとして、平成16年8月11日、約13.6億カナダドル(約1,064億円)の即時支払いを求めた課税通知の送付を受けました。</p> <p>JTI-Mac社が即時に、課税額を支払わなかった場合には、事業資産の差し押え等により、通常の事業運営を継続することが困難となる恐れがあったことから同年8月24日、オンタリオ州上級裁判所に“Companies’ Creditors Arrangement Act (CCAA:企業債権者調整法)”の申請を行い、平成21年3月31日(当連結会計年度末)現在同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続しております。</p> <p>なお、JTI-Mac社の当社グループ会社への債務の一部を履行するために、平成18年4月、当社の連結子会社であるオランダ法人JT International Holding B.V.は、同支払額相当の金融機関発行の信用状を、裁判所が指名したモニター(監督人)へ差し入れております。</p> <p>JTI-Mac社が本件に関し何らかの損害及び費用を負担した場合には、平成11年における当社とRJR社との買収時の契約に基づき、当社は本件に関わる損害及び費用を、売り手側であるRJR社(現レイノルズアメリカン社他)に求償できる権利があると考えており、それを実行してまいります。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p>
<p>2. 連結子会社であるロシア法人ZAO JTI Marketing and Sales(以下、JTI M&S社)は、平成16年7月、モスクワ税務署より、平成12年1月から同年12月の期間に係る未納分の税金(VAT等)、利息、加算税の合計で約24億ルーブル(約69億円)の追加支払いを命じる課税通知を受けました。</p> <p>JTI M&S社は、当該課税通知が事実誤認に基づくものであるとして仲裁裁判所へ当該課税通知の無効確認を求める訴訟を提起しました。第一審、控訴審、破毀審では同社の請求は認められませんでした。平成18年4月、最高仲裁裁判所(監督審)は、それまでの下級審の判断を破棄し、本件を仲裁裁判所(第一審)に差し戻す判決を下しました。平成19年10月、仲裁裁判所(第一審)は、JTI M&S社の主張を認め、課税通知を無効とする判決を下し、平成20年2月に控訴仲裁裁判所(控訴審)、同年5月に管区仲裁裁判所(破毀審)は、ともに税務当局の上訴を棄却し、JTI M&S社勝訴の判決を下しました。その後、税務当局が最高仲裁裁判所(監督審)に上告しましたが、同年10月に同裁判所が税務当局の上告を受理しないことを決定し、JTI M&S社の勝訴が確定しました。</p>	<p>—————</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>3. 平成20年7月11日、連結子会社であるGallaher Group Ltd. (旧 Gallaher Group Plc) 、Gallaher Ltd. (以下、Gallaher社等) 及び英国公正取引庁 (Office of Fair Trading) との間で、当社による買収以前のGallaher社等における英国でのたばこ製品小売価格に係る競争法違反の疑いについて、制裁金を支払うこと等を含む早期解決に向けた合意がなされた旨、英国公正取引庁により発表されました。</p> <p>本件合意は、平成15年8月に、英国公正取引庁からGallaher社等に対して、英国たばこ製品市場における小売販売事業者との取引に関する調査開始の通知を受けていたものに関する事案であり、Gallaher社等は資料の提供等を行うなど、かかる調査に全面的に協力してきました。本件事案については、平成20年4月25日、英国公正取引庁から「Statement of Objections」(違反行為告知書) が発出されていたところですが、当社及びGallaher社等は、関係法令、事実関係等を総合的に勘案した結果、本件の早期解決に向け、本件合意にいたることが最善の策であると判断いたしました。</p> <p>当社グループは、Gallaher Group Plc (現Gallaher Group Ltd.) の買収に伴い実施したパーチェス法による会計処理において、英国競争法に基づいて制裁金が課されるリスクを評価した上で、既に負債計上しており、当連結会計年度の連結貸借対照表上は流動負債及び固定負債に含めて表示しております。本件合意では英国公正取引庁の調査への協力が求められており、当該調査終了後、Gallaher社等に対する制裁金、約93百万スターリング・ポンド (約130億円) についても、最終的に決定される予定です。なお、本件合意の制裁金の支払金額で決定された場合、当該制裁金と負債計上額との差額、約71百万スターリング・ポンド (約100億円) につきましては、特別利益として計上する予定です。</p> <p>本件合意の対象となった事案は、当社による買収前のGallaher社等における行為ではありますが、今回の英国公正取引庁からの指摘を重く受け取るとともに、今後とも、コンプライアンス体制の一層の強化に努めてまいります。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
	<p>4. 平成21年9月29日、カナダのオンタリオ州政府が、連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. (以下、JTI-Mac社) を含むたばこメーカー13社及び業界団体1団体に対して、下記のとおり、訴訟を提起しております。</p> <p>(1) 訴訟の当事者等 原告 オンタリオ州政府 (カナダ) 被告 JTI-Mac社を含む、たばこメーカー等14名</p> <p>(2) 訴訟の内容 喫煙に関連する疾病の治療にオンタリオ州政府が要した医療費相当額の支払いをたばこメーカー(13社)及び業界団体(1団体)に対し求めたものであります。</p> <p>(3) 請求金額 500億カナダドル (約4兆5,680億円) ※ この金額は、被告全体に対する請求金額であります。訴状においては、各被告の負担額・負担割合等は明示されておりません。</p> <p>当社及びJTI-Mac社では、本件訴訟を全く根拠のないものと考えており、今後、法廷において反論を行うなど、適切な対応を行ってまいります。</p> <p>なお、カナダにおいては、これまで、ブリティッシュ・コロンビア州政府及びニューブラウンズウィック州政府から、当社グループ会社を含むたばこメーカー等に対して同様の医療費返還訴訟が提起されておりますが、これらについては、請求金額は特定されておりません。</p>

(重要な後発事象)

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)</p>
<p>1. 当社は、平成21年4月30日開催の取締役会において、盛岡工場、米子工場における製造を平成22年3月末に、小田原工場における製造を平成23年3月末に終了し、計3工場を廃止することを決定いたしました。</p> <p>なお、本件が連結財務諸表に及ぼす影響については、現時点では未確定であります。</p> <p>2. 当社は、平成21年4月30日開催の取締役会において、平成21年6月25日に償還を迎える当社第1回国内普通社債（発行金額1,500億円）の償還に際して、その償還資金の一部を国内普通社債の発行により借り換えることを決議し、当該決議に基づき、下記のとおり社債を発行いたしました。</p> <p>第5回一般担保付社債</p> <p>(1) 社債の種類 国内普通社債</p> <p>(2) 社債総額 金1,000億円</p> <p>(3) 利率 年 1.128%</p> <p>(4) 払込金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(5) 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>(6) 発行年月日 平成21年6月3日</p> <p>(7) 償還期限 平成26年6月3日</p> <p>(8) 償還方法 満期一括償還、ただし発行後の買入消却を可能とする</p> <p>(9) 担保 日本たばこ産業株式会社法に基づく一般担保</p> <p>(10) 資金の用途 社債償還資金</p> <p>(11) 財務上の特約 該当条項なし</p>	<p>連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp.（以下、JTI-Mac社）は、平成22年4月13日、カナダ政府当局との間において、たばこ密輸や偽造の問題を解決するための協働体制の構築に向けた包括契約を締結すると共に、当社によるRJRナビスコ社（以下、RJR社）からの米国以外のたばこ事業買収以前の期間において、たばこの密輸等に関与したとされる行為に対し、一定の行政法規違反答弁を行い、過料150百万カナダドル（約138億円）を支払いました。これに伴い、JTI-Mac社等に対するカナダ政府当局からの訴訟がすべて取り下げられると共に、これまで追加情報で記載しておりました、ケベック州税庁からの課税通知も取り消されております。</p> <p>なお、RJR社グループも平成22年4月13日にカナダ政府当局と別途包括契約を締結し、民事和解金等400百万カナダドル（約370億円）を支払っており、当社グループ及びRJR社グループによるカナダ政府当局に対する金銭的負担総額は550百万カナダドル（約509億円）となります。当社グループとして平成11年の買収契約に基づきRJR社グループに対して有する密輸関連に起因する損害の求償権を実行し、その取扱いにつき交渉してきた結果、当社グループが、当該金銭的負担総額550百万カナダドルの内、過料150百万カナダドルのみを負担すること等により、その取り扱いに合意しました。</p>

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第1回国内普通社債	平成11年6月25日	150,000 (150,000)	—	1.98	あり	平成21年 6月25日
当社	第2回国内普通社債	平成19年7月24日	49,997	50,000 (50,000)	1.34	あり	平成22年 7月23日
当社	第3回国内普通社債	平成19年7月24日	40,000	40,000	1.53	あり	平成23年 7月22日
当社	第4回国内普通社債	平成19年7月24日	59,996	59,996	1.68	あり	平成24年 7月24日
当社	第5回国内普通社債	平成21年6月3日	—	100,000	1.13	あり	平成26年 6月3日
JTI (UK) Finance Plc	英ポンド建普通社債	平成11年5月21日	39,522 (39,522) [300百万GBP]	—	6.63	なし	平成21年 5月21日
JTI (UK) Finance Plc	ユーロ建普通社債	平成16年6月10日	102,673 [800百万Eur]	105,828 [800百万Eur]	4.63	なし	平成23年 6月10日
JTI (UK) Finance Plc	英ポンド建普通社債	平成15年2月6日	32,733 [250百万GBP]	36,513 [250百万GBP]	5.75	なし	平成25年 2月6日
JTI (UK) Finance Plc	ユーロ建普通社債	平成18年10月2日	63,974 [500百万Eur]	66,055 [500百万Eur]	4.50	なし	平成26年 4月2日
その他の社債	—	—	1,260 (840)	1,015 (395)	—	—	—
合計		—	540,157 (190,363)	459,409 (50,395)	—	—	—

(注) 1. 残高の () 内は内書きで、1年内償還予定の金額であります。

2. 残高の [] 内は内書きで、外貨建社債の金額であります。

3. 連結決算日後5年内における償還予定額は、以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
50,300	146,030	60,150	36,706	166,200

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	113,231	109,263	4.8	—
コマーシャル・ペーパー	—	119,000	0.1	—
1年以内に返済予定の長期借入金	26,380	23,024	1.4	—
1年以内に返済予定のリース債務	5,512	4,936	8.9	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	299,563	149,569	1.2	平成23年～平成40年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	11,234	9,126	6.8	平成23年～平成31年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	455,921	414,920	—	—

(注) 1. 平均利率を算出する際の利率及び残高は、期末日の数値を使用しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	22,203	104,106	20,928	1,800
リース債務	3,994	2,717	1,514	557

(2) 【その他】

①当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	第2四半期 自平成21年7月1日 至平成21年9月30日	第3四半期 自平成21年10月1日 至平成21年12月31日	第4四半期 自平成22年1月1日 至平成22年3月31日
売上高(百万円)	1,463,121	1,591,133	1,597,636	1,482,804
税金等調整前四半期純利益金額 (百万円)	83,614	53,817	79,196	59,426
四半期純利益金額 (百万円)	42,869	23,198	40,858	31,521
1株当たり四半期純利益金額 (円)	4,474.90	2,421.50	4,264.94	3,290.35

(注) 第2四半期から第4四半期にかかる四半期情報につきましては、「累計差額方式」により作成しております。

②訴訟

平成21年9月29日、カナダのオンタリオ州政府が、連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. (以下、JTI-Mac社) を含むたばこメーカー13社及び業界団体1団体に対して、下記のとおり、訴訟を提起しております。

1. 訴訟の当事者等

原告 オンタリオ州政府 (カナダ)

被告 JTI-Mac社を含む、たばこメーカー等14名

2. 訴訟の内容

喫煙に関連する疾病の治療にオンタリオ州政府が要した医療費相当額の支払いをたばこメーカー(13社)及び業界団体(1団体)に対し求めたものであります。

3. 請求金額

500億カナダドル(約4兆5,680億円)

※ この金額は、被告全体に対する請求金額であります。訴状においては、各被告の負担額・負担割合等は明示されておりません。

当社及びJTI-Mac社では、本件訴訟を全く根拠のないものと考えており、今後、法廷において反論を行うなど、適切な対応を行ってまいります。

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,090	2,466
売掛金	※2 49,446	※2 53,662
有価証券	—	6,760
商品及び製品	21,266	35,446
半製品	118,789	108,997
仕掛品	3,706	3,719
原材料及び貯蔵品	37,506	39,965
前渡金	※2 195	※2 452
前払費用	※2 4,940	※2 4,796
繰延税金資産	15,317	13,988
関係会社短期貸付金	—	174,555
その他	※2 21,918	※2 15,945
貸倒引当金	△175	△425
流動資産合計	280,004	460,328
固定資産		
有形固定資産		
建物	422,323	410,946
減価償却累計額	△293,778	△288,704
建物（純額）	128,545	122,242
構築物	22,395	21,171
減価償却累計額	△18,555	△17,662
構築物（純額）	3,839	3,509
機械及び装置	334,208	320,518
減価償却累計額	△268,085	△254,677
機械及び装置（純額）	66,122	65,840
車両運搬具	2,527	2,915
減価償却累計額	△1,077	△1,353
車両運搬具（純額）	1,449	1,561
工具、器具及び備品	97,368	92,769
減価償却累計額	△66,613	△71,479
工具、器具及び備品（純額）	30,754	21,290
土地	101,025	93,453
建設仮勘定	6,833	8,278
有形固定資産合計	338,571	316,176
無形固定資産		
のれん	5,156	—
特許権	451	338
借地権	126	13
商標権	4,904	2,182
意匠権	17	75
ソフトウェア	10,639	10,996
その他	165	152
無形固定資産合計	21,461	13,759

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	39,893	43,896
関係会社株式	2,096,524	2,093,949
関係会社出資金	782	782
長期貸付金	7,294	310
関係会社長期貸付金	1,212	32,540
長期前払費用	6,514	7,131
繰延税金資産	51,166	39,704
その他	21,619	19,573
貸倒引当金	△7,715	△648
投資その他の資産合計	2,217,293	2,237,239
固定資産合計	2,577,325	2,567,175
資産合計	2,857,330	3,027,503
負債の部		
流動負債		
買掛金	※2 13,592	※2 15,266
短期借入金	—	30,543
キャッシュ・マネージメント・システム短期借入金	※3 184,123	—
コマーシャル・ペーパー	—	119,000
1年内償還予定の社債	※1 150,000	※1 50,000
1年内返済予定の長期借入金	20,200	20,200
リース債務	※2 14,041	※2 6,116
未払金	※2 41,805	※2 48,241
未払費用	※2 2,822	※2 2,309
未払たばこ税	45,357	45,439
未払たばこ特別税	10,470	10,490
未払地方たばこ税	55,847	55,982
未払法人税等	29,623	30,697
未払消費税等	8,148	13,904
前受金	84	12
預り金	679	623
キャッシュ・マネージメント・システム預り金	—	※4 227,108
前受収益	※2 200	※2 184
賞与引当金	12,990	11,534
その他	※2 1,171	※2 1,069
流動負債合計	591,159	688,722
固定負債		
社債	※1 149,994	※1 199,996
長期借入金	60,560	40,360
リース債務	※2 8,404	※2 5,244
退職給付引当金	191,264	177,988
預り敷金及び保証金	※2 8,567	※2 7,695
長期未払金	1,937	5,735
固定負債合計	420,726	437,020
負債合計	1,011,886	1,125,743

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	736,400	736,400
その他資本剰余金	—	6
資本剰余金合計	736,400	736,406
利益剰余金		
利益準備金	18,776	18,776
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金	44,734	38,320
圧縮記帳特別勘定	2,413	4,254
別途積立金	916,300	955,300
繰越利益剰余金	93,326	112,612
利益剰余金合計	1,075,550	1,129,263
自己株式	△74,578	△74,575
株主資本合計	1,837,372	1,891,095
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7,627	10,099
繰延ヘッジ損益	79	—
評価・換算差額等合計	7,706	10,099
新株予約権	364	564
純資産合計	1,845,443	1,901,759
負債純資産合計	2,857,330	3,027,503

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
売上高	2,173,552	2,052,654
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	21,791	21,266
当期製品製造原価	300,988	302,735
当期商品仕入高	5,312	603
国たばこ税	561,359	532,760
国たばこ特別税	129,591	122,990
地方たばこ税	690,943	655,745
他勘定振替高	※1 2,796	※1 556
商品及び製品期末たな卸高	21,266	35,446
不動産事業売上原価	4,323	3,618
売上原価合計	1,690,247	1,603,720
売上総利益	483,305	448,934
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	13,226	13,993
販売促進費	52,224	52,365
特許権使用料	1,812	2,438
運送費及び保管費	20,164	19,807
報酬及び給料手当	32,219	33,002
退職給付費用	5,432	6,593
法定福利費	5,764	5,805
従業員賞与	7,633	7,650
賞与引当金繰入額	7,429	6,985
委託手数料	25,834	22,276
減価償却費	63,251	31,793
研究開発費	※5 41,895	※5 41,655
その他	38,729	40,717
販売費及び一般管理費合計	315,617	285,086
営業利益	167,687	163,847
営業外収益		
受取利息	※4 348	※4 587
受取配当金	※4 3,616	※4 5,917
関係会社貸貸収入	989	765
その他	※4 3,507	※4 2,959
営業外収益合計	8,460	10,229

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業外費用		
支払利息	※4 3,418	※4 2,724
社債利息	4,700	3,791
為替差損	2,337	—
たばこ災害援助金	768	522
共済年金給付費用	2,024	1,724
貸倒引当金繰入額	49	—
その他	2,648	3,707
営業外費用合計	15,947	12,470
経常利益	160,200	161,606
特別利益		
土地売却益	45,576	30,415
その他固定資産売却益	3	0
その他	182	3,492
特別利益合計	45,762	33,907
特別損失		
固定資産売却損	※2 1,806	※2 3,514
固定資産除却損	※3 10,119	※3 4,144
減損損失	※6 12,534	1,859
事業構造強化費用	—	※8 5,004
事業譲渡損	※4 9,863	—
成人識別自販機導入費用	※7 13,468	—
PCB廃棄物処理費用	—	4,055
その他	10,997	2,023
特別損失合計	58,791	20,601
税引前当期純利益	147,172	174,912
法人税、住民税及び事業税	52,588	56,358
法人税等調整額	4,946	11,192
法人税等合計	57,535	67,551
当期純利益	89,637	107,361

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I. 原材料費		216,143	71.9	209,637	71.1
II. 労務費		25,548	8.5	25,508	8.7
III. 経費		58,853	19.6	59,387	20.2
当期総製造費用		300,545	100.0	294,533	100.0
期首半製品たな卸高		120,091		118,789	
期首仕掛品たな卸高		4,091		3,706	
合計		424,728		417,029	
期末半製品たな卸高		118,789		108,997	
期末仕掛品たな卸高		3,706		3,719	
他勘定振替高	※1	1,244		1,576	
当期製品製造原価		300,988		302,735	

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
経費のうち主なものは次のとおりです。		
減価償却費 (百万円)	17,091	18,055

(注) ※1. 他勘定振替高の主なものは、原材料等の試験用への振替によるものであります。

原価計算の方法

主要製品であるたばこの原価計算は、葉たばこを除骨加工する工程（半製品製造工程）と除骨加工済の半製品から製品を製造する工程に区分した工程別総合原価計算を採用しております。

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	736,400	736,400
当期末残高	736,400	736,400
その他資本剰余金		
前期末残高	—	—
当期変動額		
自己株式の処分	—	6
当期変動額合計	—	6
当期末残高	—	6
資本剰余金合計		
前期末残高	736,400	736,400
当期変動額		
自己株式の処分	—	6
当期変動額合計	—	6
当期末残高	736,400	736,406
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	18,776	18,776
当期末残高	18,776	18,776
その他利益剰余金		
圧縮記帳積立金		
前期末残高	46,180	44,734
当期変動額		
圧縮記帳積立金の繰入	5,415	3,068
圧縮記帳積立金の取崩	△6,862	△9,481
当期変動額合計	△1,446	△6,413
当期末残高	44,734	38,320
圧縮記帳特別勘定		
前期末残高	3,833	2,413
当期変動額		
圧縮記帳特別勘定の繰入	2,413	4,254
圧縮記帳特別勘定の取崩	△3,833	△2,413
当期変動額合計	△1,419	1,841
当期末残高	2,413	4,254

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
別途積立金		
前期末残高	836,300	916,300
当期変動額		
別途積立金の積立	80,000	39,000
当期変動額合計	80,000	39,000
当期末残高	916,300	955,300
繰越利益剰余金		
前期末残高	130,639	93,326
当期変動額		
圧縮記帳積立金の繰入	△5,415	△3,068
圧縮記帳積立金の取崩	6,862	9,481
圧縮記帳特別勘定の繰入	△2,413	△4,254
圧縮記帳特別勘定の取崩	3,833	2,413
別途積立金の積立	△80,000	△39,000
剰余金の配当	△49,816	△53,648
当期純利益	89,637	107,361
当期変動額合計	△37,313	19,285
当期末残高	93,326	112,612
利益剰余金合計		
前期末残高	1,035,729	1,075,550
当期変動額		
剰余金の配当	△49,816	△53,648
当期純利益	89,637	107,361
当期変動額合計	39,820	53,713
当期末残高	1,075,550	1,129,263
自己株式		
前期末残高	△74,578	△74,578
当期変動額		
自己株式の処分	—	3
当期変動額合計	—	3
当期末残高	△74,578	△74,575
株主資本合計		
前期末残高	1,797,551	1,837,372
当期変動額		
剰余金の配当	△49,816	△53,648
当期純利益	89,637	107,361
自己株式の処分	—	9
当期変動額合計	39,820	53,723
当期末残高	1,837,372	1,891,095

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	18,578	7,627
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△10,951	2,472
当期末残高	7,627	10,099
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	411	79
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△331	△79
当期末残高	79	—
評価・換算差額等合計		
前期末残高	18,990	7,706
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△11,283	2,392
当期末残高	7,706	10,099
新株予約権		
前期末残高	185	364
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	179	200
当期末残高	364	564
純資産合計		
前期末残高	1,816,727	1,845,443
当期変動額		
剰余金の配当	△49,816	△53,648
当期純利益	89,637	107,361
自己株式の処分	—	9
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△11,104	2,593
当期変動額合計	28,716	56,316
当期末残高	1,845,443	1,901,759

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法によって おります。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの……決算日の市場価格 等に基づく時価法 によっておりま す。(評価差額は 全部純資産直入法 により処理し、売 却原価は移動平均 法により算定して おります。)</p> <p>時価のないもの……移動平均法による 原価法によってお ります。</p>	<p>子会社株式及び関連会社株式 ……同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの……同左</p> <p>時価のないもの……同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ……時価法によっておりま す。</p>	<p>デリバティブ……同左</p>
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>総平均法による原価法によっておりま す。 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づ く簿価切下げの方法により算定しており ます。)</p>	<p>同左</p>
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法(ただし、平成10年4月1日 以降に取得した建物(建物附属設備を 除く)については定額法)によってお ります。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物(建物附属設備を除く) 38～50年 機械及び装置 10年</p> <p>(追加情報) 平成20年度の法人税法の改正を契機 として資産の利用状況等を見直した結 果、当事業年度より有形固定資産の耐 用年数を変更しており、主たる機械及 び装置のたばこ製造設備は8年から10 年に耐用年数を変更しております。 なお、この変更により、減価償却費 は2,623百万円減少し、営業利益、経常 利益及び税引前当期純利益はそれぞれ 2,476百万円増加しております。</p>	<p>(1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法(ただし、平成10年4月1日 以降に取得した建物(建物附属設備を 除く)については定額法)によってお ります。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物(建物附属設備を除く) 38～50年 機械及び装置 10年</p>

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)								
	<p>(2)無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおり であります。</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr><td>のれん</td><td style="text-align: right;">5年</td></tr> <tr><td>特許権</td><td style="text-align: right;">8年</td></tr> <tr><td>商標権</td><td style="text-align: right;">10年</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td style="text-align: right;">5年</td></tr> </table> <p>(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース 取引に係るリース資産については、主 として、リース期間を耐用年数とし残 存価額を零とする定額法によっており ます。</p>	のれん	5年	特許権	8年	商標権	10年	ソフトウェア	5年	<p>(2)無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3)リース資産 同左</p>
のれん	5年									
特許権	8年									
商標権	10年									
ソフトウェア	5年									
5. 外貨建の資産及び負債の 本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物 為替相場により円貨に換算し、換算差額 は損益として処理しております。	同左								
6. 引当金の計上基準	<p>(1)貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるた め、一般債権については貸倒実績率に より、貸倒懸念債権等特定の債権につ いては個別に回収可能性を勘案して計 上しております。</p> <p>(2)賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞 与の支出に充てるため、実際支給見込 基準により計上しております。</p> <p>(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当 事業年度末における退職給付債務及び 年金資産の見込額に基づき計上して おります。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業 員の平均残存勤務期間以内の一定の年 数（10年）による定額法により費用処 理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の 発生時における従業員の平均残存勤務 期間以内の一定の年数（10年）による 定額法により按分した額をそれぞれ発 生の翌事業年度から費用処理すること としております。</p> <p>また、公的年金負担に要する費用の うち、昭和31年6月以前（公共企業体 職員等共済組合法施行日前）の給付対 象期間に係る共済年金給付の負担につ いて、当該共済年金負担に係る負債額 を算定し退職給付引当金に含めて計上 しております。</p>	<p>(1)貸倒引当金 同左</p> <p>(2)賞与引当金 同左</p> <p>(3)退職給付引当金 同左</p>								

項目	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
7. ヘッジ会計の方法	<p>(1)ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 該当事項はありません。</p> <p>(3)ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する内部規程である「金融リスク管理規程」に基づき、主として将来発生する外貨建取引に係る為替の変動リスクの回避あるいは軽減、債券運用等における受取利息等及び借入金等における利払等に対する金利リスクの回避を目的としてデリバティブ取引を利用しております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性の評価方法 原則として、ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。ただし、振当処理によっている為替予約は、有効性の評価を省略しております。</p>	<p>(1)ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…貸付金</p> <p>(3)ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する内部規程である「グループ財務業務基本方針」に基づき、主として将来発生する外貨建取引に係る為替の変動リスクの回避あるいは軽減、債券運用等における受取利息等及び借入金等における利払等に対する金利リスクの回避を目的としてデリバティブ取引を利用しております。</p> <p>(4)ヘッジ有効性の評価方法 同左</p>
8. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前事業年度末における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したもものとしてリース資産に計上する方法によっております。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。</p>	—————

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度において、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「長期貸付金」(前事業年度310百万円)は、重要性が増加したため、区分掲記しております。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において、営業外収益に区分掲記しておりました「有価証券利息」(当事業年度0百万円)は、重要性が減少したため、当事業年度においては「受取利息」に含めて表示しております。</p>	<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「関係会社短期貸付金」(前事業年度8,257百万円)は、重要性が増加したため、区分掲記しております。</p> <p>(損益計算書)</p> <ol style="list-style-type: none"> 前事業年度において、営業外費用に区分掲記しておりました「為替差損」(当事業年度1,168百万円)は、重要性が減少したため、当事業年度においては営業外費用の「その他」に含めて表示しております。 前事業年度において、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「事業構造強化費用」(前事業年度1,860百万円)は、重要性が増加したため、区分掲記しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																																																																											
<p>※1. 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を社債の一般担保に供しております。</p> <p>※2. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">関係会社に対する資産</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">35,403百万円</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>関係会社に対する負債</td> <td style="text-align: right;">47,955百万円</td> <td></td> </tr> </table> <p>※3. 「キャッシュ・マネージメント・システム短期借入金」は、当社グループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムを統括している(株)ジェイティ財務サービス(連結子会社)からの資金の借入であります。</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p>5. 偶発債務 関係会社の金融機関からの借入金及び社債に対して次のとおり保証等を行っております。</p> <p>借入金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">百万円</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>JT International Holding B.V.</td> <td style="text-align: right;">231,434</td> <td style="text-align: right;">(1,149百万Gbp) (450百万US\$) (202百万Eur)</td> </tr> <tr> <td>JT International Germany GmbH</td> <td style="text-align: right;">15,338</td> <td style="text-align: right;">(118百万Eur)</td> </tr> <tr> <td>JT International S.A.</td> <td style="text-align: right;">13,797</td> <td style="text-align: right;">(64百万Chf) (50百万Sit) (44百万Eur) (25百万US\$) (0百万Tnd)</td> </tr> <tr> <td>(株)ジェイティ財務サービス</td> <td style="text-align: right;">13,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JTI Polska sp. z. o. o.</td> <td style="text-align: right;">12,442</td> <td style="text-align: right;">(453百万Pln)</td> </tr> <tr> <td>その他(44社)</td> <td style="text-align: right;">68,048</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">354,061</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JTI (UK) Finance PLC</td> <td style="text-align: right;">255,176</td> <td style="text-align: right;">(1,348百万Eur) (569百万Gbp)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">255,176</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 上記のうち外貨建保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。</p>	関係会社に対する資産	35,403百万円		関係会社に対する負債	47,955百万円			百万円		JT International Holding B.V.	231,434	(1,149百万Gbp) (450百万US\$) (202百万Eur)	JT International Germany GmbH	15,338	(118百万Eur)	JT International S.A.	13,797	(64百万Chf) (50百万Sit) (44百万Eur) (25百万US\$) (0百万Tnd)	(株)ジェイティ財務サービス	13,000		JTI Polska sp. z. o. o.	12,442	(453百万Pln)	その他(44社)	68,048		計	354,061		社債	百万円		JTI (UK) Finance PLC	255,176	(1,348百万Eur) (569百万Gbp)	計	255,176		<p>※1. 同左</p> <p>※2. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">関係会社に対する資産</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">35,369百万円</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>関係会社に対する負債</td> <td style="text-align: right;">40,082百万円</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">—————</p> <p>※4. 「キャッシュ・マネージメント・システム預り金」は、当社グループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムにおける資金の受託であります。</p> <p>なお、当事業年度よりキャッシュ・マネージメント・システムの統括会社を、(株)ジェイティ財務サービス(連結子会社)から当社に変更しております。</p> <p>5. 偶発債務 関係会社の金融機関からの借入金及び社債に対して次のとおり保証等を行っております。</p> <p>借入金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">百万円</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>JT International Holding B.V.</td> <td style="text-align: right;">98,272</td> <td style="text-align: right;">(700百万Gbp)</td> </tr> <tr> <td>JT International Germany GmbH</td> <td style="text-align: right;">14,968</td> <td style="text-align: right;">(119百万Eur)</td> </tr> <tr> <td>JT International S.A.</td> <td style="text-align: right;">13,564</td> <td style="text-align: right;">(64百万Chf) (44百万Eur) (25百万US\$)</td> </tr> <tr> <td>JT International Company Netherlands B.V.</td> <td style="text-align: right;">10,041</td> <td style="text-align: right;">(80百万Eur) (0百万US\$)</td> </tr> <tr> <td>その他(40社)</td> <td style="text-align: right;">69,990</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">206,837</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社債</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JTI (UK) Finance PLC</td> <td style="text-align: right;">204,118</td> <td style="text-align: right;">(1,352百万Eur) (252百万Gbp)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">204,118</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 上記のうち外貨建保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。</p>	関係会社に対する資産	35,369百万円		関係会社に対する負債	40,082百万円			百万円		JT International Holding B.V.	98,272	(700百万Gbp)	JT International Germany GmbH	14,968	(119百万Eur)	JT International S.A.	13,564	(64百万Chf) (44百万Eur) (25百万US\$)	JT International Company Netherlands B.V.	10,041	(80百万Eur) (0百万US\$)	その他(40社)	69,990		計	206,837		社債	百万円		JTI (UK) Finance PLC	204,118	(1,352百万Eur) (252百万Gbp)	計	204,118	
関係会社に対する資産	35,403百万円																																																																											
関係会社に対する負債	47,955百万円																																																																											
	百万円																																																																											
JT International Holding B.V.	231,434	(1,149百万Gbp) (450百万US\$) (202百万Eur)																																																																										
JT International Germany GmbH	15,338	(118百万Eur)																																																																										
JT International S.A.	13,797	(64百万Chf) (50百万Sit) (44百万Eur) (25百万US\$) (0百万Tnd)																																																																										
(株)ジェイティ財務サービス	13,000																																																																											
JTI Polska sp. z. o. o.	12,442	(453百万Pln)																																																																										
その他(44社)	68,048																																																																											
計	354,061																																																																											
社債	百万円																																																																											
JTI (UK) Finance PLC	255,176	(1,348百万Eur) (569百万Gbp)																																																																										
計	255,176																																																																											
関係会社に対する資産	35,369百万円																																																																											
関係会社に対する負債	40,082百万円																																																																											
	百万円																																																																											
JT International Holding B.V.	98,272	(700百万Gbp)																																																																										
JT International Germany GmbH	14,968	(119百万Eur)																																																																										
JT International S.A.	13,564	(64百万Chf) (44百万Eur) (25百万US\$)																																																																										
JT International Company Netherlands B.V.	10,041	(80百万Eur) (0百万US\$)																																																																										
その他(40社)	69,990																																																																											
計	206,837																																																																											
社債	百万円																																																																											
JTI (UK) Finance PLC	204,118	(1,352百万Eur) (252百万Gbp)																																																																										
計	204,118																																																																											

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)																																										
<p>※1. 他勘定振替高は、商品及び製品の事業譲渡に伴う譲渡、並びに見本用への振替等であります。</p> <p>※2. 固定資産売却損のうち主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">1,199百万円</td> </tr> </table> <p>※3. 固定資産除却損のうち主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">7,311百万円</td> </tr> </table> <p>※4. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取配当金</td> <td style="text-align: right;">1,915百万円</td> </tr> <tr> <td>営業外収益のその他</td> <td style="text-align: right;">1,616百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td style="text-align: right;">2,087百万円</td> </tr> <tr> <td>事業譲渡損</td> <td style="text-align: right;">9,863百万円</td> </tr> </table> <p>※5. 研究開発費は、総額41,895百万円であり、すべて一般管理費として計上しております。</p> <p>※6. 当事業年度において以下の資産グループについて減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">場所</th> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 15%;">減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>取壊予定の社宅等</td> <td>建物及び構築物等</td> <td>3,803</td> </tr> <tr> <td>近畿圏</td> <td>取壊予定の社宅等</td> <td>建物及び構築物等</td> <td>1,940</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>取壊予定の社宅等</td> <td>建物及び構築物等</td> <td>6,791</td> </tr> </tbody> </table> <p>当社は、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位にて資産のグルーピングを行っております。</p> <p>認識した減損損失の太宗は、当事業年度において、社宅等に係る建物及び構築物について取壊の意思決定がなされたため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し認識したものであり、その金額は11,993百万円であります。</p> <p>なお、当該資産の回収可能価額は主に使用価値により算定しており、その価値を零としております。</p> <p>※7. 成人識別自販機導入費用は、未成年者喫煙防止を目的として、当事業年度に全国導入を実施したICカード方式成人識別装置システム構築展開費用等並びに当社がリース契約により借り受けている自動販売機を成人識別機能対応機とするために要する費用であります。</p>	建物	1,199百万円	建物	7,311百万円	受取配当金	1,915百万円	営業外収益のその他	1,616百万円	支払利息	2,087百万円	事業譲渡損	9,863百万円	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	首都圏	取壊予定の社宅等	建物及び構築物等	3,803	近畿圏	取壊予定の社宅等	建物及び構築物等	1,940	その他	取壊予定の社宅等	建物及び構築物等	6,791	<p>※1. 他勘定振替高は、商品及び製品の振替で見本用払出等であります。</p> <p>※2. 固定資産売却損のうち主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">1,683百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">1,620百万円</td> </tr> </table> <p>※3. 固定資産除却損のうち主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">1,574百万円</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">1,566百万円</td> </tr> </table> <p>※4. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取配当金</td> <td style="text-align: right;">3,897百万円</td> </tr> <tr> <td>営業外収益のその他</td> <td style="text-align: right;">2,036百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息</td> <td style="text-align: right;">1,475百万円</td> </tr> </table> <p>※5. 研究開発費は、総額41,655百万円であり、すべて一般管理費として計上しております。</p> <hr style="width: 20%; margin: 10px auto;"/> <p>※8. 特別損失の「事業構造強化費用」は、事業構造強化施策に伴う費用であり、主なものは早期退職に伴う割増退職金であります。</p>	建物	1,683百万円	土地	1,620百万円	建物	1,574百万円	機械及び装置	1,566百万円	受取配当金	3,897百万円	営業外収益のその他	2,036百万円	支払利息	1,475百万円
建物	1,199百万円																																										
建物	7,311百万円																																										
受取配当金	1,915百万円																																										
営業外収益のその他	1,616百万円																																										
支払利息	2,087百万円																																										
事業譲渡損	9,863百万円																																										
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																																								
首都圏	取壊予定の社宅等	建物及び構築物等	3,803																																								
近畿圏	取壊予定の社宅等	建物及び構築物等	1,940																																								
その他	取壊予定の社宅等	建物及び構築物等	6,791																																								
建物	1,683百万円																																										
土地	1,620百万円																																										
建物	1,574百万円																																										
機械及び装置	1,566百万円																																										
受取配当金	3,897百万円																																										
営業外収益のその他	2,036百万円																																										
支払利息	1,475百万円																																										

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	419	—	—	419
合計	419	—	—	419

当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式 (注)	419	—	0	419
合計	419	—	0	419

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少17株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
[借手側]		[借手側]	
オペレーティング・リース取引		オペレーティング・リース取引	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引のうち解約不能のもの に係る未経過リース料	
1年内	5百万円	1年内	5百万円
1年超	11百万円	1年超	6百万円
合計	17百万円	合計	11百万円

(有価証券関係)

I 前事業年度(平成21年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	41,580	20,957	△20,622
合計	41,580	20,957	△20,622

II 当事業年度(平成22年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	41,580	28,241	△13,338
合計	41,580	28,241	△13,338

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	2,052,133
関連会社株式	235

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産	繰延税金資産
退職給付引当金 29,449百万円	退職給付引当金 27,623百万円
共済年金給付負担金 47,725百万円	共済年金給付負担金 44,195百万円
固定資産減損損失 5,258百万円	固定資産減損損失 1,173百万円
賞与引当金 5,241百万円	賞与引当金 4,654百万円
その他 25,125百万円	その他 20,235百万円
繰延税金資産小計 112,800百万円	繰延税金資産小計 97,880百万円
評価性引当額 △2,768百万円	評価性引当額 △2,960百万円
繰延税金資産合計 110,031百万円	繰延税金資産合計 94,920百万円
繰延税金負債	繰延税金負債
圧縮記帳積立金 △30,260百万円	圧縮記帳積立金 △25,921百万円
その他 △13,287百万円	その他 △15,305百万円
繰延税金負債合計 △43,547百万円	繰延税金負債合計 △41,227百万円
繰延税金資産の純額 66,484百万円	繰延税金資産の純額 53,692百万円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

共通支配下の取引等

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略いたします。

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	192,595円36銭	1株当たり純資産額	198,452円58銭
1株当たり当期純利益金額	9,356円60銭	1株当たり当期純利益金額	11,206円74銭
潜在株式調整後		潜在株式調整後	
1株当たり当期純利益金額	9,355円78銭	1株当たり当期純利益金額	11,204円58銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	89,637	107,361
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	89,637	107,361
普通株式の期中平均株式数(千株)	9,580	9,580
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	0	1
(うち新株予約権(千株))	(0)	(1)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>1. 当社は、平成21年4月30日開催の取締役会において、盛岡工場、米子工場における製造を平成22年3月末に、小田原工場における製造を平成23年3月末に終了し、計3工場を廃止することを決定いたしました。</p> <p>なお、本件が財務諸表に及ぼす影響については、現時点では未確定であります。</p> <p>2. 当社は、平成21年4月30日開催の取締役会において、平成21年6月25日に償還を迎える当社第1回国内普通社債（発行金額1,500億円）の償還に際して、その償還資金の一部を国内普通社債の発行により借り換えることを決議し、当該決議に基づき、下記のとおり社債を発行いたしました。</p> <p>第5回一般担保付社債</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 社債の種類 国内普通社債(2) 社債総額 金1,000億円(3) 利率 年 1.128%(4) 払込金額 各社債の金額100円につき金100円(5) 償還金額 各社債の金額100円につき金100円(6) 発行年月日 平成21年6月3日(7) 償還期限 平成26年6月3日(8) 償還方法 満期一括償還、ただし発行後の買入消却を可能とする(9) 担保 日本たばこ産業株式会社法に基づく一般担保(10) 資金の用途 社債償還資金(11) 財務上の特約 該当事項なし	

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	KT&G Corporation	2,864,904	14,759
		(株)ユニマツライフ	3,739,500	5,029
		(株)三菱UFJフィナンシャルグループ	5,015,750	2,457
		(株)みずほフィナンシャルグループ	12,750,700	2,358
		(株)セブン&アイ・ホールディングス	852,000	1,924
		(株)ドトール・日レスホールディングス	1,320,000	1,635
		(株)三井住友フィナンシャルグループ	340,901	1,053
		(株)岡村製作所	1,206,000	719
		東海旅客鉄道(株)	1,000	712
		日本通運(株)	1,730,400	695
		その他55銘柄	13,578,324	6,752
		計	43,399,479	38,100

【その他】

		種類及び銘柄	投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他有価証券	譲渡性預金	—	6,760
		小計	—	6,760
投資有価証券	その他有価証券	不動産投資信託受益証券	5,891	4,276
		優先出資証券	1,115,540	999
		出資証券	50,000	500
		投資事業有限責任組合出資金 (1組合)	100	19
		小計	—	5,796
		計	—	12,556

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	422,323	8,444	19,821 (1,571)	410,946	288,704	9,940	122,242
構築物	22,395	324	1,547 (51)	21,171	17,662	477	3,509
機械及び装置	334,208	18,333	32,023 (10)	320,518	254,677	16,471	65,840
車両運搬具	2,527	504	116	2,915	1,353	348	1,561
工具、器具及び備品	97,368	9,824	14,423	92,769	71,479	18,730	21,290
土地	101,025	44	7,616 (225)	93,453	—	—	93,453
建設仮勘定	6,833	33,309	31,864	8,278	—	—	8,278
有形固定資産計	986,681	70,784	107,413 (1,859)	950,052	633,876	45,968	316,176
無形固定資産							
のれん	33,095	—	—	33,095	33,095	5,156	—
特許権	37,227	31	—	37,259	36,921	144	338
借地権	126	—	113	13	—	—	13
商標権	297,588	427	—	298,015	295,832	3,148	2,182
意匠権	214	62	—	276	200	3	75
ソフトウェア	50,336	4,631	739	54,228	43,232	4,227	10,996
その他	985	0	43	941	788	12	152
無形固定資産計	419,573	5,152	896	423,830	410,070	12,694	13,759
長期前払費用	14,179	2,565	691	16,054	8,922	1,929	7,131

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額及び当期減少額のうち主な内訳は次のとおりであります。

建 物	減少額	廃止社宅等	16,675百万円
機械及び装置	増加額	製造たばこ製造設備	16,792百万円
	減少額	製造たばこ製造設備	21,222百万円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	7,890	258	4,393	2,680	1,074
賞与引当金	12,990	11,534	12,990	—	11,534

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額8百万円及び回収等による取崩額2,672百万円であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成22年3月31日現在）における主な資産及び負債の内容は次のとおりであります。

① 資産の部

a. 現金及び預金

区分	金額（百万円）
現金	69
預金の種類	
当座預金	2,119
普通預金	276
小計	2,396
合計	2,466

b. 売掛金

イ. 相手先別内訳

相手先名	金額（百万円）
JT International S.A.	13,013
ジェイティ飲料(株)	8,691
(株)ローソン	4,385
(株)ファミリーマート	3,664
(株)サークルKサンクス	3,190
その他	20,718
合計	53,662

ロ. 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 （百万円）	当期発生高 （百万円）	当期回収高 （百万円）	次期繰越高 （百万円）	回収率（%）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
49,446	2,152,522	2,148,307	53,662	97.6	8.7

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記の当期発生高には消費税等が含まれております。

c. たな卸資産

イ. 商品及び製品

	品名	金額（百万円）
商品	特機事業関連商品	92
	その他	45
	小計	138
製品	製造たばこ	32,850
	その他	2,457
	小計	35,307
合計		35,446

ロ. 半製品

	品名	金額（百万円）
	製造たばこ用原料加工済品（除骨葉）	108,997
合計		108,997

ハ. 仕掛品

	品名	金額（百万円）
	製造たばこ	3,719
合計		3,719

ニ. 原材料及び貯蔵品

	品名	金額（百万円）
原材料	葉たばこ	29,126
	その他	3,164
	小計	32,290
貯蔵品	製造たばこ用	3,504
	その他	4,170
	小計	7,674
合計		39,965

d. 関係会社短期貸付金

相手先名	金額（百万円）
JT International Holding B.V.	165,630
テーブルマーク(株)	6,440
(株)サンジェルマン	920
ジェイティシイエムケイ(株)	417
サンバーグ(株)	278
その他	867
合計	174,555

e. 関係会社株式

銘柄	金額（百万円）
JT Europe Holding B.V.	1,831,099
テーブルマーク(株)	142,718
(株)ジャパンビバレッジ	47,564
鳥居薬品(株)	41,580
日本フィルター工業(株)	12,584
その他	18,402
合計	2,093,949

② 負債の部

a. 買掛金

相手先名	金額（百万円）
日本フィルター工業(株)	2,659
JT International S.A.	2,193
北海製罐(株)	1,073
(株)トッパンプロスプリント	988
キーコーヒー(株)	521
その他	7,829
合計	15,266

b. キャッシュ・マネージメント・システム預り金

内容は、「2. 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (貸借対照表関係)」に記載しております。

c. 社債

内訳は、「1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 ⑤ 連結附属明細表 社債明細表」に記載しております。

d. 退職給付引当金

イ. 退職給付関係

区分	金額（百万円）
退職給付債務	140,288
年金資産	△81,367
未認識数理計算上の差異	△3,216
未認識過去勤務債務	△4,877
前払年金費用	17,632
小計	68,459

ロ. 共済年金給付関係（注）

区分	金額（百万円）
共済年金給付負担に係る債務額	106,345
未認識数理計算上の差異	3,183
小計	109,529

合計（百万円）	177,988
---------	---------

（注） 「2. 財務諸表等 （1）財務諸表 重要な会計方針 6. 引当金の計上基準 （3）退職給付引当金」に記載のとおり、当社は共済年金給付負担に係る負債額を別に算定し、退職給付引当金に含めて計上しております。

（3）【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	該当事項なし
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	該当事項なし 該当事項なし 該当事項なし 該当事項なし
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載することとしており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.jti.co.jp/
株主に対する特典	株主優待制度 (1)対象株主 毎年3月31日及び9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された1株以上保有の株主 (2)優待内容 複数の自社商品（グループ会社の商品及び社名入り贈答品・記念品を含む。）から1点贈呈 ①1株以上5株未満保有の株主 2,000円相当 ②5株以上保有の株主 3,000円相当

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

平成21年6月23日関東財務局長に提出

事業年度（第24期）（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(2) 内部統制報告書

平成21年6月23日関東財務局長に提出

事業年度（第24期）（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(3) 四半期報告書及び確認書

平成21年8月13日関東財務局長に提出

（第25期第1四半期）（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

平成21年11月13日関東財務局長に提出

（第25期第2四半期）（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）

平成22年2月12日関東財務局長に提出

（第25期第3四半期）（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）

(4) 臨時報告書

平成21年9月28日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書です。

平成21年10月23日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号（当社子会社に対する訴訟の提起）に基づく臨時報告書です。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

平成21年10月14日関東財務局長に提出

平成21年9月28日提出の臨時報告書に係る訂正報告書です。

(6) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類

平成21年4月20日関東財務局長に提出

(7) 訂正発行登録書

平成21年6月23日、平成21年8月13日、平成21年9月28日、平成21年10月14日、平成21年10月23日、平成21年11月13日、平成22年2月12日関東財務局長に提出

平成21年4月20日提出の発行登録書（普通社債）に係る訂正発行登録書です。

(8) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付資料

平成21年5月28日関東財務局長に提出

(9) 発行登録取下届出書（普通社債）

平成21年4月20日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月23日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 達朗 (印)

指定社員
業務執行社員 公認会計士 桃木 秀一 (印)

指定社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 智 (印)

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

追加情報に記載のとおり、連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp.は、平成16年8月11日にケベック州税庁より約13.6億カナダドル(約1,064億円)の課税通知の送付を受け、同年8月24日にオンタリオ州上級裁判所に「Companies' Creditors Arrangement Act(企業債権者調整法)」の申請を行い、平成21年3月31日現在同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本たばこ産業株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本たばこ産業株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月24日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 達朗	Ⓔ
--------------------	-------	--------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桃木 秀一	Ⓔ
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚 智	Ⓔ
--------------------	-------	------	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本たばこ産業株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、日本たばこ産業株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月23日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 五十嵐 達朗 (印)

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 桃 木 秀 一 (印)

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 飯 塚 智 (印)

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月24日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 達朗 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桃木 秀一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 智 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。